

平成29年 2 月宮崎県定例県議会  
総務政策常任委員会会議録  
平成29年 3 月13日～14日・16日

場 所 第2委員会室

平成29年 3月13日 (月曜日)

午前10時1分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成29年度宮崎県一般会計予算
- 議案第2号 平成29年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算
- 議案第3号 平成29年度宮崎県公債管理特別会計予算
- 議案第23号 知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第24号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第25号 みやざき産業人財確保支援基金条例
- 議案第28号 宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
- 議案第29号 宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第30号 宮崎県情報公開条例の一部を改正する条例
- 議案第31号 宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 議案第32号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第40号 包括外部監査契約の締結について
- 議案第44号 みやざき男女共同参画プランの変更について

○議案第45号 みやざき文化振興ビジョンの変更について

○総合政策及び行財政対策に関する調査

○その他報告事項

- ・平成29年度組織改正案について
- ・宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について（議案第33号関連）
- ・新田原飛行場周辺騒音度調査の概要資料について
- ・防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインの策定について

出席委員（8人）

委 員 長	二 見 康 之
副 委 員 長	重 松 幸次郎
委 員	坂 口 博 美
委 員	星 原 透
委 員	中 野 一 則
委 員	日 高 博 之
委 員	満 行 潤 一
委 員	来 住 一 人

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総務部

総 務 部 長	桑 山 秀 彦
危機管理統括監	畑 山 栄 介
総 務 部 次 長 (総務・職員担当)	郡 司 宗 則
総 務 部 次 長 (財務・市町村担当)	田 中 保 通
危機管理局長 兼危機管理課長	平 原 利 明
部参事兼総務課長	上 山 伸 二

防災拠点庁舎整備室長	志 賀 孝 守
人 事 課 長	吉 村 久 人
行政経営課長	小 田 光 男
財 政 課 長	川 畑 充 代
税 務 課 長	高 林 宏 一
部参事兼市町村課長	藪 田 亨
総務事務センター課長	大田原 節 郎
消 防 保 安 課 長	福 栄 芳 政

事務局職員出席者

議 事 課 主 査	長 谷 恵 美 子
総務課主任主事	日 高 真 吾

○二見委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 次に、当初予算関連議案の審査方法についてであります。

お手元に配付している資料、委員会審査の進め方案をごらんください。

まず、1、審査方針についてであります。当初予算の審査に当たっては、重点事業・新規事業を中心に説明を求めるとし、あわせて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明を求めるとしております。

次に、2、当初予算関連議案等の審査についてであります。今回の委員会は、新年度当初予算の審査が中心となりますので、最初に当初予算全体の説明を聞くため、総務部の審査を先に行い、その後、総合政策部ほかの審査を行いたいと存じます。

また、総務部及び総合政策部の審査につきましては、長時間にわたることが予想されますので、お手元の資料のとおり、3課から4課ごとに説明・質疑を行い、最後に総括質疑を行う形にしたいと存じます。

審査の進め方については以上であります。このとおり進めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、議案第23号、第24号及び第32号に対する人事委員会の意見についてであります。

お手元に配付してある資料をごらんください。これは、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、議会は人事委員会の意見を聞くこととなっております。その回答でありますので、参考にお配りしております。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

午前10時5分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等の概要説明を求めます。

○桑山総務部長 おはようございます。総務部でございます。よろしくお願いたします。

それでは、本日御審議いただきます議案等につきまして、お手元に配付しております総務政策常任委員会資料により御説明を申し上げます。

まず、平成29年度当初予算案の概要につきまして、資料の1ページから御説明を申し上げます。19ページまで記載しておりますが、これは別途配付いたしております当初予算の概要についての冒頭部分を抜粋したものを掲載している

ところでございます。

それでは、資料の1ページをごらんいただきたいと思ひます。

まず、基本方針であります。平成29年度の当初予算の編成につきましては、昨年10月に決定しました当初予算編成方針において、財政改革の取り組みを不断の取組として位置づけ、これを着実に実行しますとともに、人口減少問題に真正面から向き合い、中長期的な視点に立った施策を着実に推進するため、①から③までの3つの重点施策を掲げまして、未来志向の地方創生に取り組む予算として編成をしたところでございます。

中ほどの予算額であります。一般会計の当初予算額は5,778億3,500万円となりまして、対前年度比42億3,700万円、率にして0.7%の減となっております。

次に、特別枠であります。平成28年度に引き続き、3つの特別枠を措置しております。

1つ目が、県営電気事業みやざき創生基金事業であります。県営電気事業みやざき創生基金を活用しまして、みやざき創生の加速化といたしまして、地方創生推進事業と地域振興事業に8.2億円、そして、みやざき新時代へのチャレンジに1.5億円、合わせて47事業で9.7億円を措置しております。これらの事業は、通常の新規・改善事業とは別枠で措置をしておるところでございます。

2つ目は、公共事業の追加措置であります。地域経済活性化と県民の安全・安心の確保のために、平成28年度と同様に、補助公共・交付金事業につきましては、予算編成方針で95%としておりましたシーリング、要求限度額を100%とした上で、さらに20億円、また県単公共事業には25億円、合計で45億円の追加措置を行ってお

ります。

また、3つ目は、大規模災害対策基金事業であります。防災・減災対策のさらなる強化のために、23事業、6.7億円を措置しております。

これら3つの措置によりまして、特別枠は総額61.4億円といたしました。

次に、2ページをごらんいただきたいと思ひます。

予算規模であります。平成27年度の特種要因であります口蹄疫対策転貸債等償還金を除きますと、一番下のほうに表がございまして、平成26年度から28年度まで3年連続の増加となっていたところであります。平成29年度は、公債費や普通建設事業費の減によりましてマイナス予算となつたところでございます。この要因につきましては、後ほど歳出予算の中で御説明を申し上げます。

3ページからは、歳入予算の特徴を記載しております。

4ページのほうをごらんいただきたいと思ひます。

①の自主財源につきましては、下のほうの表をごらんください。

まず、表の上から2つ目、県税であります。法人事業税の増などによりまして、11億4,000万円増の958億3,000万円となっております。一方で地方消費税の減が見込まれておりまして、これに伴い、次の段の地方消費税清算金であります。14億7,600万円の減となっております。

また、下から3つ目の繰入金でありますけれども、括弧書きにありますように、財源調整のための財政関係2基金の繰り入れは、8,900万円減の208億1,900万円となっております。

この結果、5ページのほうの上から2つ目の表、基金残高の推移を見ていただきますと、平

成29年度末の残高の見込みは、当初予算編成後で243億円程度となります。

次に、6ページ、7ページにつきましては、依存財源の状況を記載しております。

7ページの一番上の表をごらんいただきたいと思っております。地方交付税及び臨時財政対策債の状況であります。本県の歳入の3割以上を占める地方交付税は、2億7,800万円減の1,824億2,500万円となっております。これに、次の欄の地方交付税の代替財源であります臨時財政対策債を合わせた、一番下の計の欄ですが、実質的な地方交付税額は4億6,900万円減の2,073億7,600万円となっております。

次の2つ目の表をごらんください。県債の状況であります。発行額は608億4,100万円で、施設整備の増などによりまして、21億4,700万円の増となっております。

その下の欄であります。県債残高につきましては、平成29年度末で193億700万円減の8,642億3,900万円で、括弧書きにございますが、臨時財政対策債を除いた残高につきましても、174億円減少し、4,861億9,600万円となる見込みであります。

次に、8ページ以降であります。歳出予算の特徴を記載しております。

8ページ、9ページは、性質別の歳出予算の状況であります。

9ページのほうに説明を記載しておりますが、まず、①の義務的経費につきましては、人件費が増加いたしますものの、扶助費、それから公債費の減によりまして、11億6,000万円減の2,518億2,400万円となっております。この人件費の増は、退職手当の増によるものでありまして、退職手当は、2つ目に書いてありますが、18億1,200万円増の147億9,400万円となっております。

次に、②の投資的経費につきましては、普通建設事業費の減によりまして、23億5,900万円減の1,015億6,300万円となっております。普通建設事業費の減の主な要因は国庫補助事業の減によるものでありまして、特に平成28年度予算におきましてはT P P対策関連の国庫補助事業、これを計上しておりましたが、平成29年度はこれらが大きく減少することによるものであります。

なお、公共事業費につきましては、枠外の米印に書いてありますが、9億7,700万円、率にして1.1%増の876億円となっております。これは、事業の分類を一部整理したことによる増加が含まれておりますけれども、これを除きましても、平成28年度と同規模の予算額を確保したところでございます。

次に、③の一般行政経費につきましては、貸付金の減などによりまして、7億1,800万円減の2,244億4,800万円となっております。

続きまして、10ページから12ページにかけては、款別の歳出予算の状況と主な事業、主な増減要因を記載しておりますので、後ほどごらんいただければと思っております。

13ページでございますが、特別会計と公営企業会計についてまとめております。

また、14ページ、15ページにつきましては、冒頭に申し上げました特別枠として措置しました基金事業の一覧を、また16ページにつきましては、同じく大規模災害対策基金事業の一覧を掲載しているところでございます。

続きまして、17ページをごらんいただきたいと思っております。

上のほうですが、地方消費税引き上げ分を充てる社会保障関係費でございますが、消費税及び地方消費税の税率改正による引き上げ分につ

きましては、社会保障の充実に充てることとされておきまして、その状況を公表する必要がありますことから、引き上げ分の消費税収と社会保障関係費についてまとめたものであります。

5%から8%への消費税引き上げに伴う地方消費税の増加分は、歳入というところを書いてございますが、平成29年度は83億円程度となっておりますが、一方で、社会保障関係費の歳出であります。一般財源ベースで863億円程度にも上っております。下のほうにグラフを掲げておりますが、その2つ、社会保障関係費と一般財源総額の推移を示すグラフであります。一般財源の総額が伸びない中で、棒グラフのほうですが、社会保障関係費は毎年度、数十億単位で増加しております。政策的経費の財源を圧迫しております。今後とも増加が見込まれているところでございます。

次に、18ページをごらんいただきたいと思っております。

不断の取組としての財政改革であります。当初予算編成における財政改革の取り組みの概要を記載しております。

2段落目に、2つ目の四角にありますように、新年度予算では、歳出につきましては、引き続き、各部局において徹底した事務事業の見直しを行う一方で、より積極的に事業を構築するために、今回は捻出された財源の全額を新規・改善事業として各部局に配分しております。特別枠も含め、新規事業97件、36億円程度、それから改善事業93件、20億円程度の事業を計上したところであります。

本県の財政状況につきましては、下から2つ目に県債発行額の状況を記載しておりますが、これまでの財政改革の取り組みによりまして県債残高が減少するなど、現時点ではおおむね健

全な財政状況を維持できているものと思っております。

しかしながら、歳入の大幅な増加が見込めない中、今後とも、先ほど申し上げました社会保障関係費の増加に加えまして、国体関連経費でありますとか公共施設の老朽化対策など、多額の財政需要が想定されます。今後とも、不断の取組として、財政改革をしっかりと取り組んでいく必要があるというふうに考えているところでございます。

続きまして、19ページの右側でございまして、国の予算の状況、それから地方財政計画の関係を記載しているところでございます。

以上が29年度当初予算の総括的な説明でございましたが、予算の増額はマイナスとなっておりますが、通常の新規・改善事業に加えまして特別枠での措置も行い、限られた財源を工夫しながら、県民の安全・安心の確保を図る取り組みでありますとか、あるいは中長期的な視点に立った取り組みなど、必要な事業を構築したところでございます。

また、今年度の11月補正におきまして、国の経済対策に係る事業を300億円以上措置しております。繰越事業費が大幅増となる見込みでありますことから、これらも一体的に執行することによりまして、積極的な取り組みを行ってまいりたいと考えております。

当初予算の概要につきましては、以上でございます。

次に、資料の21ページをごらんいただきたいと思っております。

総務部における平成29年度当初予算の課別集計表であります。

今回お願いしております総務部の一般会計と特別会計を合わせた予算額は、一番下の表の太

枠の中にありますように、2,642億6,143万9,000円となっております。前年度と比較しますと、2.6%の増となったところでございます。

次に、22ページをごらんください。

この22ページから28ページにかけては、総務部の主な新規・重点事業を掲載しております。後ほど、関係課のほうから御説明をさせていただきます。

次に、29ページをごらんいただきたいと思えます。

債務負担行為でございます。表にありますような3つの事項につきまして、追加をお願いするものでございます。

予算議案につきましては、以上でございます。

次に、特別議案であります。資料の30ページをお開きいただきたいと思えます。

特別議案といたしましては、この30ページから34ページまでになりますが、議案第23号「知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例」など5件でございます。

最後に、その他報告事項でございます。

35ページをお開きいただきたいと思えます。

本日御報告申し上げますのは、ここに記載しております平成29年度組織改正案についてなど2件と、それから、先日の2月補正の常任委員会で要請をいただきました、別途提出させていただきますけれども、新田原飛行場周辺騒音度調査の概要資料についての合わせて3件でございます。

それぞれの詳細につきましては、危機管理局長及び担当課長から御説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

私からは以上でございます。

○高林税務課長 税務課から、地方消費税清算金及び県税収入の当初予算について御説明いた

します。

委員会資料の4ページをお開きください。

ページ中ほどに、自主財源の状況の表がございますが、この上から3段目、地方消費税清算金の欄をごらんください。これは、本県を含めた全都道府県に国から払い込まれた地方消費税総額を、消費に関連した基準によって、各都道府県間において清算、配分するものでございます。

平成29年度の予算は、403億8,105万1,000円を計上しております。前年度に比べまして14億7,629万6,000円の減、対前年度増減率マイナス3.5%となっております。

この地方消費税清算金は、全国の地方消費税の動向に影響されますが、円高等により、輸入取引に課税される貨物割が減少すると見込まれますことから、このような額といたしております。

続きまして、県税収入予算について御説明いたします。

ページが飛びますが、資料の20ページをお開きください。

県税収入につきましては、県内の経済動向や主要企業の業績見通し、平成28年度の税収状況、税制改正等の影響を総合的に検討して見込んだものでございます。

当初予算は、表の一番上の段、県税計の右の欄の①の欄のとおりでございますが、958億3,000万円を計上したところでございます。これは、前年度に比べ11億4,000万円の増、対前年度比101.2%となっております。

それでは、主な税目について御説明いたします。

増減額①—②の欄をごらんいただきたいと思えます。

まず、県税計の下段、個人県民税でございますが、主に証券税制の影響によりまして、6億9,290万円余の減と見込んでおります。

次に、その4つ下の法人事業税につきましては、企業業績が堅調に推移するものと見込まれますことにより、21億4,822万円余の増と見込んでおります。

次に、その下ですが、地方消費税の関係になります。譲渡割地方消費税が6億9,376万円余、その下の貨物割地方消費税が6,347万円余の減と見込んでおります。これは、いずれも、28年度に生じた特殊要因が29年度には生じないこと等により減となるものでございます。

このことについて若干御説明いたしますと、地方消費税の国から県への払い込みは、国に納付された2カ月後となります。1月末日が休日になりますと、納付期限が延長されまして、その税収が2月に納付されることとなります。そうなりますと、2月に納付されました地方消費税は、2カ月後の4月に本県に払い込まれることとなりますことから、地方消費税の税収の一部が年度をまたぎまして翌年度の収入になるため、こういう現象が起きるものでございます。

次に、その4つ下の自動車税につきましては、自動車保有期間の長期化に伴う重課対象自動車の増により、1億2,918万円余の増と見込んでおります。

また、その3つ下の軽油引取税は、軽油の消費量の増加によりまして、2億1,125万円の増と見込んでおります。

説明は以上でございます。

**○二見委員長** 議案の概要説明及び歳入予算等の説明が終了しました。

ここまでのところで質疑はございませんか。

**○坂口委員** 17ページ、地方消費税分の社会保

障関連、今度の引き上げ分の地方への清算基準、これが見直されたんだったですかね。8分の1・8分の6・8分の1ルールが。だから、都道府県分も市町村への清算基準の見直しをやったってというのが、29年度から反映されることになるんですか、これは。

**○高林税務課長** 今度の29年の税制改正におきましては、1つは、地方消費税の清算基準を最終消費地に帰属させるということを目的としておりましたので、清算する指標の基準であります小売年間販売額へのデータの更新を行う際に、事業者の所在地で計上されると思われま通信・カタログ販売、それとインターネット販売について、これを基準から除外とすると。あわせて、清算基準に用います人口と従業員数の割合を現行の15%から17.5%、従業員のほうは10%から7.5%に減少させるというのを平成28年度から改正するというようになっております。

**○坂口委員** 減少させるのは、どの部分ですか。もう一回、増加分と減少分の対象項目はどこになるのか。

**○高林税務課長** 変わりますのは、小売年間販売額のデータの中から、通信・カタログ販売、インターネット販売、こういったものを除外する。それと、基準に用いております人口と従業員数の割合。これを、人口につきましては現行の15%を17.5%、従業員数は10%から7.5%に引き下げるとい、この改正でございます。

**○坂口委員** 結局、大まかに言えば、属地性から人口割へのシフトがなされる。それから、実際に品物が動いたところに帰属させるという考え方が反映されるようになったのかなと思うんですけれど。

僕が、去年、おととしか——今の増税分5%分の清算基準というのは、これはおかしいと、



目的を逸脱しているということで、知事にもかなり一般質問をやったんですけれど。そのときの県の考え方っていうのは、あくまでもこれは地方消費税だと。だから、やはり消費地帰属型が当たり前で、それは変えられないんだというようなトーンだったんです。ところが、やはり変えてきてますよね。だから、宮崎ファーストというのは、ここらなんですよ。目的に沿って、我が県に堂々と持っていくべき金というのは、やはりそれは主張すべきだと思うんです。これを本県は遠慮していて、オールジャパンだったんです。オールジャパンは5%以下の消費税の話で、増税分というのは、これは間違いなく目的税だから、せっかく切り口があいたから、ここんところを今後もっと徹底して求めていってほしいって思うんです。これは強く要望しておきます。ぜひ、総務部長、知事にもしっかりそこを伝えて、我々も議会でやりますけれど、知事会でやはりやっていってほしいということです。

これ、もし何かコメントがあれば。

**○桑山総務部長** 消費増税の趣旨等を踏まえながら、その辺、しっかり対応してまいりたいと思います。

**○坂口委員** それから、もう一つ、これはちょっと関連して聞くんですけれど、1ページのみやぎ創生基金での地域振興事業の畜産新生です。これは、口蹄疫の復興ファンドをもうやめた。まだ再生されてないじゃないかってことで、経済も立ち直ってないじゃないかって、それは継続して国に求めるべきだっていうことがあったけれど、今度は特別交付税で措置してもらうことにしたんだっていう説明だったんです。今の時点での締め切り分の特交は、この畜産新生関係に29年度予算として何ぼぐらい反映されます

か。まだ年度末分もあるけれど、12月末分です。

**○川畑財政課長** 特別交付税の今年度分につきましては、12月分として、口蹄疫対策に要する経費が交付されております。詳細なところ、口蹄疫のところのファンドの減少で、27年度までありました転貸債の利子分の8割という4億8,000万についてはなくなるけれども、その引き続きの事業については配慮していただけるというお話でありました。

実際にどうかということですが、独自に取り組む農家支援対策については、引き続き特別交付税の対象とされまして、4億8,000万円が丸々減るのではなく、ほかのも含めてですが、3億5,000万円の減額という程度にとどまっております。

来年度分につきましては、特別交付税について、予算で口蹄疫関係で幾らという計上はしてなくて、予算については、特別交付税は毎年度25億という予算計上をしておりますので、予算上、口蹄疫の関係で幾らという計上にはなっておりません。

**○坂口委員** それは、ちょっとおかしいと思うんです。その分は特交でもらうんだということだったんですよ。だから、通常の特交部分というのは、これはもうそのときの国の台所事情で、災害なんかが出たときは、もうゼロに限りなく近づいていくでしょうけれど。これは、今後しっかり特交で措置するということを国が言ったという説明だったわけだから、6億の8割にしても4億8,000万です。これをしっかりもらっていかなきゃだめですよ。そういう説明だったんですよ。

**○川畑財政課長** 申しわけありません。説明が少し不十分だったんですけれども。6億というのは昨年度までの利子分の8割という措置でし

て、今年度につきましては事業が減少しておりますので、額としましては、事業費でファンドの後継としましては3億1,800万円余でございます。5割の措置率で考えますと、ファンド以外の部分と合わせまして3億程度ということで、こちらがこの事業について対象としてほしいと挙げた事業については、ほぼ査定されることなくつけていただいているものと考えております。

**○坂口委員** いや、そりゃ、だめですよ。地域振興から何から、ことごとく言われていた6億円ですから。だから、その分を確保してこなきゃだめですよ。通常の事業で復興ファンドに当たる、地域振興の商品券みたいな事業とか、そういった通常の事業でできないところのすき間を埋めていたのが口蹄疫、一旦ろ過してからやっていたわけだから。その自由度をなくして、通常の事業でできるものの中での畜産新生に係る部分だけを請求しましたというんじゃ、これは議会の説明と全然違いますよ。あのときは、基金をなくすべきじゃないと、国の責任でやはりやらせるべきだと。ワクチンまで打って、宮崎の牛を全部なくした。その害が出てきて、まだ立ち直れないんで、それは国の責任でやんなきゃだめだということを、今後は特別交付税で措置してもらおうことになりましたというのがその説明です。それまで6億出してたんです、5年間で30億ですから。例えば、その利息分の半分を県が金利負担をしていくにせよ、それでもまだ年間3億です。それはすき間に埋めれる、通常届かないところへ届かせるための財源として確保しなきゃだめなわけです。だから、それ、ちょっと説明の仕方が変わってきてますよ。

**○川畑財政課長** 昨年度までのファンドの経費につきましては8割で措置されておまして、6億のところを4億8,000万円という措置率でし

た。今回、こちらとして、事業費として計上しているのは農家支援対策だけではなく、風評被害対策、経済対策のようなものも事業費として拾って、こんだけかかってますという要望をしております。そこも全て含めた上で5割の措置をいただいているということで、広く拾って、今後とも要望はしていきたいと考えております。

**○坂口委員** やはり分母が小さ過ぎます。もっと市町村にやってから、これまでやっていた2事業まで、本当に大丈夫なのかということをやって、もう少し復興対策に対しては、そこへ投資していかないと、その分を国に求めないと。今まで以上のものをもらうというのは難しいでしょうけれど。これは、明らかに100%、国の責任です。超法規的な措置でこれだけのことをやって、他の地域へもう迷惑をかけまいという、ある意味犠牲だったわけですから。だから、そこんところをやはりしっかりやっていかないと。

今までの通常の事業でできなかった、補助事業でもできなかった、県単でちょっと手伝いしてあげるかということも厳しかったものに対して、ずっとそこに補填できていたんです。それで、地元の商店街なんか喜んでいたものの一つが地域での商品券ですかね、地元の商店街で2割安ぐらいで買えるとか。こういったものまでやっていって、徐々にそのときのダメージから立ち直ってきていたわけです。まだまだ後遺症があるよというときに、ファンドを打ち切ったわけですから。これは続けて求めるべきだったのを。だから、そこんところは、もうちょっと積極的な予算がないと。今言われたのは、通常の事業ですよ。

**○桑山総務部長** おっしゃるとおり、経緯のある、この問題であります。これにつきましては、蔓延防止対策以外の風評被害あるいは農家経営

支援、こういったものをファンドの後継事業あるいはファンド以外のものもなるべく広く拾って対象に含めて、交付税措置の対象となるよう努力しておりますので、今後とも議員のおっしゃる趣旨を十分踏まえまして、幅広に拾って要望していく、そういう努力を重ねていきたいと思っております。

○中野委員 自主財源のことでちょっとお聞きしますが、地方消費税清算金というのは、宮崎県内で発生した消費税に係るものですがね。

○高林税務課長 地方消費税、資料の20ページ、こちらのほうの県税収入予算の表の中ほどにございます譲渡割地方消費税と貨物割地方消費税は、これは宮崎に入ってきた税収でございます。それと、委員から今お話しがありました地方消費税清算金、これは一旦各県に納められた消費税を全国のレベルでまとめまして、それによって配分するものでございます。そういうことで、地方消費税清算金は全国の地方消費税をベースにしております。県の予算のほうの、この20ページに書いてあるものは、県のほうに直接、宮崎税務署長を通しまして入った税収でございます。

○中野委員 難しく答弁されたので、一段とわけがわかりませんでした。単純に聞いたつもりだったんですけども。

要は、原因が円高で、宮崎県の輸入商品の落ち込みを見込んだからマイナス3.5%という説明をされたから。それじゃ、日本全体での貿易の取引なんかの比率で宮崎県がもらうのが落ちたと理解すればいいんですか。

○高林税務課長 委員のおっしゃるとおりで、これは地方消費税清算金、全国ベースになりますんで、いわゆる貨物割と言われる税収のほうで、円高の影響で全国的に落ちているものです

から、その関係で宮崎県の配分も少なくなるということで、全国ベースの動きでございます。

○中野委員 私は、誤解も含めてですが、宮崎県の貿易の取引で、円高で落ち込む分の消費税分がということかなと思ったもんだから。それとは関係ないわけですよ。

○高林税務課長 その関係につきましては、1つは、先ほどの20ページをもう一度ごらんいただきますと、ここで本県に入ってくるのは貨物割地方消費税で、これが本県も前年度に比べますと87.3ぐらいになっております。ただ、うちの県につきましては、この税収の割合を見ていただきますと、譲渡割という、普通の商品取引に係るほうは165億ほどございます。貨物割という輸入消費に係る税のほうは2億3,400万ということで、割合的にかなり本県のほうは影響は少なくなります。

一方で、全国ベースになりますと、これは国の地財計画上で見えたんですが、7割が譲渡割のほうでございまして、3割が貨物割、結構大きい額でございます。こちらのほうの税収が減ってくるものですから、その影響に引っ張られてしまうということで、本県よりも、全国的な港の多いところとかの県のほうの影響に引っ張られているような状況でございます。

○日高委員 18ページなんですが、不断の取組という言葉が最近よく耳にするんですけど、ことしは財源を県政の重要施策に充当し、新規事業97件、改善事業93件を措置したということで、これって、今まではやってなかったけれど、ことしから不断の取組として、これぐらい事務事業を見直したというふうに理解していいのか、その辺をお伺いします。

○川畑財政課長 財政改革につきましては、平成16年度から継続的に取り組んできておりまし

て、今、第四期の財政改革推進計画を27年度から取り組んでいるところです。

新規・改善事業につきましては、毎年度、事業の終期を迎えたものを改めて見直して、その財源を各部局で、この事業については終期を迎えるので、その財源を新たな事業、また改善事業と言っていますが、引き続きの事業で改善点などを考えていただいて、新たな事業として新規・改善事業ということになっております。予算編成の過程で新規事業・改善事業については議論していきますので、この改善事業の件数、また額については、毎年度異なる。結果として、29年度の予算編成においては、この件数、額であったということになります。

**○日高委員** 特に今年度、特別にこういう形で徹底的な事務事業の見直しをしたというわけではなくて、27年度から毎年、第四期財政改革にあわせて取り組んでおるということでいいですよ。

例えば、この事業も結局、見方によっては将来性とか、この事業を行ったときの効果、最小の経費で最大の効果、当然、その辺の説明をしっかりと受けながら予算をつけていくのかなというふうにも思うんですが、そういった形で編成というのはなされているのか、ちょっとお伺いします。

**○川畑財政課長** 毎年度の予算編成に当たりましては、夏の時点から、今年度、事業終期を迎えるものの次の財源をどうしようということで、各部局と議論を行っていきます。財政改革自体は平成16年度から取り組んでおりまして、今回、10月の時点ですけれども予算編成方針を出すときに、これまでは予算編成方針の基本方針の中のトップに書いてあった財政改革を、財政改革は引き続き取り組んでいくものとして、不

断の取組という冠をつけたのは29年度の予算編成からです。

ただ、徹底した事務事業の見直し自体は、毎年度、予算編成に当たって行っておりまして、各部局と丁寧に議論をしながら、新しい事業のためには財源が必要ですよということとか、この事業については必要だから、じゃあ、この改善ポイントをもって新たな事業として構築をしていこうとか、議論を重ねて編成を行っております。

**○日高委員** 各部があります。それぞれには部長さんがおられると思うんですが、部局マニフェストなるものが県にあるのか、ちょっとわからないですけど、部長と知事の約束みたいな、そういったので、やはり部として各部長の権限というのはどこまであるのかなど。それについて、わかる範囲で総務部長にお答えをお願いいたします。部長の財政に対する権限。

**○桑山総務部長** 大変難しい質問なんですけれど。

各部局、この重点施策を頭に3つ掲げておりますが、そういった方針のもと、全庁的にそれぞれの部局の守備範囲に応じて、この重点施策を推進していくわけですが、当然、事業は100やりたいとしても、財源には限りがありますので。そこに、部局横断的なルールとして、私どもが財政改革推進計画を策定して、絶えず財源を見直しながら、新しい事業をやっていきましょうよと。将来の本県の財政見通しを立てながら、このくらいが限度だねというものをベースとして我々が設けているものが、こういうシーリングであったり、そういう財政のルールでございます。

したがいまして、部局としては、しっかり施策を考えて推進してほしいんですが、当然予算

に限りがありますので、そこにやはりめり張りをつけながら、順位づけをしながら取り組んでいくということになるかと思えます。

○日高委員 それはわかっているんです。ですから、枠配分した中で、その事業を、その部長ないし、その部が順位性をしっかりつけさせて、これが必要なんだということやっていているのかという話なんです。

ということは、そういう作業はないってことなら、ないでも……。

○桑山総務部長 各部局で財源捻出のためのシーリングの作業をやりつつ、一方で新年度の事業を各部局でそれぞれの担当課から聞きながら、部として整えていくわけですけれども、その中で、当然財政課に要求する際には、捻出した財源を、ことしは100%返しておりますけれども、それをもとに要求するものとか、あるいは特別枠と申し上げておりますが、そういった別枠でも要求する。そういったものを部局内では当然優先順位をつけて、そして私ども総務部財政課のほうに要求してくると、それを踏まえて、知事まで査定をして決めていくということになります。当然、内部では、部局でしっかり判断をしていただいているという状況です。

○日高委員 なるほどね。

結局、部長の権限というところが曖昧なところで、言葉はばつと話すけれど、実際的にどうなのかということも正直ありまして。絶対それが、まだ財政に予算をつけろつけろという問題ではなくて、枠配分された財源を、やはり部が一番わかっているわけですから、そこでしっかりと順位性をつけるぐらい、これが必要なんだって言ってきて、それが将来性とか効果が出てくるというふうな部局マニフェストなるもの、当然、知事との約束ってなってくると思うんで

すが、そういったことも取り組むべきじゃないかなということ提案させていただきたい。

○桑山総務部長 各部局で年度初めには目標を立てまして、そして、おっしゃるようなマニフェストのようなものを部長段階あるいは課長段階でもつくっております。そして、人事評価制度というのを言っておりますが、そういったものをブレイクダウンして、職員のレベルでも、組織目標を達成するためにどういう努力をするかということも目標を立てて取り組んでいるところでございます。

今後とも、そういうものをベースにしながら、例えば本年度でいえば畜産関係の輸出関係の支援、施設への5億円の補助であるとか、部局の財源を大きく突出するような事業もありますが、そういったものに対しては、めり張りのついた予算措置なども行っているところでございます。

○日高委員 最後に。

部長が1年どころかわりよったら始まんわけなんですよ、こういうのは成り立たないわけですけれど。そのケースが、最近、まだ入ってきたばかりですけれど、先輩たちに聞いても、部長が一、二年でかわれば、なかなか体制を整えるのは結構厳しいだろうと。当然だなと。ここら辺も、やはり人事的なところでも問題があるのかなという指摘もしたいし——これは答えなくていいんで——指摘だけれど、知事マニフェストとの整合性ってどこでとっていくんだと。というのは、これとは、もう全然整合しちらんわけです。その辺は、マニフェストと県の総合計画のリンクがないと私はおかしいなというふうには思うんで、ちょっと指摘だけさせていただきました。

○満行委員 質問でもしたんで、再度なんですけれど、国は地方創生と言いながら、なかなか

地方に財源を渡してくれないなというのが不安なんです。地財計画では、総体は確保するものの、やはり地方交付税は落ちています。区分でいけば依存財源となりますが、これはもう地方の固有の財源なわけで、ぜひこの確保は努力しないとイケない。これは、知事にも旧自治省にも頑張ってもらって財政とやって、取ってほしいなと強く思うんです。もう社会保障費はどんどん上がる。警察にしろ、教育にしろ、何にしろ、全部地方の財源を求められるわけで、もう地方はどうなるのか。こういう意味では将来が大変不安なので、知事に質問しましたが、ぜひ県を挙げて。市町村も本当に困っているわけで、将来が大変不安です。部長の答弁を聞きたいなと思っています。

**○桑山総務部長** やはり地方にとっては、必要な財源確保っていうのは大変大きな問題であると思っております。平成29年度の国の地方財政計画に関しましては、地方の一般財源総額については前年度を4,000億円ほど上回る額が確保されたということでもありますとか、あるいは地方創生関連の交付金、あるいは事業費自体が維持されたというそういった点、あるいは防災・減災の緊防債とっておりますが、起債関係、そういったものも延長された。そういったことでは評価できる場所があったというふうに思っております。

ただ、一方で人口減少対策関係の措置であるとか、どうしても地方にとってなかなか厳しいと思われるようなものもございまして、今後とも、地方にとっての財源確保に向けてのさまざまな要望をしっかりとやっていく必要があるというふうに思っております。

**○満行委員** もう一つ。

臨財債なんですけれど、国を信用していない

わけではないんですけれど、いつまで臨時なのか。これもまた不安材料で、本当に返ってくるのかよという心配もするし、どんどん振り替えがふえてしまっているわけです。そのことも本来の法の趣旨に戻るべきだと。いつまでやるんだということは、地方からの投げかけが必要じゃないのかなと思うんですけれど、もう一回、部長いかがでしょうか。

**○桑山総務部長** 臨財債の関係につきましては、委員会資料の7ページでもお示ししましたように県債残高がございましてけれども、臨財債を除いた額が4,860億程度、総額で8,600億程度ということですから、相当な割合に上っているという現状がございまして、おっしゃるような点については、交付税の法定の率の引き上げでありますとか、いろんな手法があると思っておりますけれども、今後とも国に強く要望していきたいと思っております。

**○満行委員** よろしくお願ひします。

**○中野委員** 今言われましたから、関連があると言えばあるんですが。国は債務がどんどん超過してふえていますよね。宮崎県は努力して県債残高が減っているということで、せっかく努力をしているだけけれど、国全体は国債がふえている。そういう中で、地方、地方といいながら、地方創生という言葉を使いながら予算を組む。現実的には42億円、昨年よりも0.7%減額になったということですよ。そういう中で、地方創生で何とか地方の景気を向上せんないかん、地方の時代が云々といいながら、予算的には非常に厳しくなっている。国が予算を立てたものからすると、地方には余り来ていないんじゃないかなと。そしてまた、地方は地方でなるべく借金を努力して少なくせにゃいかんということで予算を組まれるわけです。だから、何か矛盾

しているような気がするんです。

それで、実際は予算を立てるのに、何か四苦八苦しなながら5,778億円をつくられたんじゃないかなという気がするんです。平たく言えば、前年度よりも42億円減ったんだけど、毎年の予算額、金額的に本当の予算。基金に積んで、それを取り崩せば、倍の予算額になりますよね。真水の予算というか、それは前年からするとどんな数字になっているんですか。これは予算というのは、予算高ですよ、金額高。そこで宮崎県の経済がどうなっているか、市中に流れるお金がどうかということを見ていく必要があると思うんです。減ってないのか、ふえているのか、その比較とか、そういうのはわかりませんか。

**○桑山総務部長** おっしゃるのは、例えて申し上げますと地域医療介護総合確保基金、こういったものが国から補助金、交付金を受けて、それを一旦基金に積むという歳出と、その積んだ基金をまた取り崩して収入を受けて、そしてまた歳出するという、そこがダブルカウントになっているような、そういった点をおっしゃって真水ということをおっしゃっているのだと思います。

これについては、例えば地域医療介護総合確保基金であれば、国のルールとして、一旦基金に積みなさい、そしてその年度で使いなさいということですので、そういう計上の仕方にならざるを得ないわけでございます。幾つか、そういったものがございます。

それを除いた真水の部分というのは、比較がなかなか難しいという状況で何とも申し上げられないんですが、ことしの予算で申し上げますと、ことしは農林水産業費におけるT P P関連の予算の国庫補助関係が大幅に減少したという

のがマイナスの要因でありまして、それを除きますと、決して緊縮型というようなことではございません。

ただ、地方と国との比較のお話もありましたけれど、地方ではやはり行革という部分においては職員数の減でありますとかいろんな面で、私どもとしては国より進んでいるのではないかなというふうに思っております、そういった努力をしながら、事業に回せるような予算の確保に努めているところでございます。

**○中野委員** 制度上、基金に積んで取り崩すということをせざるを得ないから、そのことを毎年、去年もことしもするわけですから、そういうことを全部清算して、真水という言葉がいいのかわかりませんが、その金額の前年と比べてどうかというのを見て、それが予算的に市中に流れるお金だから。給料という形だったり、公共事業という形をとったり、補助だという形をとりながら、県内に流れるわけですから。その増減が、宮崎県内の景気に、かなり公共という面で影響していると思うんです。だから、そこで予算が膨らんだり、へっこんだり、真水という部分であれば。地方創生といいながら、厳しいときには、もともとこの公共の予算で伸びないとか想定がされます。それで、国もそういうことで景気対策を含めて予算をつくっていくわけですから。そういうことはしていないわけですね。そこ辺を見ないと、地方創生云々と言いながら、今度は未来志向ということでやっていращやるわけですけれども、本当の意味でそれがうまくいくのかなという気がするもので聞いてみました。

**○桑山総務部長** 一旦基金に積むという歳出と、それから基金から取り崩して、また補助金を出すという、そういうことで、10の予算が20とい

うようなことをおっしゃっているわけですが、そういったことは、申しわけありませんが、前後の比較はしていないんですが、いわゆる県民向け、あるいは県内の産業等に向けての必要な予算については、各部局の要求等を受けながら、必要なものについては確保に努めておりますので、そういった点から、今後とも努力をしていきたいと思っております。

○日高委員 ちょっと先ほどの質問の関連なんですけれども、部局マニフェストにこだわるわけじゃないんですけれども、多分、宮崎県には部局マニフェストというのがあって、部長が達成したい事項について、知事に対して、各部が提案したわけですね。その達成率は、1年後にどれだけ達成して、どういうふうな評価を受けたかというのは、知事が公表しなくちゃいけないことになっていたはずなんですけれども、その制度というのはいつの間にか消えたのか。多分、部長が知らんから、ないんでしょうけれど。いつ消えて、どうなったのかというのを、ちょっと。

○小田行政経営課長 部局マニフェストは、以前ございました。年度当初に、こういった取り組みをやりたいというものを知事に提出して説明をする場もあったということでございますが、それはもう数年前にやめておりまして、今は部局長メッセージということで、どちらかという職員に対して、自分はこういう形で事業を進めていきたいというのを示す内容に変えてきております。

ですので、部局マニフェストという、以前やったような取り組みというのは数年前にやめて、今は部局長メッセージということで、職員に対してこういう取り組みをやっていきたいというのを年度初めに示すという取り組みに変えてき

ております。

○日高委員 その部局マニフェストというやり方自体が、効果が薄かったと。だから、そういう職員へのメッセージということに変えてきたと。その根拠って、その辺はどうなんですか。これは効果が薄いというふうに判断した根拠です。

○小田行政経営課長 実際、部局マニフェストを立てても、先ほどいろいろ話がありましたとおり、やはり予算の関係もございまして。

もう一つは、実際、政策につきましては、総合計画が、知事の政策提案を受けてアクションプランも策定をし、それに基づいて各部局が政策を実施しているというところもあります。ですから、一応、そういう流れでもって政策推進のほうは行っているというところになっています。

部局長に関しましては、部局マニフェストって立てるよりも、実際にその部局がやる政策というのは、もうアクションプランのほうで4年間決めてありますので、それを着実に推進していくというのが基本だろうと思っています。

一応そういう形で今取り組みは行われておりますので、部局マニフェストというのは、特にもうやらないということにいたしましたところでございます。

○日高委員 最後に。

やる、やらないはそちらが決めることですから、それはいいんですけれども。やはり、この事業をして、これだけの数字を残して成果を残しますよということの知事との約束がしっかりと達成できたか、できなかったかというのは、職員さんの意識改革とか、これを絶対やり遂げるんだとか自己研さんとかです。当然、数字を求められたり達成率を求められることは、私は有



効手段だというふうに思うんです。金がないからという問題じゃなくて、金がない中でどうしようかというのは、当然どこの部もわかっていて、金がないのにめちゃくちゃな、これをした、これをしたというのは出すわけないんですよね、それをわかっているわけですから。ところが、目標的な、これをせにゃいかんというのが下がるから、こうしなさい、ああしなさいよといったほうが、基本的に楽です。だから、そういったところというのを——なぜそういうことをせんと、いつの間になくなっていくというのは何か腑に落ちないんです。

**○桑山総務部長** 部局マニフェストという形態は終了しているわけでありましてけれども、先ほどちょっと触れましたけれども人事評価制度というものも、昨年度試行ということで、本年度から本格実施をしているところでございます。

この中で、例えば私ども部長であれば、おおむね5項目程度の欄が設けてありますが、それによって、ことしの目指すべきいろんな目標を立てて、上司である副知事との面談を行いながら、ことしの目標を明確化する。そして、それを中間あるいは期末に、成果についてまた報告して、それを評価・検証するといったものを、担当者の方は直属のリーダーであるとか課長あるいは所属長と、リーダーはまたその上の方と、段階別にそういった制度を導入しておりまして、そういったものを通じて、組織として達成すべき目標を明確にしながら成果を上げる、そういう仕事を進めていきたいというふうに思っております。

**○日高委員** 部長が言うのであれば、それで成果をしっかりと求めていただければと思います。

**○二見委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○二見委員長** それでは、引き続き、3課ごとに班分けして議案の審査を行い、最後にその他報告及び総括質疑の時間を設けることとします。執行部の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、歳出予算の説明については、重点・新規事業を中心に簡潔に行い、あわせて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明をお願いいたします。

まず、第1班として、総務課、人事課、行政経営課の審査を行いますので、順次議案の説明をお願いします。

なお、委員の質疑は3課の説明が全て終了した後をお願いいたします。

**○上山総務課長** それでは、総務課の当初予算について御説明をいたします。

お手元の歳出予算説明資料の63ページをお開きください。

総務課の平成29年度当初予算額は、21億7,473万2,000円でございます。

それでは、主な内容について御説明をいたします。

65ページをお願いいたします。

まず、下から3段目、(事項)文書管理費5,068万9,000円であります。これは、文書収発業務に要する発送料や非常勤職員等の人件費、文書管理システムの運用保守に係る経費でございます。

次に、その下、(事項)浄書管理費4,289万8,000円であります。

めくっていただきまして、66ページの上段をごらんください。

これは、庁内で作成します冊子類の印刷・製本業務などの経費でありまして、印刷機器類の保守・リース料、用紙などの消耗品代、非常勤職員等の人件費となっております。

続いて、(事項)情報公開推進費444万3,000円

であります。これは、情報公開・個人情報保護制度を推進し、適正な運営・理解を図るための経費でありまして、審査会や審議会の開催経費及び情報公開の窓口であります県民情報センターの運営費でございます。

次に、(事項)文書センター運営費3,361万9,000円であります。これは、歴史的価値のある公文書や県史資料等を適正に保存管理するための経費でありまして、公文書のマイクロフィルム撮影委託や消火設備等維持管理に要する費用、非常勤職員等の人件費が主なものでございます。

次に、(事項)庁舎公舎等管理費4億8,173万4,000円あります。これは、庁舎・公舎等の維持管理に要する清掃警備などの委託料や光熱水費、職員宿舍の維持管理経費であります。

次に、(事項)防災拠点庁舎整備事業費9億282万2,000円ありますが、詳細につきましては、後ほど常任委員会資料で説明させていただきます。

続きまして、67ページをお願いいたします。

(事項)東京ビル運営費2,874万8,000円あります。東京ビルは、東京事務所の職員宿舍や長期研修生の職員寮、本県出身者の学生寮などから構成される複合ビルでございます。ビルの管理運営に要する委託料や学生寮の指定管理料となっております。

続いて、(事項)公有財産管理費3億1,647万円あります。

説明欄の1、公有財産維持管理費は、県有財産の災害共済保険料や公共下水道受益者負担金、3の県有資産所在市町村交付金は、県営住宅や職員宿舍等が所在する市町村に固定資産税に相当する額を交付するものであります。

4の県有財産利活用強化促進事業は、県有財産の貸し付けや未利用財産の維持管理、売却等

を推進するための経費でございます。

説明欄の5、新規事業「県有施設評価システム整備事業」につきましては、後ほど常任委員会資料で説明をさせていただきます。

続きまして、68ページをお願いいたします。

(事項)県有施設災害復旧費9,270万円あります。これは、天災やその他の事故により被害を受けた県有施設の復旧措置を行うための経費でありまして、財源は県債となっております。

それでは、常任委員会資料の22ページをお願いいたします。

新規事業「県有施設評価システム整備事業」について御説明いたします。

1、事業の目的・背景にありますように、このシステムは昨年9月に策定しました公共施設等総合管理計画を具体的に進めるために整備するものでございます。

2の事業の概要ですが、予算額は4,200万円、財源は全額一般財源、事業期間は平成29年度であります。

(4)の事業内容ですが、これまで各施設所管部局で管理されてきました利用者数や維持管理費といった建物の情報を一元的に管理し、施設カルテの作成や施設の保全に関する将来経費の予測等を行うシステムを構築してまいります。

3の事業の効果ですが、これらの情報を活用することによりまして、(1)の老朽化対策としまして、個別の建物ごとにメンテナンスサイクルを構築し、予防的な修繕・改修を実施することにより、長寿命化と財政負担の低減化を推進いたします。

さらに、個別の建物の将来経費が予測できませんことから、(2)の施設の維持管理について、全庁的な将来経費の予測が可能となりますので、年度ごとに急激な変動がある場合等は施設類型

ごとに工事の実施時期等を調整することで、それを緩和することができ、全体として財政負担の平準化を図ることができます。

続きまして、資料の23ページ、防災拠点庁舎整備事業につきまして御説明をいたします。

まず、1の事業の目的・背景ですが、御案内のとおり、大規模地震等の災害時に、県民の生命と財産を守る司令塔としまして十分な耐震性能を有し、災害応急対策等を円滑に実施できる防災拠点庁舎の建設に来年度から着手したいと考えております。

次に、2の事業概要ですが、29年度は本体工事等の工事費を中心に9億282万2,000円を計上しております。

右下のスケジュールのとおり、29年度から31年度にかけての工事を考えておまして、29年度は5号館の引き家を行った後に、11月議会に本体工事の契約締結議案を上程し、可決いただきましたら、12月末から着工し、約2年間の工期で31年12月末の竣工を予定しております。

本体完成に前後いたしまして、5号館の改修や外構・植栽工事、また一番左下の行にありますように、別途、防災行政無線の移設や県庁LANの整備等を行いまして、31年度末の供用開始を目指しております。概算工事費は、左下の表の一番下の欄にありますように、約132億円となっております。

3の事業の効果ですが、防災拠点庁舎の整備によりまして、県の防災対応力の強化が図られるものと考えております。

次に、債務負担行為についてでございます。

常任委員会資料の29ページをお開きください。

表の1段目、防災拠点庁舎建設事業ですが、平成31年度までの継続契約となるため、限度額122億5,918万5,000円を計上しております。

続きまして、常任委員会資料の32ページをお開きください。

議案第30号「宮崎県情報公開条例の一部を改正する条例」案につきまして御説明をいたします。

改正理由につきましては、1にありますように、公立大学法人宮崎県立看護大学が本年4月1日に設立されることに伴い、条例の実施機関に、県が設立した地方独立行政法人を加えるなど、所要の改正を行うものであります。

改正内容としましては、2にありますとおり、県が設立した地方独立行政法人を条例の実施機関に加えるとともに、同法人または公社が行った開示決定などに不服がある場合、これまでどおり審査請求をすることができる旨の規定を設けるなど、必要な改正を行うものであります。

3の施行期日としましては、29年の4月1日としております。

続きまして、資料の33ページ、議案第31号「宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例」案であります。

改正理由につきましては、1にありますように、公立大学法人宮崎県立看護大学の設立及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の改正に伴い、関連規定の改正を行うものであります。

改正の内容としましては、2にありますとおり、先ほどの議案第30号と同様に、県が設立した地方独立行政法人を条例の実施機関に加え、審査請求に関する規定を新たに設けますとともに、番号法の改正により、県が行う独自利用事務において、情報連携を可能とする条項が追加されたことに伴う改正など、所要の改正を行うものであります。

3の施行期日としましては、29年の4月1日としておりますが、番号法に係る部分につきましては、番号法改正の施行日に合わせ、平成29年5月30日としております。

総務課からの説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○吉村人事課長 人事課の平成29年度当初予算につきまして御説明をいたします。

歳出予算説明資料の69ページをお願いいたします。

人事課の平成29年度当初予算額は、49億4,642万8,000円であります。

主な内容につきまして御説明をいたします。

めくっていただきまして、71ページをお願いいたします。

まず、ページの中ほどにございます(事項)人事調整費7億4,641万4,000円であります。これは、説明の欄にありますように、非常勤職員の雇用、職員の赴任旅費、産休や休職者等の代替臨時職員の雇用など、人事給与管理の全庁的な調整に要する費用であります。

続きまして、(事項)人事給与費35億4,596万3,000円あります。

その主なものといたしまして、1ページめくっていただきまして、72ページの一番上、説明欄の2、退職手当34億4,406万4,000円あります。前年度当初に比べまして4億6,000万円余の増となっております。これは、退職見込み者数が平成28年度149名に対しまして、29年度が170名と、21名の増となることによるものであります。

続きまして、(事項)県職員研修費の3,060万7,000円あります。これは、自治学院において行う県職員の研修に要する経費であります。

次に、(事項)職員派遣研修費の2,214万8,000円あります。説明欄にありますように、①の

職員の国内派遣研修といたしましては、自治大学校、政策研究大学院大学への派遣を、また、②の海外派遣研修としましては、職員の自主企画による短期海外研修や自治体国際化協会海外事務所などへの派遣経費を計上しております。

続きまして、(事項)東日本大震災被災地職員派遣事業費の977万7,000円あります。被災地へ派遣します職員の代替としまして非常勤職員や臨時的任用職員を配置するための経費や、派遣職員の業務報告などの経費でございます。

次に、(事項)熊本地震被災地職員派遣事業費1,680万7,000円あります。熊本県からの要請に基づきまして、災害復旧事業に従事する職員の派遣に要する経費でございます。

次に、資料がかわりまして、常任委員会資料の29ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加でございます。

表の2段目、人事・給与システム統合基盤移行に係る改修委託事業であります。職員の人事や給与を管理しますシステムのサーバーなど、ハードウェアが平成30年2月に更新時期を迎えますことから、全庁的な指針であります電子行政推進指針にのっとりまして共有サーバーに移行するとともに、ソフトウェアにつきましても機能強化のための改修を行う予定であります。

この移行や改修につきましては、人事異動など、繁忙期であります年度末にかかりますとシステムトラブル等のリスクが大きいことから、システムへの負荷が小さい夏場等に実施するのが望ましいと考えております。このため、平成29年度から平成30年度にかけて実施をお願いするものであり、3,320万4,000円を計上しております。

以上が人事課の平成29年度当初予算の説明であります。

続きまして、特別議案の内容につきまして、常任委員会資料の30ページをお願いいたします。

議案第23号「知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正理由についてであります。職員の通勤実態やガソリン価格、車の燃費等の諸事情を踏まえまして、一般職の自動車等利用に係る通勤手当を改正しますとともに、国や他県の状況、実費弁償的な性格であるという通勤手当の趣旨等を踏まえまして、実際に通勤手当を負担している常勤の特別職に通勤手当を支給するため、改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容についてであります。

まず、一般職についてであります。表をこちらにさせていただきます。

自動車等を利用する場合の通勤手当は、表にありますとおり、5キロ刻みの区分で手当額が定められております。通勤手当は、実費弁償的な性格のものでありますことから、今回、ガソリン価格の動向や自動車の燃費等を考慮しまして、30キロ未満の距離区分で100円ずつ引き下げる、その一方、表の下段のほうにありますように、職員の勤務実態を考慮しまして、65キロから100キロを超える区分まで8区分を増設しまして、その距離区分に応じた手当額を定めることといたしました。

次に、(2)の常勤の特別職につきましては、国あるいは他県の多くで常勤の特別職に通勤手当が支給されているという状況、また、実費弁償的な性格であるという通勤手当の趣旨を踏まえまして、本県においても、実際に常勤の特別職が通勤手当を負担している場合、一般職の例により、通勤手当を支給することといたしたいと思っております。

実際に通勤費用を負担している必要がありますので、通勤手当が支給される常勤の特別職は、常勤の監査委員、企業局長、教育長、病院局長となる見込みであります。

改正に係る条例といたしましては、3にありますとおり、6つの条例になります。

最後に、4の施行期日につきましては、平成29年4月1日であります。

続きまして、31ページをお願いいたします。

議案第24号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正の理由でございますが、特殊勤務手当は、通常の業務に比べて著しく危険、困難であるなど、特殊な業務に職員が従事した場合に、その勤務実績に応じて支給される手当ですが、職員の勤務実態や国の同種あるいは類似の手当の改正状況等を踏まえまして、今回、所要の改正を行うものであります。

2の改正の内容でございますが、職員の業務実態を調査しまして、国との均衡や本県における他の業務との均衡を考慮しました結果、表にありますとおり、8つの手当について見直しを行うものであります。

見直しの具体的な内容としましては、代表的なものとしまして、(2)にあります精神保健福祉業務手当につきまして、生活保護とか児童相談などの業務との類似性を勘案しまして、それらの手当額と同額に引き上げるものであり、それ以外の手当につきましては、国に合わせて新設や廃止、また、手当の額、支給要件について国との均衡を図るものであります。

なお、改正による影響額は、今回新設します鳥インフルエンザ等の防疫作業に係る手当を除きまして、年間約70万円の増となると見込んでおります。

次に、3の施行期日は、平成29年4月1日としております。

最後に、4のその他としまして、今回の条例の改正事項ではありませんけれども、特殊勤務手当の見直しとあわせて行いました給料の調整額の見直しについてであります。

特殊勤務手当も給料の調整額も、どちらも著しい業務の特殊性に着目して措置されるものでありますが、給料の調整額は、その特殊性が恒常的なものに対して支給されるものであります。この給料の調整額について、特殊勤務手当と同様の観点から検討した結果、表にありますとおり、3つの職種等について平成29年4月1日から見直しを予定しているものであります。

なお、給料の調整額は、職員の給与に関する条例において、人事委員会が定める旨、規定されておりますので、今回の見直しにつきましては、人事委員会規則で具体的に定めることとなります。

次に、飛びまして、34ページをごらんください。

議案第32号「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律などが改正されまして、職員が仕事をしながら育児や介護を行うための環境の整備等が図られることとなったことから、国と同様の措置を講ずるための所要の改正、その他関係規定の整備を行うものであります。

次に、2の改正の内容についてでございますが、まず、(1)の育児休業等の対象となる子の範囲の拡大についてであります。これまで、育児休業の対象となる子の範囲は、実子及び養子であ

りましたけれども、国と同様、養子縁組里親に委託されている児童などまで範囲を拡大するものであります。

次に、(2)の介護休暇を取得できる期間の見直しについてであります。これまで、1つの介護事由に対しまして、連続する6月の範囲内で1回のみしか取得できなかったものを、国と同様、3回を超えず、通算6月の範囲内で分割して取得することができるようにするものであります。

次に、(3)の介護部分休暇の新設についてあります。育児につきましても、育児部分休業制度がありますが、新たに介護につきましても、国と同様、1日につき2時間を超えない範囲内で取得できる部分休暇制度を設けるものでございます。

最後に、3の施行期日は、一部を除きまして平成29年4月1日としております。

人事課からは以上でございます。よろしくお願いたします。

**○小田行政経営課長** 行政経営課分の当初予算につきまして御説明いたします。

恐れ入りますが、歳出予算説明資料の73ページをごらんください。

行政経営課の平成29年度当初予算額は、1億1,526万8,000円でありまして、前年度当初予算と比べて624万3,000円の増となっております。

それでは、主な事業につきまして御説明いたします。

めくっていただきまして、75ページをごらんください。

ページ中ほどの(事項)行政管理費302万7,000円であります。これは、行政管理・行政改革に要する経費でありまして、行政組織・事務の管理改善や宮崎県行財政改革懇談会の開催等に要

する経費であります。

次に、一番下の(事項)法制費724万3,000円  
であります。これは、条例の審査等に要する経  
費でありまして、条例・規則等の審査事務や宮  
崎県公益認定等審議会の開催等に要する経費で  
あります。

76ページをお開きください。

最後に、(事項)県公報発行費944万8,000円  
であります。これは、条例や規則など、県民に周  
知すべき事項を掲載する県公報の発行に要する  
経費であります。

行政経営課分につきましては以上であります。  
よろしく願いいたします。

○二見委員長 各課長の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

○中野委員 総務課長にお尋ねします。この庁  
舎公舎等の維持管理をしますよね。それが4  
億5,000万とか大きいんですが、具体的には、ど  
っか1億を超えるようなところで修繕というか、  
維持管理のためにどういうところがあるのかを  
聞きたいと思います。

というのは、我々もよく承知しているんです  
が、あっちこっちで庁舎等が大きな修理をされ  
ますよね。ああ、これもどっか当初の予算で入っ  
とったんだらうかなと思ひながら、いつも見て  
いるわけですが、そういうところの事業の経費  
ですが、主なものをちょっとお聞きしたいと思  
います。

○上山総務課長 庁舎公舎等管理費で上げてお  
ります予算の主なものとしたしまして、1の庁  
舎公舎管理等維持管理費というのがございます。  
4億5,800万でございますけれども、この内訳とい  
たしましては、清掃と警備に関する費用が2  
億7,700万円余、あと光熱水費が1億7,000万円  
余となっております。中野委員がおっしゃいま

した修繕関係の費用につきましては、別途、ま  
た営繕課のほうで予算を計上しております。

○中野委員 わかりました。ここじゃなかった  
んですね。

それから、委員会資料でお尋ねしたいんです  
が、議案23号、これの一般職員の対象者とい  
うのは、知事部局のほかもあるんですか。知事部  
局だけが対象ということなんですか。

○吉村人事課長 知事部局だけではございませ  
んで、教育委員会を含め、他の部局も同じ取り  
扱いということになります。

○中野委員 では、65キロを超える対象者は、  
今、該当する人が何名おるんですか。

新しく制定する分に該当する職員の数。

○吉村人事課長 86名でございます。

○中野委員 その予算金額は幾らですか。

○吉村人事課長 351万円程度でございます。増  
加分の65キロ、今回新設したところに係る人た  
ちに係る金額としまして、351万でございます。

○中野委員 それは増額分だけですか。

○吉村人事課長 増額分になります。

○中野委員 86名に係る総額って幾らになるん  
ですか。今まで、65キロ以内も払っていたわけ  
でしょう。それをを超える分だけが351万とい  
うことですが、トータルは幾らになる。

○吉村人事課長 これまで、60キロまでとい  
うことで手当を支給しておりましたので、今回60  
キロ以上を新たに新設したことで、ふえる金額  
としましては56万9,000円、57万弱になります。

○中野委員 そうすると、351万というのは、今  
まで払っている分も含めて、その86名の人に払  
う総額ということですね。さっき言っったの  
は違ったようなふうに聞きました。

○吉村人事課長 申しわけございません。今回  
の65キロ以上を新設したことによりまして、そ

の新設部分に係る職員全体に支払う金額が351万程度でございまして、これまで、その区分の60キロまで支払っていた分を差し引きまして、今回、区分を新設したことによる金額が59万ということになります。

○中野委員 次に、もっと具体的に。さっきは一般職とは知事ほかということでしたが、それぞれ知事部局、公安委員会、教育委員会ごとに人数を教えてください。

○吉村人事課長 済みません。ちょっと手元でございませぬので、時間をいただきたいと思ひます。

○中野委員 それは、午後にでもお教えください。

私は、改正することに反対はしないんですが、毎日、長く通勤する人に手当を出すということは、今でも車を利用されているんだろうと思うんですが、交通事故とか違反とかというリスクも含めれば、職員は非常に御苦勞をしているなという気がするんです。そういうことも含めてですが、勤務先が遠いという人は、できたら、その勤務先に居住するような仕組みのほうがいいのではないかなと。それで、さっき言ったようなリスクもないし、そしてまた仕事も安心して働けると思ひます。まだ具体的にはこの人数で聞いていきかけたんですが、この86名の人は宮崎からどっかへという人が多いということですか。

それとまた、今後こういうのを認めていけば、どんどん遠いところへ遠距離通勤をする人がふえてくるとなれば、私は基本的に勤務するところに本当は住んでほしいなと。一段と一極集中というか、宮崎市だけに住むということになってしまふんじゃないかなと。予算の基本方針の中の重点施策の①も中山間地域対策の強化とか、

それで人口減少対策とか言われているわけですが、通勤が可能であれば、そういう中山間地、特に山間地あたりは、もうどんどん人口が減っていくということになると思ひます。

だから、県庁に係る職員の人も含めて、もともとあっちこちの出身の人が県庁職員になっているわけやから、大方はいろんなこと、利便性を含めて宮崎市周辺に居住する形になっていると思ひます。それより、地域にも住んでおられる形のほうがいいような気がするんですけれども。住居費とか、かえってそんなのをふやしてくれれば、そっちにも住むと思ひますが。そういうのは、全く変更はないわけですか。

○吉村人事課長 おっしゃいますように、地域振興の観点ですとか、あるいは危機管理の観点から申し上げますと、勤務地内に居住することが理想であると思ひますけれども、職員の家庭の状況とかがありますことから、居住地の選択につきましては、最終的には職員みずから判断せざるを得ないというふうに認識しております。

一昨年度、知事が議会で答弁を申し上げたんですけれども、勤務地に居住しない場合であっても、職員には可能な限り地域に寄り添って、地域の実情とかニーズに沿った状況を把握して職務に生かしてほしいということはございませぬ。

けれども、今回の改正につきましては、実際に長距離通勤をしている職員がいますので、通勤手当の本来の目的からしますと経済的負担を軽減するという観点から、長距離通勤の部分につきましても手当を出すといったことをしたものでございまして、特に長距離通勤を奨励するとか勧めるというものではないというふうに考えております。

あと、住居費等につきましては、今回の改正



に該当はございません。

○中野委員 それぞれ職員の今住んでいることから含めて勘案すればそうだと思うんですが、もともと採用して一番利便性のいいところに住むようになったから、住んでいる人の状況を勘案すればこうなったというのですから。私は、これは過疎化がどんどん——もう今は過疎という言葉も使わないぐらい過疎が進んでいますから。そういうことを考えると、県の職員も地域に満遍なく住んでほしいな。特に教育委員会なんか、もう、えびのなんか、そりゃ、ほとんど住んでいませんよ。もともとえびの出身の方は別として。昔は小林からが多かったけれど、今はもう宮崎からもどんどん通勤するようになっていくんです。警察もそういうのがあるように思います。できたら、社会教育面とか、いろんな地域の教育の面から含めて、在職されるその地域に、先生たちはみんな住んでもらいたい。警察もそうしてもらいたい。そしてまた、えびのには県の施設がほとんどないですけども、できたら出先のあるところに住んでもらいたい。私は、そういう形を進めるいろんな人事上の配慮というものをしてほしいなと思うんです。

現実には、住んでるのが宮崎だから、宮崎から遠いところという人のために改正がされたということは理解するんですけども、長い目を見た場合は、一段と利便性もよくなっていくわけですから、できたら生まれ在所に住むように、そして何かのきっかけで中山間地にも住むようになって、そこにまた居住するような、何かそういう方式が欲しいなと。そういうことが進んでいけば、少しでも人口減少のひどいところが緩和されるんじゃないかなと思うんです。みんな宮崎に住まないかんような形は、学校の置かれている状況とかいろんなものが、人がふえた

から、そこにいろいろ施設をつくらざるを得んということはもちろんわかるんだけど、それを長年、何十年と続けてきたから、宮崎県内においても一極集中の形になっているわけですから。

我々は、東京に向かって、全国的に一極集中はけしからんと言って、知事を先頭にいろんな形をやっているのに、県内に来れば、宮崎一極集中が助長されているというのが現実ですから。できたら、いろんな制度をつくるときにはその辺も考慮されて、宮崎県下津々浦々に職員の皆さん方も住んでいいような形を、そっちのほうを目指してほしいなと思うんです。制度上、長い通勤が可能だということになれば、これからのことは逆のことももちろん考えられるんですけど、そういうところも配慮して、いろんな改良・改革というものは進めてほしいなというふうに思います。

総論でいいですから、部長にコメントをいただきたいと思います。

○桑山総務部長 この自動車等利用に係る通勤手当、実態として、私ども知事部局の出先機関あるいは逆もそういうことになりましたが、交通の便の比較的いいところにありますので、この該当者の相当割合は教育委員会の学校に勤務されている方ということになります。

それで、九州各県の中でも、比較的面積が小さい佐賀県は長い距離区分を設けておりませんが、ほかの県ではもう大方このような状況にございますので、今回改正をお願いするわけです。私どもとしても、やはり職員の健康管理を考えたとしても、余り長距離の通勤というのは好ましくありませんので、こういう手当に限らず、職員には十分体のことも考えて通勤なりするとか、そういうこともあわせてやっていく必要がある

というふうに思っております。

○中野委員 ついでに言えば、今、大きな3つの国体の施設も、あちこち案が出ていますよね。ああいうのも含めて、こういう人事も含めて、できたら宮崎県津々浦々に住んでもいいよ、そういう施設もそこにありますよという形をとって、均衡ある県政の発展だと思うんです。何もかも、今まで宮崎市に集中し過ぎたから。今後の政策をよろしくお願ひしときます。

○坂口委員 総務課長に、22ページの建設評価システムについてです。この考え方はよくわかって、大変必要なことだなと思うんですけれど。問題は、その中身を見るときに、例えば保有とか運営とか維持の最適化を図るとか、財政負担の平準化だったり低減化、効率よい投資の仕方をやっていくんだというような目的でということなんですけれど、具体的にこれをやるとなると、例えば保有については、保有ってなると、手放すか、あるいは更新するかという判断が迫られるわけです。この施設は、もう将来は要らないよとか。学校でいえば、僕の地元では都農高校の問題も出ているんですけれど。この学校はもうなくそうと、ここは老朽化するから建てかえようというようなところまで入っていくことになる、まずこれは、かなりな評価チームというものが要ると思うんです。専門的な評価チームと、全県的にそういったことを広い視点と長いスパンで判断できるような人材を持った体制整備というものが一つ要ると思うんです。そこにそれだけの責任を持たせるとなると、限りなく公務員に近い方がやらないと、専門家委員会に任せましたなんていう、ある意味、難しいことをうまく切り抜ける手段としてこれを使っちゃ、大きな間違いを起こすと思うんです。だから、あくまでも内部にいて、責任を持って

判断ができる人たちが要るとというのが1つ。

それと、財政の平準化となると、今度は同じ施設類型ごと、職種ごとにちょっと調整する必要もあるかもしれませんねということもうたってあって、これはもう当然だと思うんですけれど。その調整をどうやってとといったときに、先の投資というものまで含めて、こちらを先にやるべきだろうとか、これは割りながらやるべきだろうかという、すごく失礼な言い方になるかもわかんないけれど、これは今の営繕課あたりの持っている指揮権では、この判断はまだまだ難しいと思うんです。かなり専門的な判断と経験を要する作業だな。また、そういったチームがなければ、これの実効性はやはり期待できないなってなるんですけれど、そこらに対しての将来の体制整備、これはかなり予算も伴うと思うんですけれど、ここらについてはどんなぐあいな判断をされているんですか。

○上山総務課長 坂口委員がおっしゃるように、これから評価システムを活用して、それぞれの施設類型ごとにいろんな分析を行うということに対しては、やはり相当な知識と技能を有した職員が相当な数いないと非常に厳しいかなというふうに、私自身も感じております。

特に、これから施設の評価・分析を行って、施設のカルテというのをつくっていくんですけれども、その作業におきまして、例えばこれを残していったほうがいいのか、修繕していったほうがいいのか、そういった検討も行ってまいります。ただ、残したほうがいいのか、改修したほうがいいのかというのは、これも非常に難しい判断が出てくるのではないかなと考えております。

私どもといたしましては、そういった判断も大事なんですけれども、それ以前の作業につい

て、インフラ等建物建設部会という専門的な部会というのを今回設置しまして、まず、そちらのほうでこれから作業を進めていきまして、その中で、いろんな課題がやはり出てくると思います。委員がおっしゃったようないろんな課題が出てきます。例えば、これが県職員だけで全部対応できるのだろうかとか、やはり民間の方を、専門的なところを入れないといけないんじゃないだろうかとかいうような対応が出てくると思いますので、そういった議論も含めて、この専門部会なり、その上部組織である幹事会なりでしっかり議論していきながら、どういった方向性が一番いいのかということも、来年度あたりから、スピード感を持って、じっくり検討をやっていきたいなというふうに考えております。

**○坂口委員** 大まかには、そういうことだと思っただけです。ただ、具体的に言うと、例えば今回国体をやるので、スポーツ施設については、市町村も含めて、あるいは場合によっちゃ民間も含めてかもわかんないけれど、県内にどんなものがどういった状況にあるというのが一つわかりますよね。将来、その施設に対してのニーズというものも出てきますよね。だから、県有施設に限って言えば、学校とかが一番わかりやすいんですけど。それから、今後の組織なり、そういった施設の再編のあり方とかいう大きい方針があると思うんです。

そのときに、新しい施設だけれども、これはもう廃止せざるを得ないというものが一つはあろうと思うんです。将来、こんなものをここに置いていたって、人口減少の中、それから人口の年齢構成自体ががらがらと変わっていきくとすると、この施設はもったいないけれど無用の長物になるなというのと、これはかなり老朽化が進んでるけれど、またこれは再投資して更新

しなきゃ、引き続いて将来に必要な施設だという、そういう廃止しなきゃならんというような判断は、そう簡単に住民の説得ができないと思うんです。でも、それもやらなきゃいかんということ。それは、ある程度スケジュールを示して、何年後には、もうこの施設はなくなりますよということも、ここで検討したからには、それは情報提供として出していかなきゃならんということです。そのとき、それだけの説得力を持った判断が一つはできるのかということなんです。

それと、かなりこれから窮屈になっていく中で、大規模改修なり保全なりを今やらなくってもまだまだ大丈夫ですよ。しかしながら、ライフサイクルを見たときには、今やっとならないと、この病気はもっと重度化しますよと、今なら予防治療で終わりますよというようなことに対しての、そういったときの財政方なり、あるいは県民に対しての説得力です。誰がそれを保持してるのかって、これはそういう作業になっていく部署じゃないかなって気がするんです。

だから、この構想を予算措置をして具体的に進めるとしたら、まさしく仏をつくって魂入れずの魂の部分です。これは、より難しいし、もうその考え方っていうのは基本的には固めておかないと間に合わなくなるんじゃないかなって気がするもんですから。今、それをどう考えているということがないにせよ、そこらに対しての考え方というものを、ちょっと部長のほうから聞かせていただきたい。

**○桑山総務部長** 坂口委員がおっしゃいますとおり、立派な計画をつくっても、これが本当に実効あるものとして機能していくかというのは大変重要でありますし、また大変難しいなというふうに思っております。まず、類型別の調整もありまして、類型でまとめた後の全体をど

うするのか。それから、外向きの市町村あるいは国の施設あたりと重複したりする部分もあるわけですから、そういった人口の減少あるいは高齢化の中でどういう姿に持っていくべきなのか。あるいは、その施設自体の予防的な保全をどう進めていくか。やはり、大変力強いといえますか、一定の権限なりを持った組織でないと、なかなかやれないのかなという感じもしております。

そういう意味では、今後、他県の例なんかも参考にする必要があると思いますけれども、現在の県土整備部の施設保全の部署であるとか、そういったところと総務課あたりの連携を一層密にする必要がありますし、また財政あたりの関与も非常に強くしていかないとなかなか進まないと思っておりますので、今後、この計画を実効あるものとするための体制のあり方についても、しっかり検討していきたいと思っております。

**○坂口委員** そうですね。そこんところ、財政課長もそこはしっかり捉えてほしいんだけど、これはかなりの財源をしっかり確保して、そういった専門的なチーム、それをこの総務課内に置くのか、あるいは全県的に専門的な情報を集め切れる推進機構みたいなどころがあるでしょう。そういったところに、新たに組織をつくるのか。

いずれにせよ、人の定数の問題と人件費なり経費なり、これはやはり相当な金は覚悟しないと実効性を持たない事業になるんじゃないかなって気がするものですから、これは総務課長に、ぜひともそこを詰めていただいて。せっかくつくられた——これは、すごく必要な考え方だと思うんです。せんだつても言いましたけれど、ファシリティーマネジメン的な考え方というのは、公共施設を効率よく維持していくた

めに、今後、絶対必要になってくる。

ただ、その中で、特に目的によって廃止せざるを得んような施設が出てくるとか、かなりな荒治療というのが必要になってくる事業なんです。その判断と県民を説得できるような権威と説得力を持ったものがしっかりそこから出てこなきゃ、混乱するだけだってこと。そうなると、やはりどっかに専門的なチームというのが、そしてそれを責任を持って、自分も公務員の一人として物を判断できるような。外部委託して、大学の先生らに専門家の意見を聞きましたというような程度じゃ、これは県民説得にもならないし、また財政方説得にもならないと思うんです。だから、今詰まっていなければ、そこをぜひ今後詰めていただきたいと思うんです。

**○二見委員長** 関連質問は何かありませんか。ほかに、まだ質疑はありますか。なければ、1班を終わりますけれども、関連があるんでしたら、午後に回したいと思いますが、ほかにあれば。「もう時間があれだもんな」と呼ぶ者あり)

では、午後の再開は1時10分再開としたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

---

午後1時8分再開

**○二見委員長** 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、第1班の質疑をお願いいたします。

**○吉村人事課長** 午前中の質問にございましたことにお答えいたします。

65キロ以上の通勤の人数を86人と申し上げましたけれども、部局ごとで申し上げます。知事部局が38名、教育委員会が47名、警察が1名、合計の86名でございます。

それと、金額の御質問がございまして、私のほうが増額になる影響額としまして56万9,400円と申し上げましたけれども、これは月額で申し上げておりましたので、年額にしますと683万2,800円になります。これを引き下げの見直しをしました各区分がございましてけれども、それらのトータルとしますと、全体ではマイナスの金額になるということでございます。

○中野委員 結局、12倍されましたので、当初言われた351万については幾らになりますか。

○吉村人事課長 65キロ以上からの影響額が351万600円と申し上げましたので、1年間で12倍いたしますと4,212万7,200円になるものでございます。

○中野委員 せっかくですから繰り返しますが、金額も大きいですね。事故とか違反とか、そういうリスクを考えたら、住居費を何かうまくやって、そこに住めるように、ひとつお願いしときます。

以上です。

○坂口委員 防災庁舎整備室長に教えてもらえたら。23ページの財源内訳で国庫支出金が1,100万、その後のこの県債発行分に対しての交付税措置、これは大まかにどんなぐあいになっていきます。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 県債の内訳でございますけれども、今回、防災拠点庁舎本体につきましては2種類の起債を予定しております、1つは緊急防災・減災事業債と申しまして、非常用発電機ですとか、ヘリポートですとか、備蓄倉庫ですとか、こういったように直接的に防災に寄与する部分が対象になる起債と、もう1つは社会資本整備交付金の地方負担分が対象になります公共事業等債、この2つを活用することとしております。

○坂口委員 大体それが、大まかにどんなぐあいになっていきますか。それぞれの総額が幾らで、大体でいいんですけど、交付税でどれぐらい措置されるもんかというのと、29年度の新年度予算で1,100万の国庫支出金というのが、これがどこを対象にされた国庫支出なのか。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 県債の内訳でございますけれども、6億3,430万のうち、緊急防災・減災事業債が2,130万円、それから公共事業等債が3,920万円となります。このうち、緊急防災・減災事業債につきましては、充当率が100%で交付税措置が70%、それから公共事業等債につきましては、充当率が90%で交付税措置が20%というふうになっております。

それから、社会資本整備総合交付金が1,100万円余ございますけれども、これにつきましては、国土交通省住宅局の優良建築物等整備事業という事業を活用しまして、そこに充てられるものでございますけれども、この事業が、もともと庁舎を対象にしていないというような事業でございまして、具体的に申しますと、主に想定されておりますのは、民間の事業で多数の一般県民の方が交流をするような施設を対象とした事業でございます。

今回の防災拠点庁舎にも、多数の県民の方が立ち寄られるスペースというのもございますので、そういったところを補助対象にしてほしいということで、もう何年もかけて交渉いたしまして、一部を見ていただけというふうになって、ちょっと額的には少のうございますけれども、今回対象としていただけということになったところでございます。

○日高委員 人事課の職員研修費。これって結構執行残が出ていたと思うんですが、この職員の研修というのは、やはり力を入れていくべき

重要な事業だと思っんです。執行残というよりも、しっかりと研修を重ねて、職員として質を上げていくという方向性をとっていただきたいんですが、それについてちょっとお答えいただければ。

**○吉村人事課長** 職員の研修につきましては、将来の県政を担っていく人材を育成していくという観点から、大変重要なことだという認識をしております。研修につきましては、自治学院で行いますOff-JTといいたいしょうか、職場を離れて行う研修ということで、座学を中心に教室形式、あるいはワークショップみたいな形でいろんな話し合いをしているようなものとかという形で取り組むもの、これにつきましては、自治学院のほうで年間の研修方針なりを決めた上で、どういう研修を行うかというプログラミングを毎年、その全体的なものは、人材育成基本方針という形で全体の方針を決めて、それに基づいてやっているところでございます。

あと、国内派遣、あと海外派遣ということで、国の省庁ですとか民間の企業とか、そういったものの国内のポジションに派遣をしまして、違う釜の飯を食べてくるといいたいしょうか、見識を広めるといような形で知識、経験をふやしてきていただく。

それと、海外研修につきましては、先ほど申しましたけれども、自治体国際化協会という形でCLAIRの海外事務所とかに派遣をしまして、この場合は1年間東京で研修をした上で、海外事務所に2年行くといような形でやっております。

それと、自主企画ということで、職員が既存のツアーではなくて、自分が海外で行きたいところ、どこに行きたいかというのを事前に自分で行きたい行程を決めまして、その全体額につ

いて人事課が承認した上で行ってきてもらうということにしております。そういったことにつきましては、職員に啓発をしながら、どういった目的でどういった研修があるというものを広めていながら、多数の応募者があるといような形で、研修については取り組んでいきたいというふうに思っております。

**○日高委員** そうですね。結局、自分で目的を持って学ぶというのが、一番重要なことだといようなふうに思いますんで。逆に、お金が足りなくなって、これは補正でも組まにやできんよといようなぐらあると。物すごく活性といのは出てくると思っし、今、スーパー公務員とかいろいろはやっておりますが、自分のところの町は自分のところで活性化していく、地域のものを上げていくとい、そういったものが出てくるように、ひとつ要望いたしたいと思っんです。執行残がないように。

**○星原委員** 総務課長に教えてほしいんですけど、66ページの文書センター運営費といのが前年度とすると3分の1ぐらいに、約7,500万ぐら減っているけれど、これ何か違っの。

**○上山総務課長** 文書センターにつきましては、今年度、5号館から6号館のほうに移転しました。そのときの移転する際の引っ越しの費用と、あと書架等の備品を今年度買わせていただきましたので、その差が減った要因でございませう。

**○星原委員** 了解です。

**○二見委員長** ほかに質疑はありませうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○二見委員長** これは確認なんですけれども、75ページの行政経営課で訴訟費といのがあると思っんですが、これは訴訟事務に要する経費のどういった内容であるのか。中身についてちょっと教えていただけますか。

○小田行政経営課長 訴訟費でございますけれども、訴訟事務に要する経費と書いております。県が原告、被告になります訴訟が、年間、やはりございまして、基本的には原課のほうで対応するんですけれども、当課のほうで法制担当を持っておりますので、いろんな法律的な相談を受けたりいたします。そのための職員の法令基礎研修への参加費ですとか、あと弁護士の法律相談料、それと訴訟と書いてありますけれども、もう一つは行政不服審査、こちらの制度のほうの所管もしておりますので、行政不服審査制度のための事務費、これを計上しております。

○二見委員長 そうすると、訴訟事務関係費というのは各担当課でも持っている部分があるということなんですか。

○小田行政経営課長 例えば訴訟をいたします際に、弁護士を代理人として立てたりいたしますので、その弁護士の費用につきましては、予算上は予備費のほうで対応するということになっておりまして、原課のほうで、もうあらかじめ訴訟を予定することはありませんので、特に事務費等につきましては計上していないというところがございます。

○二見委員長 できるだけ、こういう訴訟関係というのはないにこしたことはないものだと思うので、現在、県が抱えているそういう訴訟案件とかの傾向というのは、何かあるんですか。今、消費者問題がふえてるとか、振り込め詐欺問題があるとかだけでなく、こういう場合は、いろんな行政サービスの中で起こる県民に対する関係が多いんだと思うんですけれども、そこ辺、もし何かありましたら、教えていただけますか。

○小田行政経営課長 現在、年度によっても、それから年内のある時点によってもちょっと違

うんですけれども、県が抱えております訴訟、現時点で申し上げますと6件ございます。

民事事件が3件で行政事件が3件ということになっていまして、民事事件のほうは道路瑕疵による損害賠償請求が県民の方から提起されているもの。それともう1つは情報公開請求に絡んで損害賠償請求がされているもの、それともう一つ、これは県が原告になっているんですけれども、魚礁設置の際の瑕疵をめぐって訴訟をしております。

それともう一つは行政事件が3件ございまして、これは行政処分を行いましたときの、その許可等の違法性をめぐる裁判でございまして、現在起こされているのは産廃処理施設の設置許可等に関して訴訟が提起されております。

以上でございます。

○二見委員長 わかりました。

ほかにはないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上で第1班の審査を終了いたします。

次に、第2班として財政課、税務課、市町村課の審査を行いますので、順次議案の説明をお願いいたします。

○川畑財政課長 財政課の平成29年度予算案につきまして御説明をいたします。

歳出予算説明資料の77ページをお開きください。

財政課の平成29年度当初予算額は、一般会計、特別会計合わせまして2,098億9,394万円をお願いしております。その内訳は、一般会計が895億4,392万5,000円、公債管理特別会計が1,203億5,001万5,000円となっております。平成28年度当初予算に比べ86億3,019万6,000円の増となっております。

29年度当初予算額が28年度当初予算に比べて増加した理由としましては、公債管理特別会計における県債の償還が増加したことなどが主な要因となっております。

以下、主な事項について御説明いたします。

79ページをお開きください。

まず、一般会計について御説明いたします。

(目) 一般管理費では、上から2番目の事項になりますが、(事項) 諸費が18億5,776万9,000円であります。その内訳は、説明欄に記載しておりますとおり、国庫補助事業の確定等に伴う国への償還金など、税以外の収入について還付が生じた場合に備えた全庁的な経費としまして16億1,049万5,000円を財政課で一括計上しております。

また、各課ごとに執行額を見込むことが困難な経費など、いわゆる庁内一般共通経費といたしまして2億4,727万4,000円をお願いしております。

次に、一番下の(目) 財産管理費であります。これは、財政課において所管しております財政調整積立金など、5つの基金に係る利子の積み立てに要する経費であります。ページをおめくりいただきまして80ページ、一番下の(事項) 県営電気事業みやざき創生基金積立金につきましては、利子の積み立てに加えまして、29年度に基金の財源として、企業局から一般会計に繰り出される10億円の追加積み立てを計上しております。

次に、その下から、公債費になります。

まず、81ページになりますが、(目) 元金の(事項) 元金償還金であります。772億8,845万5,000円となっております。その主なものは、県債の償還を行う公債管理特別会計に、その財源を一般会計から繰り出すものであります。

次は、その下の(目) 利子の(事項) 利子償還金であります。89億4,051万1,000円となっております。これは、県債の利子の支払いに要する経費であります。その主なものは、元金と同じく公債管理特別会計への繰出金となっております。

次は、(目) 公債諸費の(事項) 事務費であります。県債を発行するために要する事務経費として2,559万3,000円をお願いしております。

次に、ページの一番下の(事項) 予備費であります。例年と同様に1億円を計上させていただきます。

続きまして、公債管理特別会計について御説明いたします。

ページをおめくりいただきまして、83ページでございます。

まず、(款) 総務費ですが、(事項) 県債管理基金積立金で13億9,400万円を計上しております。これは、将来の満期一括償還に備えて県債管理基金に積み立てを行うものであります。

次は、その下の(款) 公債費であります。1,189億5,601万5,000円を計上しております。その内訳としましては、(事項) 元金償還金が1,102億7,152万円、(事項) 利子償還金が86億7,171万7,000円、次の84ページの公債諸費につきましては、(事項) 事務費が1,277万8,000円となっております。

財政課の歳出予算関係の説明は以上でございます。

続きまして、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について御説明いたします。

委員会資料とは別に配付されております。決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況と書いてあります資料の1ページをごらんいただきたいと思っております。



これは、決算特別委員会の指摘要望事項に対する現時点での対応状況を取りまとめたものでございます。

総括的指摘要望事項①というところがございますが、引き続き財政改革を推進し、効果的、効率的な予算の執行に努め、健全な財政運営に取り組むことについてであります。

本県では、平成16年度から財政改革に取り組んでおり、収支不足額の圧縮や実質的な県債残高の減少など、一定の成果を上げてきたところです。

しかしながら、平成29年度当初予算編成におきましては、中期財政見通しを下回ったものの、208億円の収支不足が生じております。

今後、社会保障関係費に加え、防災・減災対策や公共施設の老朽化対策、さらに国体開催に伴う施設整備等に多額の財政負担が見込まれますが、このような中にあっても県政の課題に的確に対応し事業を展開していくためには、引き続き、歳入歳出両面からの財政改革の取り組みを一体的に実施し、将来にわたって健全性が確保される財政構造への転換を進めていく必要があると考えております。

財政課の説明は以上でございます。

**○高林税務課長** 税務課の平成29年度当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の85ページをお開きいただきたいと思っております。

税務課の平成29年度当初予算額は436億1,194万5,000円でございます。

それでは、主な内容について御説明いたします。

87ページをお開きください。

ページの中ほどに記載しております(事項)諸費は、税の過年度収入に係る還付金等に要す

る経費でありまして、15億円を計上しております。

次の(事項)賦課徴収費は23億8,804万8,000円でございます。これは、県税の賦課徴収に必要な経費でありまして、その主なものといたしましては、説明欄の1、徴税活動費の(1)徴税活動経費といたしまして2億175万6,000円を計上しております。これは、県税の徴税活動に必要な郵送料、印刷費、旅費等の事務経費でございます。

次に、2つ下の(3)でございますが、個人県民税徴収取扱費交付金といたしまして15億2,698万9,000円を計上しております。これは、個人県民税の賦課徴収は市町村長に法定委任されておりますことから、その経費を補償する目的で市町村へ交付するもので、各市町村における納税義務者1人当たり3,000円を乗じた額等を交付することとなっております。

ページをめくっていただきまして、88ページをごらんいただきたいと思っております。

2、自主納税の推進費の(2)各種団体との協力体制推進費でございます。2億4,450万9,000円を計上しておりますが、その主なものといたしましては、ウ、軽油引取税徴収取扱費報償金で2億3,278万円を計上しております。これは、軽油引取税の特別徴収義務者であります元売業者や、特約業者の徴収取扱に対して交付するものでございます。

次の3、管理機能の充実費の(4)税務電算トータルシステム運営費といたしまして、2億8,898万3,000円を計上しております。これは、税務電算トータルシステムの維持管理費及び税制改正等に伴うシステム改修費等でございます。

次に、(款)諸支出金でございます。これは、都道府県民の清算に伴い支出する清算金と、県

内の市町村に対しまして、県の税収の一定割合を交付する法定交付金でありまして、384億2,491万9,000円を計上しております。

主な事項について御説明いたします。

まず、(事項) 地方消費税清算金でございますが、本件に納付されました地方消費税について、各都道府県間で清算を行うために支出するものでありまして、167億4,572万7,000円を計上しております。

次の(事項) 利子割交付金以下6つの各種交付金は、いずれも市町村に対する法定交付金で、平成29年度の税収見込み額を基礎に算出したものでございます。事項別の説明は記載のとおりでございますので省略させていただきます。

ページをめくっていただきまして、90ページをごらんいただきたいと思っております。

最後の(事項) 利子割精算金につきましては、本県で徴収した利子割県民税のうち、他の都道府県に帰属すべき額について、関係する都道府県間で精算を行うために要するものであり、100万円を計上しております。

予算については、以上でございます。

次に、委員会資料の29ページをお開きください。

債務負担行為の追加でございます。一番下のほうになります。これは、平成30年度分の自動車税の納税通知書等の印字、封入・封緘業務を委託するものでございますが、30年4月の印刷作業の前に、台紙やチラシの作成、コンビニ納付のためのバーコード読み取りテストを行う必要があり、その期間として1カ月以上を要しますことから、平成29年度から30年度にかけて実施をお願いするものであり、1,610万2,000円を計上しております。

説明は、以上でございます。

○**藪田市町村課長** 市町村課の平成29年度当初予算について御説明をさせていただきます。

歳出予算説明資料の91ページをごらんください。

市町村課の平成29年度当初予算額は14億9,153万円であります。

主なものについて御説明をさせていただきます。

資料の93ページをごらんください。

まず、中ほどの(事項) 地方分権促進費4,466万8,000円であります。これは、県から市町村に権限移譲した事務の執行に要する経費を市町村へ交付をするものでございます。

次に、94ページをごらんください。

一番上の(事項) 自治調整費7,839万6,000円でありますけれども、これは、市町村の行財政運営に関する助言等に要する経費であります。その中で主なものとしたしましては、説明欄の6にございます住民基本台帳ネットワークシステム事業費6,078万6,000円でありまして、これは住民基本台帳ネットワークシステムの全国的な運営を担っております地方公共団体情報システム機構への本県分の負担金や関連機器の使用料などとなっております。

次に、その下の(事項) の市町村公共施設整備促進費6億15万7,000円であります。これは、市町村が取り組みます防災・減災対策事業や行財政経営の健全化事業などを対象といたしまして、無利子の貸し付けを行うものでございます。

次に、95ページをお願いいたします。

一番上の(事項) 市町村振興宝くじ事業費5億839万1,000円であります。これは、市町村振興宝くじとして発売されますサマージャンボ宝くじとオータムジャンボ宝くじの収益金及び時効金の本県への配分額の全額を宮崎縣市町村振

興協会に交付をするものでございます。

次に、中ほどの(事項)運営費997万4,000円であります。これは、選挙管理委員会の委員の報酬や選挙管理委員会の事務費となっております。

市町村課の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○二見委員長 各課長の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

○来住委員 市町村課、93ページですけど、地方分権促進費4,466万8,000円で、先ほどの説明では市町村に権限を移譲した、これに伴って、いわゆる市町村にこれが出されるわけですけど、今まで何回か資料が出たと思ったんですが、具体的に移譲されている件数というのは、かなりの量だったような記憶をしているんですけど、その数がわかりますか。

○藪田市町村課長 今回の常任委員会資料のその他のところで御報告をさせていただくことにしておりますけれど、一番最後のその他報告事項のところ、宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部改正する条例についてという資料があるかと思えます。この参考欄のところをごらんいただきますと、これまで市町村のほうに権限移譲してまいりました推移等を記載しております。この表のとおり、これは一番右の欄は、この議会で2つの条例の改正を行いまして、2事務の追加を行う予定にしておりますけれども、それを含めまして、累計で89法令の1,314事務を市町村に移譲するということになります。

なお、下のほうがその事務の、現在移譲しております事務の市町村ごとに移譲するということになっております。

○来住委員 どうも済みません、失礼しました。

わかりました。ありがとうございました。

○二見委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で第2班の審査を終了します。

次に、第3班として総務事務センター、危機管理課、消防保安課の審査を行いますので、順次、議案の説明をお願いいたします。

○大田原総務事務センター課長 総務事務センターの平成29年度当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の97ページをごらんください。

当課の当初予算額は7億3,541万2,000円でございます。

それでは、当初予算の主なものについて御説明いたします。

99ページをお開きください。

中ほどの(事項)総務事務センター運営費、予算額2,341万5,000円でございます。これは、本庁総務事務センター及び各県税・総務事務所の総務事務センターの運営費や給与計算事務に係る経費、職員の給与等の処理を行う人事給与オンラインシステムに係る経費であります。

次に、一番下の(事項)健康管理費、予算額7,007万3,000円でございます。次のページ、100ページをお開きください。これは職員の健康増進事業等に要する経費であります。説明欄の2、職員のからだの健康に関する事業は、全職員を対象とした定期健康診断等を行うための経費でありまして、3の職員のこころの健康づくり総合支援事業につきましては、職員のメンタルヘルス対策に係る経費であります。

次に、(事項)職員厚生費、予算額1,571万5,000円でございます。説明欄の1の(2)改善事業「職場で取り組む元気回復応援事業」につつま

しては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

2の保健体育施設管理費は、職員健康プラザの警備、清掃や光熱水費など施設管理に要する経費であります。

次に、(事項)恩給及び退職年金費、予算額820万9,000円、またその下の警察費の(事項)恩給及び退職年金費、予算額6,589万6,000円でございますが、これは、元知事部局職員9名、元警察職員72名に係る恩給等の経費であります。

次に、改善事業について御説明いたします。

常任委員会資料の24ページをお開きください。

改善事業、職場で取り組む元気回復応援事業でございます。

まず、1の目的・背景であります。職員のメンタルダウンの原因の1つといたしまして、職場の人間関係、上司・部下とのコミュニケーション不足が言われている中、県政運営を支える職員一人一人の能力の発揮やメンタルダウンの未然防止を図るためには、コミュニケーションの図りやすい風通しのよい職場環境をつくることは重要であります。

そこで、職場でのレクリエーションなどの元気回復事業を担う元気回復推進員の資質向上や、各種厚生事業の推進を通じて、職場における元気回復への取り組みを応援するものであります。

次に、2の事業概要であります。予算額は276万5,000円で、全額、一般財源でございます。事業期間は平成29年度から31年度の3年間です。

事業内容といたしましては、①「元気回復推進員パワーアップ事業」として、職場レクリエーションを活発化させるため、推進役を担う元気回復推進員の技能向上のための専門研修を実施するものであります。

また、②「元気になる職場環境整備事業」として、元気回復推進員が推進役として実施する各地区球技大会や、職域・職場でのレクリエーション活動に対して、厚生備品、用品等の整備や活動支援を行うものであります。

3の事業効果であります。職員が参加しやすい職場などのレクリエーション活動を活発化することで、風通しのよい職場環境づくりが推進され、メンタルダウンの未然防止や、県政運営を支える職員一人一人の能力の発揮がさらに期待できるものと考えております。

総務事務センターは、以上でございます。

**○平原危機管理局长** 危機管理課の当初予算について御説明をいたします。

歳出予算説明資料の101ページをごらんください。

危機管理課の平成29年度当初予算額は6億5,682万2,000円です。

主な事業について御説明いたします。

103ページをごらんください。

まず、一番下のほうの(事項)防災対策費1億8,214万6,000円です。

主なものについて御説明をいたしますので、104ページをごらんください。

一番上の説明欄の、まず10の災害対策本部運用体制等強化事業2,377万6,000円は、大規模災害時における災害対策本部の情報収集・発信機能を強化するための衛星携帯電話等の整備や、BCPの推進等に要する経費でございます。

次に、11の自助・共助による減災力強化総合啓発事業2,949万円は、大規模災害に対する県民の備えを促進し、減災力の強化を図るため、テレビ、ラジオ、新聞等の各種媒体を活用した啓発キャンペーンや、県民参加型の防災イベント等を実施するための経費でございます。

また、12のみんなの力で地域を守る！地域防災力向上推進事業2,646万9,000円は、地域防災力の向上を図るため、防災士の養成や能力向上、自主防災組織の資機材整備に対する助成等に要する経費でございます。

次に、13の総合防災訓練強化事業702万8,000円は、年間を通して実践型の防災訓練を実施いたしますとともに、市町村等の防災訓練に参加し、県の災害対応能力の向上や関係機関との連携体制の構築を図るものでございます。

また、14の南海トラフ地震応急対策体制構築支援事業につきましては、後ほど委員会資料で御説明をいたします。

次に、15の減災力強化推進事業3,551万2,000円は、南海トラフ巨大地震等の大規模災害から県民の生命を守るため、市町村が行います津波避難タワー、避難路等の整備や避難訓練に要する経費に対する助成を行うものでございます。来年度は、津波避難タワー等の整備について、これまでの本体工事費に加えまして、用地取得費を新たに助成対象とするとともに、避難所等につきましては、範囲の間仕切り等の整備に要する経費を助成対象といたすことにしております。

次に、1つ飛びまして(事項)火山対策費の改善事業「霧島山警戒避難体制整備事業」につきましては、後ほど委員会資料で御説明をいたします。

その下の(事項)危機管理総合調整推進事業費1,030万5,000円は、さまざまな危機事象に迅速・的確に対応するため、災害監視室における24時間災害監視体制の運用等に要する経費でございます。

105ページをごらんください。

一番下の(事項)災害救助事業費1億1,068

万2,000円は、災害救助法が適用される大規模災害の発生に備えまして、食料などの備蓄を行いますとともに、大規模災害が発生した際に、市町村が災害救助のために支出した経費の支払いや、災害救助法に基づく災害救助基金への積み立てに充てるための経費でございます。

次に、主な改善事業について御説明をいたします。

資料がかわりまして、委員会資料の25ページをお願いいたします。

まず、南海トラフ地震応急対策体制構築支援事業であります。

1の事業の目的・背景でございますが、南海トラフ地震が発生した場合は、国の応急対策活動に関する計画に基づきまして、救助や医療、物資の供給などの支援がなされますが、この計画を実効あるものにするため、引き続き広域物資輸送拠点の機能充実や人材育成、関係防災機関との連携強化を図ります。

また、熊本地震で、国などの支援に対する市町村の受け入れ態勢が十分でなかったことなどを踏まえ、新たに応急対策活動等に関する市町村の受援計画の策定を促進するとともに、受援計画で定めた各拠点の資機材の整備支援を行います。

2の事業の概要ですが、予算額は4,145万5,000円で、(4)の事業内容といたしまして、まず①の拠点機能充実事業では、今年度新たに指定を追加いたしました日向市と日南市の広域物資輸送拠点に、エアレントや投光器を配備いたします。

②の新規の応急対策受援体制構築支援事業では、市町村の受援計画に位置づけられた拠点の運営に必要な資機材の調達等に要する費用の補助を行います。

また、③の人材育成等事業では、広域物資輸送拠点等の従事者研修などにより人材育成を図るとともに、九州ブロック協議会や県津波対策推進協議会の開催、防災訓練の実施などにより、広域連携体制の強化等を図ります。

3の事業の効果といたしましては、国等からの支援を円滑に受け入れることによりまして、被災者に対して、迅速かつ的確な支援が実施できるようになるものと考えております。

次に、26ページをお願いいたします。

霧島山警戒避難体制整備事業でございます。

まず、1の事業の目的・背景ですが、霧島山の警戒避難体制につきましては、改正活火山法の施行に伴いまして、昨年の8月に鹿児島県や周辺の市町と共同で霧島山火山防災協議会を設置いたしまして、硫黄山の噴火警戒レベルの設定等に取り組んでまいりましたが、来年度も引き続き、この協議会において、警戒避難体制の整備や関係機関との連携強化を図りますとともに、硫黄山の火山ガス濃度の測定・監視によりまして、霧島山の火山防災対策の強化を図ってまいります。

2の事業の概要ですが、予算額は1,099万1,000円で、(4)の事業内容としましては、①の霧島山火山防災協議会の運営等では、今年度に引き続き、想定火口ごとの噴火警戒レベルや各市町における避難計画策定に向けた検討・協議等を行います。

また、②の火山ガスの測定でございますが、硫黄山周辺では引き続き高濃度の火山ガスが発生しておりますことから、観光客等の安全確保のため、定期的な手動測定と、計測値を常時把握できる自動測定を組み合わせた火山ガス測定を実施いたしまして、県ホームページ等を通じて情報提供を行い、注意を呼びかけてまいりま

す。

なお、自動測定につきましては、ことしの1月から2カ所で測定を開始しておりますが、来年度は自動測定器を3器増設いたしまして、合計5カ所で測定する予定でございます。

3の事業の効果といたしましては、関係機関等が一体となった警戒避難体制の整備が促進され、霧島山の火山防災対策の強化が図られるものと考えております。

説明は以上でございます。

○福栄消防保安課長 消防保安課に関する当初予算に関しまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の107ページをお開きください。

消防保安課の平成29年度当初予算額は6億3,536万2,000円であります。

当初予算の主な事業につきまして御説明いたします。

109ページをお開きください。

まず、一番上の(事項)防災行政無線管理費3億1,406万7,000円であります。これは、防災行政無線等の無線設備の維持管理、保守委託、設備更新等に要する経費であります。

説明欄1の無線設備の維持管理につきましては、総合情報ネットワークを適正かつ円滑に運営管理するための防災行政無線設備の電気料や衛星回線の負担金、機器類の修繕や更新等に要する経費であり、2の無線設備の保守委託につきましては、防災行政無線設備や防災・水防情報処理システムなどの保守委託に要する経費であります。

3の総合情報ネットワーク設備更新事業につきましては、防災行政無線等の設備更新に要する経費であります。

5の新規事業「防災行政無線落雷対策事業」

につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次の(事項)航空消防防災推進事業費1億7,077万3,000円であります。これは、防災救急ヘリコプター「あおぞら」の管理・運航に要する経費であります。

次に、下の(事項)消防防災施設設備整備促進事業費3,695万円であります。これは、市町村の消防防災施設等の整備促進及び緊急消防援助隊の体制強化に要する経費であります。

説明欄2の新規事業「消防広域化・常備化支援事業」につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

110ページをお開きください。

一番上の(事項)消防指導費1,830万3,000円あります。

説明欄2の救急振興財団に対する出捐金等は、救急救命士を養成する目的で、平成3年に都道府県が共同出資して設立いたしました救急振興財団への負担金であります。

3のふるさと消防団活性化支援事業につきましては、地域防災力のかなめである消防団の活性化及び消防団員の士気高揚を図るため、消防団員等の表彰や消防大会のイベント等の開催、県消防協会等関係団体との連携等に要する経費であります。

4の消防団員養成・加入促進事業につきましては、若手のリーダー、女性消防団員の育成を図るための研修や活性化大会等を開催し、次世代団員の養成を図るため、学校等における出前講座ですとか、少年消防クラブの活動支援を行うほか、消防団員加入促進を図るため、消防団広報紙や加入促進チラシの作成、テレビCMの放映等、消防団員の養成や加入促進を図るために要する経費であります。

次の(事項)予防指導費1,853万2,000円あります。これは、消防設備士に対する再講習や危険物取り扱いに対する免状交付及び講習等に要する経費であります。

次の(事項)消防学校費7,018万7,000円あります。これは、消防職員、消防団員等を対象に、消防学校で教育訓練を実施するために要する経費であります。

説明欄4の消防学校訓練機能強化事業は、老朽化した消防学校の施設整備や国の運営基準に基づいた資機材購入を計画的に行い、消防学校の教育訓練の充実強化を図るものであります。

111ページをごらんください。

次の(事項)火薬類取締費67万9,000円、高圧ガス保安対策費514万8,000円、一番下の(事項)電気保安対策費72万3,000円につきましては、それぞれ火薬、高圧ガス、電気工事業に関する許認可や保安指導等に要する経費であります。

次に、委員会資料で御説明いたします。

資料の27ページをお開きください。

新規事業の消防広域化・常備化支援事業であります。

まず、1の事業の目的・背景ですが、現在、消防本部が設置されていない、いわゆる消防非常備町村が全国に29町村ありますけれども、離島を除いた8町村のうち、半数の4町村が本県にあります。

消防非常備町村では、人口減少や高齢化が進む中で、消防団員の減少や救急業務に対する需要の高まりが予想されておりまして、早急な常備化が喫緊の課題となっております。

このような中、諸塚村、椎葉村、美郷町におきまして、常備化を前向きに検討する機運が高まりまして、昨年12月に検討協議会が設置されたことから、常備化への動きを後押しし、大規

模災害に対応できる消防体制の構築を図るものであります。

次に、2の事業の概要ですが、予算額は200万円で、(4)の事業内容としては、市町村が設置する検討協議会に対し調査及び計画作成、会議開催等の運営について、1市町村当たり50万円を上限として補助を行うものであります。

3の事業の効果としては、地域消防力の一層の強化により、災害に強い、安全で安心な地域社会の構築につながるものと考えております。

次に、資料の28ページをお開きください。

新規事業の防災行政無線落雷対策事業であります。

まず、1の事業の目的・背景ですが、近年、防災行政無線中継局におきましては、落雷により無線機器が故障する被害が増加しております。このため、落雷対策機器を計画的に設置し、被害防止を図るものであります。

次に、2の事業の概要ですが、予算額は1,190万円で、(4)の事業内容としましては、①の落雷抑制システムと②の避雷器の設置工事を実施するものであります。29年度は、えびのと大森山の2つの中継局に設置することとしております。

3の事業の効果といたしましては、この落雷対策の強化によりまして、災害に強い情報通信ネットワークを構築できるとともに、安定した通信手段の確保が可能になるものと考えております。

消防保安課は以上であります。

**○二見委員長** 各課の説明が終了しました。

議案について、質疑はありませんか。

**○来住委員** もう少し説明してほしいのが、危機管理課の105ページ、大規模林野火災対策の強化に要する経費193万6,000円で、これは空中消

火用資材などの維持管理。具体的に、例えば消火資材などの種類なんかが、どんな種類があるのか、それから保管場所はどこに保管されるのか。県下に1カ所ということはないんだろうと思うんですが、何カ所にされるのか。それから、その資材についても例えば種類によって何年かに1回変えないと効力がなくなるというか、効果がなくなるとかいうのもあったりするんですか、いずれにしても、この事業について、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

**○平原危機管理局長** この空中消火の関係は、県の防災ヘリにもバケットを積んで空中から消火するというのはあるんですが、それ以外に、それだけでは足りないときに、自衛隊に依頼をして空中消火をしてもらわないといけない場合が想定されますので、その自衛隊用の大型のバケットをリースで借り上げてまして——あれは熊本の高遊原ですか——自衛隊のそういう場所に置いておいていただいて、こちらから要請があった場合は、それをぶら下げて消火に当たっていただくというものでございます。そのリース料等でございます。

**○来住委員** そうすると、バケットだけということになりますね。例えばその消火剤とか、それは入っていないんですね、これに。

**○平原危機管理局長** この部分については、バケットのリース料と一部修繕料が入っております。

**○満行委員** 1つは航空消防防災推進事業、航空隊ですね。大きな事故が起りましたが、本県のこの当初予算、日常的にはやっているんだろうと思うんですけど、研修とか、これはもう十分に参加はされているということでしょうか。

**○福栄消防保安課長** 委員お尋ねのとおり、訓



練が非常に大事でございますので、通常、年間、トータルで300時間の運航を計画しておりますけれども、その半分については、しっかりと訓練をすると、実機を使った訓練を行うというふうに考えておりますし、それ以外にも駐機訓練ということで、防災センターの中に設備をつくりまして、そこでの訓練も行っております。

また、新隊員になる前に新隊員訓練ということで、駐機あるいは実機を使った訓練等も行っておりますし、東京での研修等々も行わせております。

○満行委員 ぜひ、今後とも事故のない運用をお願いしたいと思います。

もう一つ、消防学校費ですけど、消防学校の機器等も設備も大分古くなっているとは思いますが、これは年次的に施設の更新というか、そういうメンテナンスというのは、この予算でやっているということでしょうか。

○福栄消防保安課長 消防学校につきましては、今御指摘のとおり、施設等についても、あちこち古くなっている部分等がございますので、年次計画的に更新していこうということでございまして、次年度につきましては、特に<sup>\*</sup>寮の空調設備並びに給湯設備、こちらのほうが古くなっておりますので、更新をしていきたいというふうに考えております。

○満行委員 女子の消防職員の対応というのはどうなっていますか。

○福栄消防保安課長 現在、女子の単独寮というのはございませんけれども、女子の専用の部屋、これを確保しております、最大6名が入寮できるようにしております。

○満行委員 あと消防の広域化ですけども、日向市が委託を受けるという報道もちらっと聞いたようなんですけど、この諸塚、椎葉、美

郷の今の状況がわかったら教えていただきたいと思っております。

○福栄消防保安課長 現在、諸塚、椎葉、美郷3町村で、常備化に向けた検討協議会、これを設置しているところですけども、来年度は日向市と一緒にさせていただこうということで声かけをするというふうに伺っております。

今後の具体的な計画ですけども、現在、検討会を発足したばかりで、一応日向のほうに事務委託をしようということを中心に検討をしていきたいと伺っておりますけれども、まだ具体的には費用対効果、その他もろもろ検討する材料がたくさんございますので、慎重にしっかりと検討していきたいというふうに伺っております。

○満行委員 以上です。ありがとうございます。

○中野委員 委員会資料で危機管理課にお尋ねします。この硫黄山の火山ガスの測定ですね、手動測定と自動測定を組み合わせると火山ガスの観測を実施するとありますが、この前、新聞を見て、あっと思ったんですけど、この手動測定ですよ、危険なガスをするのに、やはり誰かが行って測定するんでしょう。1週間に1回か2回かと書いてあったけれど、大丈夫なんですか。

○平原危機管理局長 調査について、今、週に3回行っていただいておりますが、ガスマスクをつけた形で入って測定をするというふうにしていただいております。

○中野委員 量によっては死ぬ可能性はあるわけですから。ガスマスクをすれば大丈夫だと思うんですけど、自動測定でもできるということですか。

○平原危機管理局長 自動測定の場合は、刻々とデータが送られてくるようになりますので、

※42ページに訂正発言あり

それはそれでもできますが、経費の問題もございまして、全部の箇所に設置することはなかなか厳しいのかなというところで、県道沿いを中心に、この自動測定はしようということに考えております。

○中野委員 できたら、安全性のために自動測定をできるような体制を組んでほしいと思いますが。この手動測定そのものは誰がしているんですか。県が誰かに委託されているわけですか。

○平原危機管理局長 これは、業者さんに委託をしております。現在は\*霧島町の静環検査センターというところに委託をして検査をしております。

○中野委員 わかりました。続いて、いいですか。

消防保安課にお尋ねしますが、この落雷対策ですけれども、落雷によってこれが増加しているということでしたが、なぜ増加しているんですか。

○福栄消防保安課長 落雷がふえた原因というのは、ちょっと私も明確な回答はできかねるんですけれども、全国的に非常に落雷の被害がふえてきていると。平成3年と平成21年を比較した場合で見ますと、件数的には7倍、額的には9倍以上ふえてきているということで、ここ四、五年で見ましても、本県でも4,000万円以上の修理費等がかかっておりまして、やはりこれはしっかりと対応する必要があるということで、今回予算を計上させていただきました。

○中野委員 原因はわからんという話でしたが、7倍ですか。それは気象条件が7倍も悪化したということですか。それか、そういう機器が雷を引き寄せる機器ということで、落雷が発生しやすくなったということのどちらかだと思うんです。我々が一般的に見て、急に7倍も雷が鳴

り出したとは思いませんが、それはそれでいいでしょう。

それで、システムの設置と避雷器の設置ということで2つに分けてやっているんですが、避雷器の設置なら、こっちのほうが大丈夫だということですか。金額もかなり、1つ当たりが高いですね。それで、①のほうのこの抑制システムのほうは暫定的な措置なんですか。

○福栄消防保安課長 まず、抑制型の避雷針でございまして、通常は今立っている避雷針、これは避雷針という名前がついておりますけれども、実は一部の学者に言わせると誘導針、雷を寄せて、それを地面に流すという役割のものでありまして、これでいきますと、今の電子機器というのは非常に繊細にできておまして、ここで落ちていく中で、いわゆる電磁波、これが発生しまして、中の機器が壊れるといった被害がふえてきていると。雷というのは、雷雲の一番下の部分、ここがマイナスのイオンが集まるということで、この避雷針に同じ極性を持たせることで、雷そのものを近づけないという性能を持つものだそうです。

これは、実際どのような効果が上がるかというのは、なかなか測定はしづらいんですけれども、海外の実験で実際に取りつけたところで行きますと、1月に一、二件、雷が落ちていたものが、取りつけてから4年ぐらい、全く雷が落ちていないといった実例も挙がっているということで、本県では初めてですけれども、国の機関では国土交通省も取りつけているというふうに伺っております。

もう一つの②につきましては、先ほど言いました雷による電磁波ですね。実は雷というものは直接落ちるばかりではなくて、二、三キロ近

※次ページに訂正発言あり

くのところに落ちますと、この電磁波が発生しまして、中の機器類あるいは電圧を狂わせるといふことでありますので、もともと電源部分につきましては避雷器、SPDというものですが、これを取りつけておりますけれども、それとあわせてこの電子機器の入り口、こちらにもSPDを取りつけることによって、雷サージ、電磁波を防ぐといふことで、二重に防ぐといふ効果を期待しております。

○中野委員 ということは、これは、1つの中継局に2つの事業をするということですか。

○福栄消防保安課長 そのとおりでございます。

○中野委員 えびのにということでしたが、えびのはどこにこの無線の接続がしてあるんですか。

○福栄消防保安課長 白鳥山に設置しているということでございます。

○中野委員 よくわかりました。

この落雷というのは怖いですから、過去、私のうちにも落ちたことがあって。ふえたと言ったけれど、昔のほうが多かったような気がするんです。えびの、私のところは九電の高圧線なりにも避雷針が立っていますから、あのおかげでか知らんけれども、あれは雷を引き寄せるといふ話でしたが。昔、ジェファソンが落雷の実験をしたという有名な話がありますけれど、何か引き寄せられて、その傘下になっているのかどうかしらんけれど、落ちないですよ、うち辺は。落ちないことを言う必要はないですが、白鳥山はわかりました。

○平原危機管理局長 済みません。先ほどの中野委員の質問で、火山ガスの測定業者を霧島町のと申し上げましたが、霧島市の間違いでございましたので、訂正させていただきます。

○福栄消防保安課長 先ほどの説明で学生寮の

空調設備と申しましたけれども、本庁舎の空調設備に訂正させていただきます。

○日高委員 危機管理なんですけれど、防災対策という面では、非常にいろんな対策をとっておられて、私はいろいろな角度から考えて予算化されていると思うんで、すごく評価しております。

その中で、私は日向なものですから、先日、護衛艦「おおすみ」という護衛艦がありまして、それでLCACといって膨らんで救助する。前も質問したかと思うんですけど、海からの救助とか海からの物資援助とかというのは、当然、自衛隊との連携というのは出てくる。この間、そういった形で民間も試乗があったんです。局長が来るかなと思ったら、案内もなかったんでしょうか。そういった自衛隊と海との、逆に海からの援助、救助について、いろんな形で連携を持っていったほうがいいと思うんです。

もう、しょっちゅう日向には護衛艦じゃって、毎週、時期になると、2週間に1回ぐらい、のそっと来るんです。その辺もちょっと連携してもらいたいんですが、その辺どう思われますか。

○平原危機管理局長 熊本地震でも海上保安部のほうの船で炊き出しをしたり、お風呂に入れたりとかいうのが、非常に好評であったというような話も聞いておりました。

言われましたLCACについては、私も10年くらい前に危機管理にいたときに、あれは串間でやったんですか、そのときに砂浜に乗ってきただけというので、一遍乗せていただいたことがあって、非常に有効な輸送手段だなというふうに思っております。

今回、2カ所、日向と日南のほうに新しく拠点を今年度指定をしまして、来年度予算で新たに資機材整備しますが、あれも、どちらかとい

うと海からの物資を県の拠点として受け入れるような考え方で、今回は指定したというところでございます。

今後とも、そういう自衛隊にしる海上保安部にしろ、津波がやってまいりますので、その辺のところは十分連携しながら対応していきたいと考えております。

○日高委員 ということは、もう既に協定という形で、そういった災害時には、自衛隊の護衛艦が日南、または日向に入ってくるということにはなっているんですか。

○平原危機管理局長 当然、自衛隊なり海上保安部は、その本来の業務として危機管理、災害対応をいたしますので、協定をしているわけではございませんが、国の計画の支援の中で、どういう形で運ぶかというものの1つとして、そういう海上ですとか、当然、航空の輸送もございますし、陸上の輸送もございます。そんなものを総合的にやっていかないと対処できませんので、海も含めて対応していきたいと思っております。

○日高委員 その件はその件で。

あともう一つ、消防広域化・常備化、これは一般質問もさせていただいたんですが、先ほど消防保安課長のほうが、これからだと、まだ日向市に対する、委託についても検討するという事だったんですが、日向市が契約委託しなかった場合、ほかにどういった方法があるのか、教えてください。

○福栄消防保安課長 まず、方法といたしましては、市町村それぞれ単独での常備化、そして3町村で組合をつくって、事務組合での消防本部の設置等が考えられます。

○日高委員 そういった例えば単独、事務組合、日向市が入って広域化でやっていく。メリット

としては、メリットというか、実質この常備化を進めるためには、やはり日向市が入ったほうがいいのか、その3町村で、もう組合をつくってやったほうがいいのかという点では、その辺はどう考えておりますか。

○福栄消防保安課長 今後の人口減少ですとか、あるいは高齢化等々を考えていきますと、財政的にも、この3町村というのは強くはないという状況でございます。単独で、あるいは事務組合でという形での存続というのは、つくったとしても、今後の継続が非常に厳しいものになるのかなというふうに予想しております。

やはり、一番現実的なところ、あるいは落としどころとしては、日向市に事務委託をして、どこまで委託ができるのかということまでしっかりと協議する必要があるのかなというふうに感じております。

○日高委員 それだったら、もう日向市にストレートに日向・入郷を全体的に見ていくんだと。その辺の責任というか、責任と言っただけですけど、その連携というのは、県も日向市のほうに呼びかけていく必要が。その協議会で決めてもらうよりも、県として日向市に、やはり一体になって常備化に向けてやるようにという声かけのほうが良いと思うんですが、その辺はどうでしょう。

○福栄消防保安課長 委員がおっしゃられたとおり、やはり現実的なところとしては事務委託という形が一番現実的でございますので、その点につきましては、日向市の消防担当幹部等々ともお話をさせていただいているところでございます。

○日高委員 これは3年間の事業であります、スピード感というのも当然必要になってくると思うんです。私、一般質問でも言いましたが、

統括監が在任中には道筋をつけていただいて、しっかりと3年後にはそういう体制がとれると、安全安心のこの地域ができるということを要望したんですけれども、統括監、きょうは一言もしゃべってないので、何かありましたら。

**○畑山危機管理統括監** 私がしゃべるまでもなく、優秀な職員が委員の質問に答えていただいているので私の発言の機会もないということも、ある意味うれしく思いながら、ここに座らせていただいているわけでございますが。

御指摘のとおり、消防の広域化については、今、消防保安課長が言ったとおり、持続的な可能性、そういったものをしっかり見た上で、なおかつ我々も、もちろん各市町村が主体的に判断していくことではありますけれども、実際にどういったことがいいのかというのは助言して行って、時にはそれぞれの市町村の間でいろいろと相談に乗りつつというところもやっていこうと思っておりますので、そこはしっかりやっていければと思っております。

あとは蛇足ではございますが、本当に蛇足だと言われるでしょうけれども、先ほどLCACの話がありましたが、それは私も黙って聞いていたんですが、夏場に、私も日向に行って乗ってまいりました。確かに、九州電力の車とかが乗って来れるというようなものもあって、非常に物資、車、さまざまな物が輸送できる、非常にすごい船でございましたので、そういったものを、私どももいろいろと知った上で、それで自衛隊等との連携もしっかりやっていければと思っております。

**○日高委員** 多分、地域の状況というのは、統括監、見て回っていると思うんです。過酷というか、かなり厳しさもある地域がある。ただ、それが宮崎県の防災を守る一つの中で、ほかの

県でそういった例があれば、私どもも、そこに行って研修というか勉強をしてきたいんで、危機管理局として、そういった例があれば教えていただきたいというふうに思いますんで、よろしく願いいたします。

また、LCACについては、まだ何回も来ますんで、日向市は自衛隊協力会ということで、祝賀会みたいなやつを年に20回ぐらいするんです。そのたびに3,000とか4,000円取って。そういう中でも、やはり1度でも2度でもいいんで、そのとき1度出席してもらって。だから、そういうことを、やはりコミュニケーションもしっかりととっていただければというように思いますので、よろしく願いいたします。

**○坂口委員** 避難タワーについて。大体、今後どれぐらいの箇所に設置が必要という把握を、見込みというか、そういうのを持っておられるのかというのが1つと、市町村に対してという説明があるんですけれども、国あるいは県がやるべき箇所というのもあると思うんです。一つにはその港湾、宮崎港のところに盛り土、高台をつくられたんですけれども、今後の、そこらのところの役割分担と考え方というのは持っておられるんですか。

**○平原危機管理局長** 今、市町村が設置しようとしている計画が23基でしたか、そのうち串間市は、まだ正式な計画は出していないんですが、そこが2基ですんで、21足す2で23の予定をしております。

あと、県の予定が計画として出ていますが、今言われた命の丘というやつで、港湾等につくっておりますのが3基予定をしておりますので、26基の予定でございますが、今後どうしていくかというのは、また県土整備部のほうで検討されていると思います。

市町村と県の役割は、港湾のように施設の管理自体を県がしているところは県が整備してということでやっていただいていると思います。

それから、別途市町村で、これは旭化成だっただと思いますけれども、広い民間の用地の中に、どうしても逃げ切れない場所があるときは、\*1基だっただと思いますけれども、独自に民間でつくっているところもあると聞いております。

○坂口委員 そういった役割分担があると思うんです。特に市町村の場合は、規模的にも局所的というか、狭いエリアの集落あたりを対象にというやつと、避難箇所として、そこに避難することになるだろうと予想される人たちが、割と地域を熟知していますよね。ところが、国県となると、今言われたように宮崎港とか、場合によっちゃ海外から人が来ている。宮崎港の3基だけでいいのかなとなったとき、重要港湾だけで3つ持っているのと、それから海洋高校が1つあります。この子供たちをどこに逃がすのかわかって、これも県の責任だと思うんです。それから、総合運動公園。特に平日の平常時間だったらいいと思うんです。企業の人たちが、そこをよくわかった人たちが訓練を受けている人とか、あるいは県職の人たちとか、そういった人たちがいる通常の時間帯。ところが土日だったり夜だったりすると、そこらにはいろんな人、初めてここに来たという人とか、東西南北もわからない人たちに、特にこういうエリアでの避難台というのは、大方が海に向かって避難させることになると思うんです。これは、よほどの誘導策を講じないと、それは波が来るほうには行かないですよ、丘に逃げちゃう、そこでやられてしまうということで、これは本当に県土整備部に任せていいのかと、ソフト部分です。避難の誘導のための標識であったり、あるいは

そこに避難された人たちを、着のみ着のままでしょうから、その人たちをそこで何時間もどうやってもらうんだとかいうこととか。

だから、今のままで、ただハードをつくれればいいというんじゃなくて、むしろ、こちらの危機管理サイドがしっかりやって、夜でも何でも波に向かって逃げさせるとよという、そうなる照明がついた誘導とか、ここの場所にありますよという、夜でも目標点がわかる。丘に向かって逃げちゃだめだぞ、沖に向かって逃げるんだよという、かなり強力な誘導力という誘因力を持ったような案内表示とか、これが全くないんです、今の計画の中で。これで本当に大丈夫なのかって、県土に任せていてということが1つと。

これは、やっぱり国と県とでしっかり、今後こっだけ整備するんだというものはやって、今後の港湾計画なんかを見ながら、将来外国船を何隻入れるんだとか、大型クルーザーが何隻入ってくるんだとか、そんなものと整合させてやらなきゃ、ただ市町村がつくれつくれば、今後、用地代まで出すよとか、今度は壁の整備まで補助対象にするよということじゃだめだと思う。まず自分らがやるべきことが、まだあると思うんですね、その前に。そこんところをぜひとも検討を進めていただきたい。

○平原危機管理局長 おっしゃるとおりでございます。今、避難タワーとか命の丘でも、やはり高いところをつくるだけでは、そこに一定期間いていただかないといけないので、照明設備をつけるですとか、仮設のトイレを使えるように常備しておくとか、そういう取り扱いをしているのが1つ。あとと言われるように、やっぱり避難をしっかりしていただかないといけない

※48ページに訂正発言あり

というのが大事ですので、この間、港湾でも避難訓練をりましたが、しっかり訓練やらをやりながらやっていかないといけないということがあります。

それと、言われた誘導の標識についても、これは大事でございますので、一応補助の対象にはしておりますので、そういうところもしながらやっていきたいと思っております。

それからもう一点、重要港湾の中で日向の細島港につきましては、あそこはタワーはつくっていないんですが、近くに小高いところがございますので、そこへの避難路整備を港湾のほうでやりまして、避難できるようにというような対応をしております。

今後とも、県土整備部とも連携しながら、しっかりとした対応をしていきたいと考えております。

**○坂口委員** だから、天然のそういった避難箇所があるところはいいにせよ、例えば漁連のレストランあたりにいたとします。津波が来るぞって、避難してくださいって言われたときに高台に向かって行く、これは、そこによほどの信頼感がないと、みんな丘のほうに逃げますよ。

だから、そういったこと、それはいつ来て、夜だか昼だか、土曜日だか日曜日だかわかんないというところで、これは誘導すべきものが何もないんですよ。こちらにいて、あそこに避難台があるということすらわかんないですよ。そういったものをしっかりしていかないと、もちろん市町村への指導とか整備を急がせるというのは必要ですけど、自分のお膝元がそういう状況でいいのかなというのがあるものから。これ、県土整備部では、そこらまでは守備範囲としては考えていないと思うんです。そこまで人を誘導してきて、そこに乗っけるとい

うのは。そこに安全を確保するための高い場所をつくるということまでだと思えます、県土整備部では。そうなる、どうしても危機管理局サイドで、そこらはやっていかないといけないんじゃないかなと、必要な物の備蓄も含めて。少なくとも、やっぱりそこに向かわせるための仕掛けというのは、絶対必要じゃないかなと思うものですから、これはお願いをしておきます。

もう一点いいですか。資料の24ページの元気回復応援事業です。これは、もう以前から随分心配されていることで、特にメンタル面での対応、対策というんでしょうか。ただ、これを職員一人一人の能力の発揮ということと、このメンタルダウンの未然防止というのをセットでやれるぐらい簡単な仕事かなって。メンタルがそこまで落ちていくという人たちは、果たしてこういった1つの事業で対応するような、共通的な要因でメンタルがダウンしていつているのかというところとそうじゃなくて、その人がいたところとか置かれた立場とか千差万別だと思うんです。だから、そこんところをやっていかないと、こんな簡単なことでメンタルダウンはしないと思うんです。簡単にぱっと復帰できるような。それをどういうぐあいに分析されてきているのか。実際そういった鬱なりになっていたり、職場であったり仕事をしていくことが困難になっていたりする人たちに、果たしてそこに元気でみんな頑張れよというなり、運動会の応援団のリーダーみたいなのがいれば、それは防げるぐらい簡単かなというところ、そうじゃないような気がするんですけど。

**○大田原総務事務センター課長** 総務事務センターのメンタルヘルス対策といたしましては、今、段階的にやっております。

第1次予防といたしまして、いろんな啓発とか職場での研修会、それにあわせて今年度から全職員を対象といたしましたメンタルヘルスチェック、これの分析結果での所属への対応。そして、2次予防といたしまして、鬱病等を早期発見して治療に結びつけるための専門医や看護師とか保健師の県のOBの方をお願いしているんですが、こころの健康相談専門員等による各種相談を実施しております。3次予防といたしましては、一旦、病休退職となった職員に対しまして、円滑に職場復帰をしていただくために、復職支援の取り組みもやっているところであります。

今回、改善事業としてお願いをいたしました。これはまた別な方向、視点での取り組みということで、一体化して総合的に、これからもメンタル対策はしていかないといけないかなというふうに感じているところです。

**○坂口委員** なかなか、これは難しいことだと思ふんです。でも、ここにいっちゃいかんということもはっきりしていますし、ぜひ、総合的に、この優秀な人たちを守り抜くということが、特に人事も含めて必要じゃないかなと。

最終的には、余りにも事務量に追われ過ぎるというのが一つあるんじゃないかなと思ふんですから、そこらも、やはり必要なものは必要とあって、アウトソーシングできるようなものはやっていくとかで、まず守ること、そこに追いやらないこと。全くわからないんですけど、そういった調べも統計もとっていないけれど、この部署に行く人が多いよなというような部署があったりとか、こういったチームは、そういうことが起こるよなというようなことが、もし共通事項が少しでも、人事面とか人員配置も含めた。あるいは、特に課長あたりの人の管理

のための余力というのでしょうか、煩雑過ぎて、そこまでとても気が回らないというような、そういう事務をあてがうとかそういうことではなくて、そういうのを全体として共通点が何ぼか見えるんじゃないかと思ふんです。

そこらはやはりやっていかないと、だんだん多くなってきているような気がして、僕らの近くの事務所なんか見ても。もちろん凸凹はありますけれど、何かそういう人事なりの配慮の仕方というので、ちょっと防げるんじゃないかなという気がして、そこをぜひ総合的にやっていただいて、そこに行かせないということ。

**○大田原総務事務センター課長** 先ほども申しましたけれど、今年度からストレスチェックというのを全職員を対象に導入したわけですが、これは個別のストレス度合というのも、当然、個人ごとにチェックされた人についてはわかるわけですが、職員の一人一人の分析結果で、その職場の環境というのもある程度測定できますので、それを所属長にフィードバックして、職場の改善を図っていただくという方法もとっております。

私どもといたしましては、いろんな方向性から新たな手法も出てきましたので、その部分を十分分析しながら、関係機関と改善に向けた取り組みを行っていききたいというふうに思っています。

**○坂口委員** ぜひ、そこをお願いしておきます。本当、そういうところに追い込まれていったら、やっとならんで頑張って公務員になれて、その子がだめになったら、そりゃ親御さんの気持ちとか、あるいはまた働き盛りになって家族の気持ちとか思ったら、こりゃやはり防げる手立てがあれば、どんな手立てを講じてでも、そこは守らなきゃいかんという気がします。これは、ぜひお



願いしておきます。

○平原危機管理局長 済みません。先ほど坂口委員の御質問の中で、旭化成の避難タワーについて、延岡の1基じゃないかと申し上げたんですが、日向の細島にももう1基ございまして、合計2基でございますので、訂正させていただきます。

○坂口委員 宮日の報道にあったですね。

○二見委員長 よろしいですか、ほかに。

それでは、以上で第3班の審査を終了します。

次に、ここで1回休憩を入れようと思いましたが、55分再開で。

暫時休憩といたします。

午後2時41分休憩

---

午後2時55分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○小田行政経営課長 それでは、平成29年度組織改正案について御説明いたします。

お手元の総務政策常任委員会資料の35ページをごらんください。

まず1の基本的な考え方でございますが、今回の組織改正は、県総合計画に掲げる政策課題に対応して地方創生に取り組む施策の推進や業務の効率化、効果的な施策の推進・強化など、みやざき行財政改革プラン(第二期)に掲げる、行政需要に対応した簡素で効率的な組織体制の見直しの観点から実施するものであります。

次に、2の主な組織改正の内容としては、枠内の7点でございますが、個別に御説明いたしますので、資料の36ページをごらんください。

まず(1)は、今般改定を行うため、この2月議会に上程しております、みやざき文化振興

ビジョンに基づきまして、文化振興の取り組みを進めるとともに、平成32年度の開催が内定した国民文化祭に向けた準備体制を構築するため、みやざき文化振興課を設置するものであります。

具体的には、下の組織図のとおり、課内に国民文化祭担当を新設し、あわせて記紀編さん記念事業とその集大成となる国民文化祭の開催準備を一体的に推進するため、商工観光労働部の観光推進課から記紀編さん記念事業推進室を移管して、みやざき文化振興課の課内室といたします。

次に、資料の37ページをお開きください。

(2)は、フードビジネス推進のための司令塔として設置したフードビジネス推進課を、全庁的な産業・雇用政策に係る企画立案や総合調整機能を担う司令塔として発展をさせて、産業政策課を設置するものです。

これに伴いまして、商工観光労働部の産業振興課は、幅広い県内企業活動の振興・成長施策を強化する観点から企業振興課に再編をいたしまして、課内室の産業集積推進室は、現在力を注いでいる分野をより具体的にあらわすため、食品・メディカル産業推進室に名称変更いたします。

次に、資料の38ページをごらんください。

(3)は、社会福祉法人や施設の効果的で効率的な指導監査体制の構築を図るため、指導監査・援護課を設置するものであります。具体的には、福祉保健課の課内室である法人指導・援護室を中心として、中央及び北部福祉こどもセンターの監査部門を本庁に集約いたしまして、指導監査・援護課とするものであります。

次に、資料の39ページをごらんください。

(4)は宮崎県動物愛護センターの新設であります。宮崎市と共同で設置する動物愛護セン

ターにおきまして、適正な飼養や動物愛護精神の普及啓発を進め、殺処分を減らすための譲渡の推進などを機能的に行うため、県の出先機関を設置するものであります。

次に、(5)は県の組織としての県立看護大学の廃止であります。自主性・自律性に富んだ大学運営を図るとともに、客観的な評価による自己改革や透明性の確保などの制度改革を進めるため、公立大学法人による運営に移行することに伴いまして、県の組織としての県立看護大学を廃止するものであります。あわせて、医療薬務課の課内室である看護大学法人化準備室も廃止いたします。

次に、資料の40ページをごらんください。

(6)の自然公園室の新設につきましては、自然公園関連業務を一体的に所管し、国立公園満喫プロジェクトにおける整備事業などを円滑に進めるため、自然環境課に課内室を設置するものであります。

次に、資料の41ページをごらんください。

(7)は漁村振興課の体制強化であります。具体的には、まず、多様化・高度化する地域のニーズに組織的に対応するため、中部及び児湯地区の水産業普及指導業務を集約いたしまして、あわせて担い手確保に関する業務の強化を目的として、課内に担い手・普及担当を新設いたします。

また、漁港漁場の整備や防災対策、老朽化対策を機動的に進めるため、課内室として漁港漁場整備室を新設いたします。

それでは、お手数ですが、35ページにお戻りください。

下の欄にありますとおり、今回の改正に伴う知事部局の組織数は、指導監査・援護課の新設のため、課の数が1増となっております。なお、

課内室の数につきましては、環境森林部に自然公園室、農政水産部に漁港漁場整備室の2室を新設いたしますが、2つの室を廃止しますので、増減なしとなっております。

説明は、以上でございます。

○**藪田市町村課長** 常任委員会資料の42ページをお願いいたします。議案第33号の「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について」、御報告させていただきます。

この議案につきましては、厚生常任委員会に付託をされておりますので、ここでは概要について御報告させていただきます。

まず、1の改正の理由でございますけれども、知事の権限に属する事務を新たに取り扱いを希望いたします市に権限を移譲するため、関係規定の改正を行うものでございます。

次に、2の改正の概要にありますとおり、医療法の改正に伴いまして、新たに規定されました医療法人の分割に係る事務につきまして、宮崎市に権限を移譲するものであります。今回、条例改正に伴いまして、宮崎市で2事務が増加をすることとなります。

施行期日は平成29年4月1日であります。

なお、参考までに、下のほうに、権限移譲のこれまでの推移等を記載しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○**平原危機管理局長** 前回の委員会で御依頼のございました新田原飛行場周辺騒音度調査の資料概要について御説明いたします。

別途お配りしております青色のカラー刷りの資料をごらんください。この資料は、昨年11月15日に九州防衛局から提供されたものでございまして、関係の2市3町にも配付をされております。

めくっていただいて1ページ目は資料の目次でございます。2ページから9ページが騒音度調査の概要となっております。

まず、2ページでは、ちょっとわかりにくいんですけど、騒音度調査とは住宅防音工事対象区域の指定のもととなるL d e nの騒音コンターを作成するために行う調査であるとして、調査目的が記載されておまして、下のほうに、騒音コンターとは同じL d e n値を結んだ曲線とされておるところでございます。

L d e n値については、3ページをごらんください。L d e n値というのは、時間帯補正等価騒音レベルと言われる騒音の評価指標でございます。一般的に、昼間より夕方、夕方より夜間のほうがうるさく感じるということで、19時から22時の間はプラス5デシベル、22時から7時の間はプラス10デシベルの重みづけを行って、騒音レベルを定めるというふうに言われております。

なお、このL d e nにつきましては、従来の飛行騒音に加えまして、誘導路上の移動ですとか、エンジン試運転による騒音などの地上騒音も評価の対象にするということで、平成25年度から、この評価方法に移行しているということでございます。

次に、4ページが、L d e nの算出の流れでございます。まず、左側の飛行騒音については、航空機騒音の基礎データをもとに、飛行経路、標準飛行回数から算出をいたしまして、右側の固定地上騒音——これはエンジン試運転の騒音等でございますが——これは航空機騒音の基礎データをもとに、音源の位置と標準発生回数から算出するというふうに伺っております。

それぞれのデータの算出については、別途記載がございますが、各地点におけるL d e n値

については、現地調査等で得られたデータをもとに、コンピューターによるシミュレーションで算出しているというふうに伺っております。

このように算出された同じL d e n値の地点を結ぶことで、5ページのとおり、騒音コンターが作成されるということでございます。

次に、6ページのL d e n値の算定に用います航空機騒音の基礎データでございますが、左下のグラフの例にありますように、受音地点から航空機までの距離と騒音の値の関係を数値化したものというふうにされております。

この基礎データは、現地における騒音測定等で得られたデータによりまして作成されますが、日々変化する天候を考慮いたしまして、温度25度、湿度70%、無風の状態を標準状態ということで作成されているということでございます。

それから、飛行騒音と固定地上騒音の騒音値の算出方法については、右下の注1と注2に記載のとおりでございます。

次に、7ページの飛行経路データ、それからその下の8ページの音源位置データにつきましては、部隊のほうから収集したデータをもとに作成されているということのようでございます。

飛行騒音で申し上げますと、どの機種の飛行機がどのような経路で飛行したかという飛行経路データを3次元で座標化することによりまして、どこかの地点からその航空機までの距離がわかりますので、先ほど言いました6ページの基礎データに当てはめて、1回ごと——単発といっています——単発での騒音値が算出されるということとなります。

次に、9ページをごらんください。

1回当たりの騒音値はそういう形ですが、これを年間で考えると飛行回数等が影響してきますので、飛行回数ですとか地上騒音

の発生回数、これにつきましては、1年間の実際の飛行実績ですとか、メンテナンス記録などをもとに1日の標準的な回数を求めて、下の例のように、機種ごと、飛行方向、飛行態様等に分類して、何回あったというのをつくっていくということでございます。

そして下の米印にございますように、自衛隊等の飛行場については、日々の飛行回数の変動が非常に大きいということで、全く飛ばなかった日も含めまして、1日の飛行回数の最も少ない日から並べていきまして、90%の多さに当たる日の飛行回数を標準飛行回数として、全体のL d e nを出していくというふうに伺っております。

なお、民間空港につきましては、日々の飛行回数が比較的安定をしておることから、年間平均の飛行回数を用いているというふうに伺っております。

1月の当委員会で御説明をいたしましたように、今回の調査結果では、この標準飛行回数が前回調査時の約340回から約250回に減少し、中でも、特に騒音レベルの高い機種の飛行回数が約280回から約160回に大幅に減ったことの影響が大きいというふうに伺っております。

次に、10ページ以降が騒音度調査のまとめとなっております。

10ページに騒音度調査の主な調査状況が記載されておりますが、このうち、現地調査の飛行騒音調査は、平成26年12月と平成27年7月に、左下の図の70カ所の測定地点で行われました。また、地上騒音調査は、27年の1月と同じ年の7月に実施されまして、次の11ページに記載されております測定地点で実施されたということでございます。

次に、調査結果としまして、12ページに第1

種区域と、それから13ページに第2種区域に係るコンター図が示されておりますが、これが今、防衛省のほうから示されております、今回の見直しに係る騒音コンターでございます。

最後に14ページは、今回の騒音度調査に関する音響の専門家からなる委員会における評価が記載されておるところでございます。

なお、前回の委員会の後に、資料につきましては先週の金曜日にファックス等でお配りをいたしました。防衛省が本日から今週17日まで、関係2市3町内の7カ所で、第2回目の体感・測定を実施いたしているところでございます。

説明は、以上でございます。

**○二見委員長** 説明が終了しました。その他報告事項についての質疑はありませんか。

**○来住委員** 1つ、2つ聞きたいんですけど、1つは、現区域を解除して新しい区域を指定する、つまり告示をすると。これが1月が3月に変更されて、その3月がまた延ばすということになる。これは告示ですから、特別な法律が必要ではないんでしょうから、防衛省がやろうと思えば一方的に告示して、その告示の内容がどうということになるのかわかりませんが、例えば何月何日に決定するとか、そういうように。つまり、告示ですから、行おうと思えば防衛省が一方的に告示することはできるんでしょうか。まず、それを確認しておきたいと思えます。

**○平原危機管理局長** 防衛省内の手続がどういう手続かは承知しておりませんが、言われるように、特段手続を要するというわけではございませんで、やろうと思えば、もう一方的に可能であろうと思えます。

**○来住委員** もう一つ、ちょっと勉強してなくて申しわけないですが、全国では幾つか騒音訴訟が起こっているんです。ちょっと資料はな

いんですけれど、この前、沖縄の嘉手納も起こったんじゃないかな、判決が出たと僕は思っているんですけれど。それで、皆さんがつかんでいれば教えてほしいんですが。実際にそういう騒音訴訟が起こって、それで差しとめは、さすがに裁判所も認めていないんですが、ただしかし、いわゆる補償については認めた判例が幾つかあるんですが。その補償を認める区域が、今回、例えば新しくコンター図で、その区域、今回の防衛省が示している新田原の区域外でも、裁判でその補償がされているのかなと思っているんですが、そこ辺をつかんでいらっしゃれば教えてください。

**○平原危機管理局長** 済みません、ちょっと勉強不足で把握しておりません。

**○来住委員** 最後に、もう一つお願いしておきたい。僕は本会議で取り上げさせてもらいましたけれど、とにかく知事自身が、あのように県民への一方的な押しつけではなくて、地元の意向を尊重してほしいという旨の発言もされておりますし、また、この前の議会でも私の質問に対して、このことを事実上、お認めになっているのか、その立場に立っていらっしゃると思いますので。

ですから、今後、防衛省がどういう態度をとってくるかにも。住民の皆さん、いわゆる2市2町については認めないという立場ですから、認められないと言っていますので、ですから、防衛省の態度一つで大きく変わってくるんですけれど。

しかし、いずれにしましても、県としてもそういう立場で引き続き頑張してほしいというふうに思います。このことを述べておきたいとします。

**○平原危機管理局長** 昨年12月20日に、知事

が議長と一緒に要望に行く予定にしておったんですが、ちょうど鳥インフルエンザが発生をいたしまして、知事が行けなくなりまして、副知事に行っていたいただいた経緯がございます。

また、今回の議会でも、いろいろな御意見等をいただきましたので、今後はその辺も踏まえて、直接、知事が行くかどうか、その辺も検討しながら、しっかりと国に地元の意向等を伝えてまいりたいというふうに考えております。

**○来住委員** 済みません、もう一つ。これは11月15日に防衛省から出された資料だと言われましたけれど、こういう資料は、我々議員にもいち早く示していただきたいと思う。今後も幾つかこういう資料が出てくるんじゃないかと思うんですけれど、もう現地は怒っているわけですから、やはりこういう資料については、そのたんびに出していただきたいし、私個人の意見ですけれど、やはり2市4町の議会に比べて、我々県議会のほうが、ちょっと対応がおくれたということは否めないと思います。それは、やはり皆さんからのこういう資料が出されるのが、結局、年末には出されなかったんですよ。明けてから出されたというのが、届いたというのがありますので、ぜひそこは御協力お願いしたいと思っておりますけれど、いかがでしょうか。

**○平原危機管理局長** 今回のこの資料については、全体の見直しの資料を中心に説明させていただいて、この資料についてはお配りをいたさなかったところですが、おっしゃることはよくわかりますので、今後はそのようなことを、できるだけ情報提供に努めていきたいと思っております。

**○二見委員長** 関連質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○二見委員長** なければほかに。よろしいです

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上で、その他報告事項について終了いたします。

各課ごとの説明及び質疑が終了しましたので、これから総括質疑を行います。総務部全般について、質疑はありませんか。よろしいですか。

○中野委員 総務課長に債務負担行為のことで、防災拠点庁舎建設費が122億5,900万円ありますよね。この財源をどういうふうに見込んでいらっしゃるかをお尋ねしておきたいと思います。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 債務負担行為につきましては、今回122億余を計上させていただいておりますが、この中身につきましては、防災拠点庁舎本体工事と、それに付随します工事管理業務等、29年度から31年度にかけて、3年度にわたって実施する事業を債務負担行為として計上させていただいております。

その財源でございますけれども、132億円という工事費総額のほうで説明させていただきたいと思うんですが、財源の内訳としましては、来年度以降のことはわかりませんので、大ざっぱな数字になってしましますが、社会資本整備総合交付金として約3億円、それから県債として103億円、それから県有施設維持整備基金として約26億円となっております。

○中野委員 わかりました。

もう一点。財政課長にお尋ねします。4ページの自主財源のことで、いわゆる諸収入が86億円、前年度から減っていますよね。その中身は貸付金云々と前言われたんですが、そんなに86億円も減るものですか。ああいう貸し付け云々というのは、大体平準化されているんじゃないかなと思ったんですが、そのあたりを教えてください。

○川畑財政課長 諸収入のところ、対前年度でマイナス86億余となっておりますが、この中の額の大きいものとしまして、T P P関連の国庫補助事業がここに含まれております。といいますのも、自主財源のほうに含まれる理由ですが、本来であれば国庫支出金という区分になると思うんですけども、国のほうで国の基金管理団体という外郭みたいなところを経由してくるものにつきましては、県の収入としましては、諸収入に含まれます雑入として受けることになります。この中に大きい事業としまして含まれておりますのが、畜産競争力強化整備事業、畜産クラスター事業と言われるものがマイナス38億余、産地パワーアップ事業費がマイナス19億余となっております。これらのマイナスが大きくなっている要因でございます。

○中野委員 T P Pに絡むものが減ったから、この雑収入のところが減ったということですか。そうすると、例えば貸付金元利収入というところの欄は、この減った425億円が410億円ですよ。これは余り影響はなかったということですか。この中の何ページにそれは、比較がわかるんですか。この歳入予算説明書の中の何ページになるの。

○川畑財政課長 先ほど御説明いたしました諸収入の中の雑入ですが、歳入予算説明資料の70ページをごらんいただきまして、その中に雑入とあります、下から3行目のところに雑入として掲載しておりますところで、今年度当初であれば9億円余となっております。

○中野委員 じゃあ、86億円が、わずか9億円ですが。この貸付金元利収入というところの数字が一番大きく見えたけれど。

○川畑財政課長 申しわけありません。雑入です。上のほうを見ていただきまして、70ペー

ジの上から6行目のところに雑入の合計で見てくださいまして、昨年度であれば105億余ございましたところが、今年度当初の欄で35億余となっておりますので、ここで差というのを見ていただければと思います。

○中野委員 それは、その中のどこを見たらT P Pが出てくるの。

○川畑財政課長 雑入が、その70ページ以降のところに各種記載をされておまして、例を挙げますと76ページをごらんいただきますと、76ページの下から7行目ですか、産地パワーアップ事業補助金というところに1つございまして、前年度当初で25億4,000万円ございましたものが6億円となっております。

また、その下につきましても畜産関係の補助金というものが掲載をされておまして、39億5,400万円のところが1億3,400万円余ということになっておりますので、主な事業としましては、この2つを挙げさせていただきます。

○中野委員 よくわからんけど、わかりました。

○二見委員長 ほかに質疑は、もうよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 では、その他で何かありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上をもって総務部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時26分休憩

---

午後3時27分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

ここで、皆様にお伺いします。本日の審査内

容を踏まえ、御意見があればお願いいたします。  
暫時休憩いたします。

午後3時27分休憩

---

午後3時27分再開

○二見委員長 委員会を再開します。

そのほか、何かありませんか。何もないようでしたら、あしたは午前10時から総合政策部の審査を行うことといたします。

本日は以上で終了いたします。

午後3時28分散会

平成29年 3 月 14 日 (火曜日)

午前 9 時 57 分再開

出席委員 (8 人)

委 員 長	二 見 康 之
副 委 員 長	重 松 幸次郎
委 員	坂 口 博 美
委 員	星 原 透
委 員	中 野 一 則
委 員	日 高 博 之
委 員	満 行 潤 一
委 員	来 住 一 人

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長	永 山 英 也
総合政策部次長 (政策推進担当)	井 手 義 哉
総合政策部次長 (県民生活担当)	松 岡 弘 高
総合政策課長	松 浦 直 康
秘書広報課長	中 原 光 晴
統計調査課長	丸 田 勉
総合交通課長	野 口 和 彦
中山間・地域政策課長	奥 浩 一
フードビジネス 推進課長	重黒木 清
生活・協働・ 男女参画課長	弓 削 博 嗣
交通・地域安全対策監	壹 岐 幸 啓
文化文教課長	神 菊 憲 一
人権同和対策課長	工 藤 康 成
情報政策課長	蕪 美知保

会計管理局

会 計 管 理 者	高 原 みゆき
会 計 管 理 局 次 長	中 原 順 一
会 計 課 長	青 山 新 吾
物品管理調達課長	福 嶋 正 一

人事委員会事務局

事 務 局 長	金 子 洋 士
総 務 課 長	田 畑 吉 啓
職 員 課 長	和 田 括 伸

監査事務局

事 務 局 長	柳 田 俊 治
監 査 第 一 課 長	村 上 悦 子
監 査 第 二 課 長	佐 野 由 藏

議会事務局

事 務 局 長	甲 斐 正 文
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
総 務 課 長	外 山 景 一
議 事 課 長	長 倉 健 一
政 策 調 査 課 長	小 田 博 之

事務局職員出席者

議 事 課 主 査	長 谷 恵美子
総 務 課 主 任 主 事	日 高 真 吾

○二見委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等の概要説明を求めます。

○永山総合政策部長 おはようございます。総合政策部でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、今回の委員会で御審議をいただきます当部所管の議案等につきまして、その概要



を説明させていただきます。

お手元にお配りをしております総務政策常任委員会資料、おめくりいただいて目次をごらんください。

今回、総合政策部からお願いしております予算議案は、議案第1号「平成29年度宮崎県一般会計予算」と議案第2号「平成29年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算」の2件でございます。

右側の資料の1ページをごらんください。

総合政策部の平成29年度一般会計当初予算額は、一般会計の表の一番下、合計欄にありますように130億583万7,000円となり、28年度当初予算と比較して2億7,439万7,000円の増、率にいたしますと102.2%であります。

また、宮崎県開発事業特別資金特別会計予算につきましては、その下の表にありますように、711万1,000円となり、28年度当初予算と比較をしまして1,074万9,000円の減、率にしますと39.8%であります。これは、当該特別会計から一般会計への事業への繰り出しが減少したことによるものであります。

2ページをごらんください。

平成29年度総合政策部に関する主な重点施策関連事業を、新規・改善事業を中心に整理をしたものでございます。

来年度は、県総合計画アクションプランの折り返しを迎える年であり、改めて人口減少問題に真正面から向き合い、本県の未来を切り開く中長期的な視点に立った施策を着実に推進していく必要がありますことから、3つの施策に重点を置き、未来志向の地方創生に取り組むこととしております。

2ページから4ページにかけまして、3つの重点施策、まず1が「人口減少対策と中山間地

域対策の強化」、それから3ページの上段でありますけど、2の「世界ブランドのみやざきづくりの推進」、そして下のほうでございますけれども、3の「成長産業の育成加速化と新たな産業づくり」に関連する総合政策部の主な事業の概要を掲載しております。

次に、5ページをごらんください。宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン（アクションプラン）」に基づく事業体系でございます。

アクションプランの中で整理しております八つの重点施策ごとに、重点項目を体系的に整理をしております。

体系表の中で、総合政策部関連の項目は太字で示し、項目の下に主な重点施策関連事業を示しております。

主な事業の内容につきましては、後ほど担当課長から御説明をいたします。

次に、8ページをごらんください。平成29年度の総合政策部の組織改正案でございます。

全体の内容は、昨日、総務部から説明がありましたけれども、総合政策部では、文化振興施策推進のためのみやざき文化振興課の設置、産業・雇用政策推進の司令塔としての産業政策課の設置などの組織体制を整え、効率的に施策を推進していきたいと考えております。

目次にお戻りをください。2の特別議案についてであります。議案第25号「みやざき産業人財確保支援基金条例」は、本県の産業を担う人材の確保を図るため、県内企業等に就職した若者の奨学金返還を支援することを目的とした基金を創設する条例を制定するものであります。

議案第28号「宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例」、議案第29号「宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番

号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」は、法律の改正等により、関係規定の改正を行うものであります。

議案第44号「みやざき男女共同参画プランの変更について」及び議案第45号「みやざき文化振興ビジョンの変更について」は、宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第3条の規定により、議会の議決に付するものであります。

以上が議案の概要であります。詳細は担当課長から説明をさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

次に、3のその他の報告事項についてであります。今回は目次に記載しておりますとおり、防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインの策定について御報告をいたします。これにつきましても、後ほど担当課長から説明をいたします。

なお、本日は、広報戦略室長の藤山が体調不良のため欠席をさせていただきます。関連の質問につきましては、秘書広報課長がお答えをいたしますので、御了承をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

**○二見委員長** 概要説明が終了しました。引き続き3課から4課ごとに班分けして説明及び質疑を行い、最後に総括質疑の時間を設けることとします。執行部の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、歳出予算の説明については、重点・新規事業を中心に簡潔に行い、あわせて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明をお願いいたします。

それでは、これより総合政策課、秘書広報課、

統計調査課の審査を行いますので、順次議案の説明をお願いいたします。

なお、委員の質疑は、3課の説明が全て終了した後にお願いいたします。

**○松浦総合政策課長** 総合政策課でございます。

まず、当初予算案の内容につきまして御説明をいたします。

恐れ入りますが、お手元の分厚い冊子資料であります。表に平成29年度歳出予算説明資料とありますが、11ページをお開きください。総合政策課の当初予算の総額は、ここにありましており7億3,664万9,000円であります。このうち、一般会計につきましては7億2,953万8,000円、前年度当初と比べまして約700万円、1.0%の減であります。

それから、下のほうですが、特別会計、開発事業特別資金特別会計711万1,000円ありますが、これは前年当初に比べまして約1,000万円、60.2%の減であります。これは一般会計の事業に繰り出しを行うものでありますが、その額が減になったことによるものでございます。

ページをおめくりいただきまして、13ページをごらんいただきたいと思います。当初予算の主な内容につきまして御説明をいたします。

真ん中あたりの(事項)連絡調整費1,420万2,000円でございますが、これは部の連絡調整、あるいは新たな政策立案のための政策調整研究等に要する費用でございます。

その次の(事項)総合企画調整費1,460万2,000円ありますが、これは全国、あるいは九州中央知事会の負担金、あるいは国への提案要望等に要する費用でございます。

その次の(事項)地方分権促進費391万4,000円ありますが、これは県内の市町村連携及び隣県等との広域連携の推進に要する経費でござ

います。

ページをおめくりいただきまして、14ページをお開きいただきたいと思ひます。(事項) 県外事務所費7,333万7,000円でありすが、これは県外事務所の運営に要する費用でござひます。

それから(事項)を1つ飛ばしましてその下ですが、県計画総合推進費2,664万4,000円でありすが、説明欄にありすがように、県総合計画の推進及び政策課題に関する調査・研究等に要する費用でありまして、主なものを御説明いたしますと、まず1の総合計画等管理運営費でありすが、844万2,000円、これは政策評価や県総合計画審議会の開催等に要する事務費などでござひます。

2の重点施策等推進費712万円でありすが、これはアクションプランや総合戦略の重点施策を推進するための調査・研究等に要する費用でござひます。

それから、少し飛びまして、5の地産地消県民運動発信力倍増事業380万円でありすが、これは地産地消の県民会議を推進母体といたしまして、広い意味での地産地消の情報発信、あるいはさらなる展開を進めていこうというものでござひます。

次の6、新規「都市と地方の連携で築くまち・ひと・しごと交流拡大事業」99万8,000円でありすが、これは川崎市と既に連携協定を結んでおりすが、これ以外の都市との連携を模索するためフォーラムを開催するなどの経費に要するものでござひます。

次の7、東日本大震災復興活動支援事業529万2,000円でありすが、これは被災地や被災者の状況に柔軟に対応しながら、県内の民間団体が行ひます復興支援活動に対しまして支援を行うものでござひます。

次の(事項)エネルギー対策推進費724万4,000円でありすが、次のページにありすがように、主な内容としましては、2の新規「水素エネルギー利活用促進モデル事業」685万2,000円でありすが、この事業につきまして、詳細は後ほど常任委員会資料で御説明をいたします。

一般会計については以上でありすが。

ページをおめくりいただきまして、16ページをお開きいただきたいと思ひます。開発事業特別資金特別会計でありすが、これは九州電力の株式配当金を原資とする開発事業特別資金を主な財源として一般会計の事業に繰り出すものでありまして、当初予算として711万1,000円でありすが。

下のほうの繰出金のところを見ていただきましてと685万2,000円というふうになっておりすが、その繰り出し先としまして、当課所管の先ほど言ひました水素エネルギー利活用促進モデル事業に充当をしたいと思ひておりすが。

特別会計については以上でありすが。

続きまして、常任委員会資料で新規事業について御説明をさせていただきます。常任委員会資料の11ページをお開きいただきたいと思ひます。新規事業「水素エネルギー利活用促進モデル事業」でありすが。

下のほうに参考とあるところをまずごらんいただきたいと思ひます。国の取り組み状況といたしまして、28年3月に改定をされてありすが、国は水素エネルギーに関しましてロードマップを策定してありすが。その趣旨といたしまして、化石燃料への依存度を下げていこうというこゝで、水素をエネルギーの柱の一つとして利活用する社会へ転換をしていきたいというふうなこゝで、普及目標といたしまして大きく2つの柱立てで掲げてござひます。

まず、1つ目が家庭用燃料電池エネファームであります。2030年の目標数値、右端の欄ですが、目標について530万台というふうなことでございます。これは日本全体の世帯のおよそ1割というような状況でございます。

それから、もう一つの柱といたしまして、燃料電池自動車の普及、それにあわせた水素ステーションの設置というものが掲げられております。右端の欄の2030年代の目標といたしまして80万台の普及を目指している。これは国内の車両のおよそ1%程度という状況でございます。

上のほうの1、事業の目的、背景であります。こうした国の動きがあります中で、水素エネルギーの利活用に関する県としての構想を取りまとめたいと考えております。

また、エネファームの普及等を通じまして、水素エネルギーの具体的な利用拡大にも進めていきたいと考えております。

2の事業の概要であります。①の予算額685万2,000円です。②の財源であります。宮崎県開発事業特別資金を予定しております。

④の事業内容であります。大きく2つあります。1つ目は水素エネルギーの普及啓発ということで、構想の策定とセミナー、あるいはイベントへの出展等を予定しております。もう一つの柱であります。エネファームの設置支援を市町村と一緒にできないかということで、現在、具体的な内容について詰めの作業をしているところでございます。

3の事業効果であります。水素エネルギーの利活用に関して機運の醸成が図られる。あるいはエネファームの普及によりまして水素事業の拡大が図られると考えております。

予算については以上でございますが、続きま

して、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について御説明をさせていただきます。

別冊の資料、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況の2ページをごらんいただきたいと思っております。

御指摘といたしまして、主要施策の成果の報告書の中で施策の推進状況を示す指標につきまして、県民が施策の成果をより具体的にイメージしやすいよう、次のアクションプラン策定に向けて見直しを検討することという御意見をいただいております。

具体的には、教育委員会と警察本部の中でデータについてわかりにくいのではないかとというような御指摘があったところでございます。それぞれ報告書の中等でしっかり説明をしていきたいというふうにご覧いただけますけれども、総合政策課といたしましては、一番上の段落であります。施策の指標につきましては、御指摘の趣旨を十分に踏まえて、次のアクションプランを策定する際にはしっかりと見直しを検討してまいりたいと考えております。

次の3ページの下の方をごらんいただきたいと思っております。3ページの②であります。東日本大震災復興活動支援について、被災地や被災された方々のニーズと実態を踏まえて、事業内容を見直しながら取り組むことという御意見をいただいております。

2番目の段落のところにありますとおり、震災から6年が経過いたしました。いまだに多くの仮設住宅生活者、あるいは県外避難者がいらっしゃる中で、一方で、被災地では仮設住宅から復興住宅への再移転、あるいは、その被災地への帰還といったものも進んできております。そういう中で新たなコミュニティーの構築や適用に対する支援といったようなニーズも出てきて

おりますので、今後はこういった実態、ニーズの変化も踏まえながら、そして支援内容の絞り込みもしっかりやりながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

総合政策課からは以上でございます。

○中原秘書広報課長 秘書広報課の当初予算につきまして御説明をいたします。

白い冊子、当初歳出予算説明資料の17ページをごらんください。

一番上の行でございます。秘書広報課の平成29年度一般会計当初予算額は4億7,874万6,000円でございます。

平成28年度当初予算と比較いたしまして3,390万3,000円の減となりまして、率にしまして、対前年度比約93.4%となっております。

主な内容について御説明をいたします。19ページをお開きください。

中ほどの(事項)秘書業務費4,091万4,000円でございます。これは、知事、副知事の活動経費、あるいは秘書・栄典業務に要する経費でございます。

次に、その下の(事項)広報活動費2億1,419万7,000円でございます。これは、各種の広報媒体を活用いたしまして、県政全般の広報活動を行うための経費でございます。

この広報活動費の主な事業を御説明をいたします。説明の欄をごらんいただきたいと思います。

まず、1の印刷広報事業4,820万1,000円でございます。これは、県の広報紙「県広報みやぎ」を年6回、1回につき36万1,000部を作成いたしまして、市町村の自治会や役場、コンビニ等を通じて県民の皆様に広く配布をするものでございます。

2番の新聞広報事業7,176万7,000円ござい

ます。これは、新聞の紙面を通じまして、毎月2回、日曜日でございますけれども、「県政けいじばん」ですとか、随時の広告を掲載しまして、県民の皆様に情報提供を行っているところでございます。

3番のテレビ・ラジオ放送事業で7,219万4,000円でございます。これは、県内のテレビ2局、それとラジオ2局でございますが、県政番組を制作いたしまして、放送をしております。

4番の県ホームページ情報発信事業722万2,000円、それと5の県ホームページ魅力発信・充実強化事業798万円でございます。これは、県のホームページ運用にかかわるヘルプデスクの設置ですとか、システムの保守・管理を行いまして、利用者にとってわかりやすく使いやすいものとなりますよう工夫をしながら、適時、的確、効果的に県政に関する情報を発信するものでございます。

次の6番の広報活動基盤充実事業でございます。627万1,000円でございます。これは、取材や番組ロケなど各種の広報活動、あるいは機材の整備等に要する経費でございます。

一番下の「楠並木ちゃんねる」情報発信力強化事業56万2,000円でございます。これはホームページにおきましてさまざまな動画を発信しております。そのために職員向けの広報にかかわるスキルアップのための研修を行う経費でございます。

おめくりいただきまして、20ページをごらんください。広聴活動費113万9,000円でございます。これは、県民の皆様の御意見をいただくものとしまして、知事とのふれあいフォーラムや電話やはがき、メール等により県民の声事業などを実施するための経費でございます。

最後になりますが、(事項)県政相談費450

万7,000円でございます。これは、県庁本館1階の県民室を初めとしまして、西臼杵支庁や県の各総合庁舎に10カ所県民相談室を設置しております。この運営のための経費でございます。

秘書広報課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○丸田統計調査課長** 統計調査課でございます。当課の当初予算案について御説明をいたします。

ただいまの歳出予算説明資料の21ページをお願いいたします。統計調査課の平成29年度の当初予算額は、総額3億3,457万1,000円で、平成28年度当初予算に比べますと1,965万4,000円の減、率にしまして約5.5%の減となっております。

主な内容について御説明をいたします。25ページをお願いいたします。

25ページでございますが、まず一番上の(事項)就業構造基本調査費4,082万8,000円につきましては、ことし10月1日現在を調査日として実施をいたします就業構造基本調査のための経費でございます。この調査は、5年ごとに行います周期調査でありまして、普段の就業の状況でありますとか、就業者の雇用形態、収入等を調査いたしまして、就業構造の現状を把握することを目的といたしております。

その下の(事項)住宅土地統計調査費744万円につきましては、平成30年度に実施予定の住宅・土地統計調査に向けまして、調査単位区を設定するなど、円滑な調査実施のための準備に要する経費でございます。この調査も5年ごとに行います周期調査でございます。住宅や土地の所有状況でありますとか、利用状況等につきまして調査を行いまして、住生活の現状を把握することを目的といたしております。

26ページをごらんください。一番下の(事項)統計データ地域分析事業費96万4,000円につきま

しては、新規事業、統計データ地域分析事業のための経費であります。この事業は、本県が人口減少、少子高齢化などの課題に直面している中で、人口動態、経済、産業、消費などのさまざまな分野の統計データの活用、あるいは経済動向調査でありますとか、ヒアリングの実施などによりまして、本県の経済状況等についてよりきめ細かく把握、分析を行いますとともに、関係機関等を交えた研究会を開催しまして、それぞれが保有する情報等を活用しまして、経済動向について幅広く検討を行うなど、本県の経済活動につきまして、多面的な調査分析を行うことによりまして、統計データに基づきます政策立案の支援に資することを目的とした事業でございます。

統計調査課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○二見委員長** 各課の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

**○来住委員** 一般会計についての総合政策課、14ページですけど、県外事務所の運営に要する経費が出ていまして、3つの事務所、東京、大阪、福岡。大阪が異常に少ないんですけど、金額としては少ないんですが、なぜかなど。家賃が低いのかどうかわかりませんが、福岡よりもむしろ低いんですよね。まず、これを教えてください。

**○松浦総合政策課長** まず、東京事務所につきましては、国とかとの折衝とか、あるいは東京都の県外企業誘致とか、あるいは情報発信、物産といったところで、かなり幅広く取り組んでいるというふうな状況がございます。

それから、福岡事務所につきましても、一つには物産とかPRとかいうふうなものについて、1つの九州内の拠点であるということがありま

すので、あるいは、その九州内での国や各県とのつながりといったような連絡調整、一緒に政策を推進するといった活動もしておりますので、そういった意味合いでの費用がかなりかかっているというふうな部分がございます。

それで、大阪につきましては、そういった他の行政機関なり、国なりとの折衝なり、そういったものがそれほどはないというふうな状況でございます。ただ、PR、あるいは観光、物産、そういったところ、あるいは企業誘致といったところについては同じような形では組んでおるんですけれども、結果としてこういう数字になっているというふうなことでございます。

**○星原委員** 今、来住委員のほうからも言ったように、大阪事務所の運営費というのは意外と少ないな。というのは、私もこの2年間、兵庫県人会とか、近畿県人会とかいろんなところへ行っていると、かなり広くいろんな方々と出会っているんで、やっぱり企業誘致とか、そういう関係でも結構忙しいっていうか、幅が広いんじゃないかなというふうに見ていたんで、やっぱり来年度の予算の中で、これぐらいの経費でそういういろんな交流なり、情報収集なり、誘致なり、活用の仕方に十分対応できるのかなというふうに思っているんですが。そしてまた、市場が広いんで、やっぱり宮崎県の農畜水産物なんかの提供をしていく上でも、そういうお店にも行ったことあるんですが、結構あれかなというふうに、意外に思ったところですが、その辺はどういうふうに捉えたらいいんですか。

**○松浦総合政策課長** ここに掲げてある事務所というのは、ベースとなる活動経費、あるいは維持管理の経費ということになりますけれども、例えば農産物のPRでありますとか、それから観光のPRというふうなところになってまいり

ますと、それぞれ所管、農政水産部でありますとか、商工観光労働部でありますとか、そういったところの予算を使いながらということになりますので、そういうふうなところでのトータルでの取り組みということになってまいります。

ここに掲げてありますのは、あくまでもベーシックな形でやっていく上での費用というふうに御理解をいただければと思っております。

それから、少し先ほど御説明で足りない部分がありましたけれども、福岡が少し高目になっているんですけれども、これは事務所とか職員宿舍の借り上げ料が少しこちらのほうが高いということがありまして、その分がオンされているというふうな御理解をいただければというふうに思います。

**○星原委員** カーフェリーが就航していたり、LCCがこうしたりね、結構関西方面はいろんな形で取り組まれているんで、そういう活動費っていうか、事務所費の経費の中で、ほかのところからいろんなそれぞれのところから使っているということであるんで、そういうことなら理解しますが、やっぱり関西と宮崎というのは、非常にそういう面では近いと捉えているんで、十分その辺のところの狙いをしっかり捉えて活動できるような経費を見てほしいなというふうに思います。

**○来住委員** 秘書広報。19ページの秘書業務費の説明がさっきあったんですが、4,091万4,000円、昨年と比べると、当初予算と比べると880万円増、27%ぐらい増になるんですけど、このいわゆる理由は、増が大きいなと思っておりますけど、これは何かの理由があるんでしょうか。

**○中原秘書広報課長** 880万ほど、委員がおっしゃいますようにふえております。

主なものでございますけれども、まず、公用

車の更新が1台ございます。それと、知事の公用車の運行を外部委託にしております。その関係が400万ほどふえておりますので、合わせて886万ほどということでございます。したがって、いわゆる知事、副知事なり職員の活動の経費、旅費ですとか、需用費ですとか、事務費的なものの増加ということではございません。

○来住委員 知事の車、外部委託と言われましたけど、外部委託も既にされているんですか。

○中原秘書広報課長 はい、やっております。

○来住委員 外部委託することによってふえたのですか。それは今年度と変わらないんじゃないですか。

○中原秘書広報課長 昨年度末で運転手の方、再任用の職員でしたけれども、退職されまして、その分が人件費に入ってきておりました。それがこちらの秘書業務費、いわゆる運行の委託料ということで、こちらのほうに経費が回ってきたということでございます。

○来住委員 はい、わかりました。理解しました。

○日高委員 県政報告活動費、ホームページの情報発信とか魅力発信充実事業とか、この予算でなるほどなというふうなアクセス件数が得られているものかちょっとお伺いします。

○中原秘書広報課長 ホームページのアクセスの状況でございます。大体1日に、これは毎月カウントをしております。大体一月当たり250万件前後のアクセスがございまして、経年的にちょっと申し上げますと、26年度が3年前でございますけれども、年間2,735万件ほど、27年度が2,929万件、今年度が、2月、3月が未集計でございますけれども、大体3,000万件までふえるかなというところで、そういったところで推移しております、少しずつアクセス数はふえて

きているという傾向と捉えております。

○日高委員 何か結構あるなっていう感じなんですけど、これ例えば、いろいろな形で他県もやっていますよね。これ比較したらどうなんですか、これは多いほうなんですか。多いほうなのか、もうちょっと頑張らにゃいかんという数字なのか。これ動画はないですよ。動画は県民向けに流してないですよ。

○中原秘書広報課長 ちょっと他県の状況について、大変申しわけございません、把握していないところがございますけれども、動画につきましては、このホームページの中に、楠並木ちゃんねるという動画のところをつくっておりますので、そこへのアクセスも含めてということになります。

○日高委員 大方この件数で十分、十分というかある程度成果が出ているという判断はしているということよろしいですか、大体そういう部分については。

○中原秘書広報課長 アクセス数がふえているということについては、我々は手応えといいますか、感じておるところでございます。

ちなみに月別、月ごとにいろいろアクセスの内容も変わってきております。例えば、今の時期ですと、採用試験ですとか、公立学校の試験の案内とか、そこら辺についてはきちんとホームページで皆さんにお知らせして。それなりの手応えといいますか、アクセスが入ってくるというようなところは、我々情報発信ということでは、それこそ適時、的確にできているのかなというふうな感触を持っているところがございます。

○日高委員 手応えを感じているということで、情報発信というのは、当然今行政の中では命みたいなものなので、これまだ改善するなら改善



する、またこのまま進化していくなら進化するというのでまたやっていただければいいかなというふうに思います。

最後に、統計調査課。結構いろいろといろんな角度からいろんな調査をされておるなって、情報っていうか、そういったものは次の政策に生かされるというものは当然ここに入って、県のシンクタンクみたいなところかなと私は理解しております。

そこで、率直に課長から見て、この調査をずっとやっていく中で、県政に対する提言総括というのをお聞きしたいんですけど、その辺ちょっと。

**○丸田統計調査課長** 非常に大きな命題であれなんですけども、近年やはりビックデータとかああいう形で統計調査、あるいは統計データというのが行政課題、あるいは行政施策に非常に重要な役割を果たしてきているという中で、私どもも国の委託を受けたいいわゆる基幹統計調査でありますとか、あるいは県独自で先日も御報告させていただきました県民経済計算、県民所得でありますとかいろんな形でやっております。今回まだ深掘りして、例えば先ほど言いましたけれども、人口動態でありますとか、あるいは経済産業、そして家計消費、こういったものを横断的にいろんな角度から分析する。あるいは私どもが持っております調査票までちょっと深掘りをして独自集計をやる。そういった形で、もうちょっと我々としても分析をきめ細かくやっていきたいなと思っております。

また、最近では、私ども経済指標でありますとか、経済の動きについて独自にいろんな指標を使いまして分析を行ったりしておりますけれども、そういう内容につきましても四半期に1回、庁議の場で御説明を、御報告をさせていた

だいておりますし、また、昨年4月の熊本地震が発生しましたけれども、発災直後におきましては、みやぎん経済研究所と共同で本県への影響調査、そういうものも5月には実施をしたりということで、私ども一人一人が分析能力を高める必要がありますし、また、そういうものに基づいて県の施策への支援につなげていければなというふうに思っております。

**○日高委員** きめ細かくやっていく、また、県独自の形をとっていくという割には国費が10分の10が多くて、県費の単独でやっていくっていう形では相当予算的にはかなり少ないなって。本当に、この辺ってというのは、ビックデータというのは、先ほど言ったように分析能力っていうのを高めていきながら、それが分析するだけでは何もならんわけですから、結局その後、やはり政策立案につなげていくっていう、そこまでが私は仕事かなと思うんですが、その辺についてお伺いします。

**○丸田統計調査課長** おっしゃいますように、国の委託を受けて、国の国費が多いわけなんですけれども、実際、来年度でいきますと国の委託調査を含めまして16件ございます。また、県の独自調査が10件程度ございますけれども、できるだけ国の調査ももう少し細かく分析をして、県の状況も例えば他県との類似比較でありますとか、そういうものも含めまして、国の調査も活用しながら、我々としては県の政策に資するような形で利活用をしていきたいなというふうに思っています。

**○日高委員** いつも委員会とかで説明があるんですが、データ、宮崎県はこういう形になっている。例えば例で言うと、インバウンドの受け入れが135%に伸びましたっていう説明はするんですよ。ところが、それだけ見ると35%もふえ

ていると、ですよ。普通そう思いますよ。ところが九州各県を見たら軒並み170とかですよ。というところなんです。だから他県との比較はするべきやなと思うんですよ。

ただ宮崎だけで二番煎じ、三番煎じやって、この地方紙でこれやりました、あれやりましたって出てくるんですけど、結局ほかのところもいろいろなことで早目に活動、活動というかそういう政策を立案して実行しているんですね。だから、そういった先取りっていうのはここから出てこない、先見性というのは養われないんじゃないですかね。予算も県はいつも後づけです。結局財政があって、こう積み上げて、最終的に重点施策ですよ。普通重点施策があって、こうやっていくのが本当なんですけど、そこは大事だと思うんですよ。その辺どう感じますかね。その他県との比較と、このやり方ですね。

**○丸田統計調査課長** 今委員おっしゃられましたように、自分の宮崎県だけのデータじゃなくて、他県との比較って非常に重要だというふうに思っています、私もいろいろな角度からの調査について県の順位が今どういう状況になっているかというのを1冊の冊子にまとめまして、指標で見る宮崎県というような形で、例えばもう人口から、自然の状況から、いろんな社会生活、あるいは経済、労働状況とか、そういうものも含めて順位づけ、ランキングをどういう状況になっているか、毎年冊子としてまとめております。

そういう形で、我々としてはいろんな政策への支援とか、そういうものに結びつけているという状況でございます。

**○日高委員** だからそういったデータと、ここはこうしなくちゃいけないとか、各部連携、統一しないかんわけですよ。それでいくと、

総合政策課が総合調整という役目を果たしますよね、この予算で見るとですよ。こう連携って予算が。だからそこら辺が総合政策というのは司令塔であれば、各部に君のところはここが弱いと、この辺どうにかしろとか、ここは強いからもっと伸ばしていけとか、当然データをもとにそういった指導、監督というか、提言していくのが総合政策課の役目だろうと思うんですけど、そこら辺は課長、どう思いますか。

**○松浦総合政策課長** 委員おっしゃるように、政策を進める中で、今県がそれぞれの分野の中でどういうふうな状況にあるのかというのは、できるだけしっかりとつかんだ上で弱いところはそれぞれの所管課、担当部局に対しまして、どういうふうな状況なのかというのは確認とか、それから、それを改善するとか、伸ばしていくっていうふうなところについて考えてもらえるような、そういうふうな誘導をしていく必要は当然あります。そういったところを考えながら、重点施策なりをつくっているところではあるんですけども、一方で、例えば出生率を上げていこうとかいう場合に、どこに問題があるのかっていうようなところをしっかりと考えた上で、そのデータなり、課題がこうなんだよっていうふうなところは、僕らだけでなかなかつかめない部分もあるものですから、そういったところは各部、担当課ともしっかりと議論をしながら、どこに課題があるんだろうかということをもとにまずつかむ。それがつかめれば、それに対する的確な対応ができていくっていうふうなところが出てくると思いますので、そういった努力はこれまでやってきたつもりでありますけれども、これから人口減少なり、大きな課題として若者の流出なりというふうなところも出てきておりますので、そういったところについて、どう対応

をしていけばいいのかというふうな課題の明確化といいますか、そういったところも含めて、これはやっていかなければならないというふうに思っております。

あわせて、産業なりそういった分野でも実際どこが伸びているんだとか、県外とのやりとりの中でどういったところが可能性があるのか、あるいはうちの県で弱いところはどこいったところがあるのかというふうなところについても、これは当然そのデータをしっかり持ちつつということではあるんですけども、そういった課題、あるいはその方策についての議論、こういったものについてはこれまで以上にしっかりやっていきたいというふうに思っておりますので、そういった中での統計データの参考といったところについては、我々も求めていくような形をつくっていききたいというふうに思っております。

**○日高委員** それで政策立案能力なんですよ。そこが足し算、引き算みたいな感じなんですよ。だからもっと、何かもうちょっとこう、全庁挙げてそこで出していく。そしたら課題解決とか政策立案。何でもかという、全国のトップランナーを目指すとか、口ばかり言うけど、そこら辺が解決できないと、多分、政策立案能力とか、先見的な政策とかできないと、だから今のような状況だな、それを見ると理解しますね。また、今後とも前向きに考えてやってください。お願いします。

**○坂口委員** 水素エネルギー関連で、この3カ年でまとめる構想、これ大体どういった姿でまとまり上がることになるんですかね。

**○松浦総合政策課長** 構想につきましては、できれば来年度で形にしていきたいというふうには思っております。

その基礎となるデータなりエネルギーの関係業界とか、大学とか、市町村とかいうふうなところとの協議というか、意見交換というのは今年度その政策調査の研究費の中でやってきておりまして、基本的な方向としては、水素エネルギーが全てのエネルギーに取ってかわるというふうなところは多分ないと思います。

ある程度使われる柱の一つに20年、30年かけてやっていくというふうなところになると思いますけれども、そういう中で国が柱立てとしておりますエネファーム、家庭用の燃料電池、それから燃料電池自動車、これについて本県の普及状況といいますのは、車については現在ゼロ台でありますし、家庭用のものにつきましても100台程度の状態でありますので、全国に比べると少しおくらしているのかなという感じがありますから、これをまずアピールしていく、県民の皆さんにアピールしていく、そういうふうな方策、あるいは実際にエネファームをどういうふうに広げていくのか、水素自動車をどういうふうに広げていくのかということについて議論しながら目標値といいますか、目指すところを10年後、20年後というふうなところを立てて、構想という形に上げていくのかなという感じで、今思っているところでございます。

**○坂口委員** それで利活用の方に、3カ年かけて構想を練るのが利活用の方に終わってしまうのか。化石燃料からずっと出しましたよとか、環境貢献に大きく寄与しましたよというふうな、せつかく3カ年もかけてやる構想だから僕はその中に県経済への貢献とか、あるいは広い意味での、広義な意味での県民福祉への向上とか、そういった環境から、経済から全てを含めたものの構想をまとめ上げて足すと、県としてもその供給県を目指そうといったような考えを持つ

ておられたような記憶もないでもないんですけども、そこらのところをトータルとしての構想がまとめ上がるわけではないんですか。家庭に普及させていこうという域を出ない構想なんですかね。

**○松浦総合政策課長** これまでの私どもの中で議論といたしましては、例えば、大災害があったときに、電源なりがとまってしまう、そういうときのエネルギー確保として、水素はためておけますので、これはかなり有効な手段じゃないかというふうな議論があったりとか、それから現時点では、やはり火力発電なり、そういったものが非常に多くございますので、本県としてはエネルギーをどちらかという輸入する県でありますので、そういった自給率というのをもっと高めていけるんじゃないかとか。そういうような意味での経済に貢献できるんじゃないかという方向性の議論もこれまでできておりますので、最終的にどういうふうな形にまとめられるかというのは、まだ素材を議論している最中でありまして、地域経済の循環型をどうつくっていくかという上での一つの手段としても考えられるでしょうし、それから、その災害の対応といったことも含めて、可能性、実現がかなり考えられるような可能性というふうなところでのまとめはしていきたいと思っております。

**○坂口委員** その資源の存在を限定されるようなものでもないし、資源はふんだんにあると言われたように、まず自給率を高めるということも当然だけれども、これからの分野ということで、構想を練る中で、結果的にそれが構想の中に位置づけられるかどうかは別として、やっぱりある意味、自給を越した供給あたりまでも構想に入れたものとして大きく3カ年もかけるん

だったら、それだけの専門チームなりを組んでやっていくことも一つの大きい魅力は持てるんじゃないかなという気がしたもんだから、利活用のみに終わるともったいないなって。

**○松浦総合政策課長** 御指摘については、可能性としてやっぱり議論はしていきたいというふうに思っております。最終的にうちの県の体力としてどこまでできるかというのは当然ありますので、そういう中での議論ではありますけれども。例えば、まだ技術的に確立していない部分としては、太陽光で発電したものを効率よく水素にためておくとかいうのがかなり目に見えてくるような状況で、もしその素材があれば、材料があれば、その供給というふうなところも含めて考えていける可能性はあると思います。そういった議論については大学、あるいは業界の方々含めて、市町村も含めて、しっかりやっていきたいというふうに思っております。

**○坂口委員** 資源っていうのが特別なものに限らなくてもいいということで、常に存在しているものということ。やっぱりそれを加工していきなり、転換していきなり、エネルギー転換やったり、そうするとあと必要なのはスペースですよ。宮崎はスペースたくさん持っていますし、そういった意味では可能性、平均点よりは高いような気がするんですよ。だからそこらもぜひ研究だけはしていただいて、具現化は別として、じゃないともったいないなという気がしたものですから。

**○満行委員** エネファームについてお尋ねしたいと思っております。

これ設置支援ってなっているんですけども、補助制度なのかなと思って聞くとところです。もう七、八年前ですかね、家庭用ができて、ずっと注目しているんですけども、技術的な問題

は完全にクリアして完成していると思うんですけど、ただ普及しないのは金額が高過ぎてそれがネックで普及してない、あと効率性の問題、採算性の問題等もあると思うんですけど、今まで200万ぐらいですよ。最初出たころは、もう相当高くて、そのころは国の補助金があったんでやっぱり200万ぐらい、今価格が下がって、国の補助金下がってやっぱり200万前後だと思うんですけど、これ県として補助金を出すという事業なんですか。

○松浦総合政策課長 設置補助をやりたいというふうには思っております。

○満行委員 ガスとか、石油とか、燃料いろいろありますよね。そういう関係なく、エネファームに対して補助するのか。

あと、2つ目は国の補助制度がありますよね。このダブルで可能なかどうか。

○松浦総合政策課長 先ほどの御質問にありましたが、エネファームのももとの発売といいますのが2009年、10年ぐらいのころだろうというふうに思いますが、そのときの値段というのが300万ぐらいしておりました。最初の売り出しのころはですね。

最近というか、去年の段階で、大きく二種類あるんですけども、1つのパターンのものが170万ぐらいだと思います。それから、もう一つの少し安目の設定のものが130万ぐらいというふうな値段にまでは下がってきているところでございます。

これに対して、国のほうも一応まだ設置補助というのは続けておまして、高いほうのやつが20万ぐらい、それから、安いほうのやつで15万ぐらいというような状況がございます。

現時点で考えていく場合に、安いほうのパターンのものについて、できれば100万ちょっとぐ

らいでつけられるような形になると、もう少し普及が進んでいくのかなというふうなところもありまして、そういうような形を考えていきたい。

そうすると、県だけでその分を全部出せるかどうかということもあるものですから、市町村にも少し御協力いただける、御賛同いただけるかと組んでやればなと思っていますところですよ。

国の計画としましては、これからまだ数年かけてではありますけれども、もう1割とか、それぐらいは安くしていこうというような状況はあるようでございますので、そういう流れの中で本県においても普及をしていきたいなと思っています。

それで、エネファームについては都市ガスとか、それからプロパンガスとかいうものから水素を取り出して、電気と熱を取り出すというような仕組みでありますので、それらについては今の社会資本というか、そういうふうな仕組みは変える必要はありませんので、そういう意味では、かなり普及の段階にはあるのかなというふうには思っております。

○満行委員 大分安くなってはきたと思うんですけど、ただ私はおっしゃるように100万円を切らないとなかなか爆発的普及というのはあり得ないと思っています。

東京ガスは70万ぐらいと目標は言っていますが、これはもう大量生産になったら確実に下がるわけで、100万をいかに切るかというのは大事かなと思うんですよ。100万というのは、私が思うに、これはもう国の補助金は新築とそれ以外と補助金の額が違うと思うんですけど、新築にしろ何にしろ給湯器は必要なので、給湯器分を30万、50万と見れば、あと100万とすれば、

あと50万手出しだ。この50万は年間5万円発電をすると10年で50万、大体だか100万切ればユーザーから見てもメリットが見えるのかなと思うんです。一つは100万を切るというのが大事だと思うのと、この燃料電池というシステムが余りよくわかってない人たちが多くて、敷居が高く見えているのかなと思うので、一つはこの仕組みを、燃料、水素エネルギー、燃料電池のシステムというのを啓発普及も必要だと思いますし、今から市町村とできればコラボして、市町村から5万円でも何でも出してもらってセットして、20万とか25万とかなれば、これはやっぱり相当インパクトは大きいと思うんですよね。

だからその2つをやっぱり、啓発とそれなりの補助金っていうのを打ち出していただければ、本県の普及もかなり弾みがつくかなと思うんですけど、スキームは今からかもしれませんけど、どのくらいの補助額というのを見込んでいらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

**○松浦総合政策課長** 一応まだ制度設計についてはこれからではありますけれども、積算に当たりますとは、一応県の分として5万円ぐらいというふうには見込んでいるところがございます。市町村に賛同いただければ、もう5万円というふうな形ができると、安いほうの機器でありますと、大体100万円ちょっとぐらいには持ってこれるのかなというようなところで考えているものでございます。

それから、この補助制度、実際の補助というのも当然出てくるんですけれども、こういったことを始めることによって、当然PRなりもされてまいりますので、そういったところでの効果も含めてやっていきたいと思っております、その中で初年度でありますから、どれほど認知されて普及していくのかというところはあるん

ですけれども、ここは制度としてまずはスタートをさせたいというふうに思っております。

**○満行委員** 要望ですけど、5万円っていう考えみたいですけど、もうちょっと初年度頑張ってもらっていて、3年計画だったら3年で少し落としてもいいけど、やっぱりインパクトを与えるためにはもっと頑張ってもらいたいし、県内の市町村も巻き込んでぜひタイアップしてできる事業にしていきたいなと思っております。

**○重松副委員長** 関連で。個々の補助ではなくて、やっぱりニュータウンとか、そういうところで一括、300世帯とかそういうところに一度に、福岡市のように、このエネファームを設置して、そうすることによって、当然仕入れ原価も、もろもろのものがどっと下がってくるんじゃないかと思うんですよね。そういうことをやっぱり考えられたらどうでしょうかと思いました。

**○松浦総合政策課長** 重要な御指摘いただいたというふうに思っております。これまでの議論の中では、プロパンガス協会さんとかには入っていただいておりますけれども、そういった開発される業界の方々との意見交換をしたことがありませんので、そういったところでの可能性も含めて、少しそういった意見交換なりがやってみたらなというふうに思っております。可能性としてはそういったところも考えてまいりたいというふうに思っております。

**○重松副委員長** そういうニュータウンとか、それから例えば集合住宅でも構想の中、県住とか、その中の全世帯もエネファームで全部活用するというのも考えられたほうがいいのではないかと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

**○星原委員** このエネファームはこういうことに向かっているとしていこうとしているんですけれども、

メリット、デメリットというのは、どういうふうに今我々はそこを判断する材料としてどういったものが、新エネルギーの中であるんですか。

○松浦総合政策課長 現在の機器でいった場合に、最大の電力の供給量として700ワット、750ワット、それぐらいの分量であります。これを一般家庭用で見た場合、大きく見ると、大体半分ぐらいの電力の使用には使えるのではないかというふうには見込んでおります。

あとは、その電気を取り出すときに熱も一緒に発生しますので、その熱をまたお湯なりにしてためておくというふうな形がとれまして、かなり熱効率、エネルギー効率としては高い水準であるということでございます。

もともとがそういうふうな状況でありますので、例えば、CO<sub>2</sub>の削減につながるでありますとか、それから、家庭用のエネルギーの費用としてそれなりに低減をされるというようなことがありますので、5年とか、10年とかいうぐらいのスパンで、今の金額でも回収はできるというふうな状況ではあるんですけれども、そういった意味での、その環境への効果、それから家庭用のランニングコストの低減といったところにメリットとしては出てくるのかなというふうに思っております。

○星原委員 我々は今、家庭用の太陽光をつけているわけですが、太陽光とどっちがどうなのかなという設備の面と、実際の最終的には10年後とかね、可能性を追っかけていったときに、どっちにメリットがどういうふうに出てくるのかなと思うんですが、その辺の理解がなかなかできないものですかね。その辺は比較したときにどう捉えたらいいんですか。

○松浦総合政策課長 先ほど言いましたように、

このエネファームというので、1台設置したときに、家庭用の電力が全部賄えるかというのと、そういうことではありませんので、その分は別にどこかからの電力の供給が要るということになってまいります。そういう意味でのほかの電源の確保というのは、これは電力会社なのかどうか分かりませんが、そういうふうなところはあるといえることが一つございます。

それから、これは材料としてはプロパンであるとか、都市ガスであるとかいうことでありますので、ためておけるというメリットはございますから、夜間であるとか、災害時に電気がとまったときであるとかいうところでの対応というのはできるのかなというふうに思っておりますので、そういった特性を考えながら利用拡大を図っていく必要があるのかなというふうには思っております。

○二見委員長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上で第1班の審査を終了いたします。

次に、第2班として総合交通課、中山間・地域政策課、フードビジネス推進課の審査を行いますので、順次議案の説明をお願いいたします。

○野口総合交通課長 総合交通課でございます。総合交通課の当初予算につきまして御説明を申し上げます。

お手元の歳出予算説明資料の27ページをお願いいたします。

総合交通課の平成29年度の当初予算額は左から2列目にありますように、総額で10億5,909万4,000円でございます。これは平成28年度当初予算と比較をいたしますと9,514万1,000円の増となっております。

それでは、当初予算の主な内容につきまして御説明をいたします。次の29ページをお願いいたします。中ほどの(事項)広域交通ネットワーク推進費5,707万6,000円であります。

このうち、説明欄4の宮崎県物流競争力強化事業の2,498万9,000円ですが、これは主に陸上トラック輸送等から本県発着の海上定期航路または鉄道貨物にシフトした貨物に対して補助を行うことにより、荷寄せを促進することで、物流の効率化を図るものでございます。

次に、説明欄5の宮崎県長距離フェリー航路利用活性化支援事業の685万5,000円ですが、これは航路の利用促進及びPR支援等を目的とする宮崎県長距離フェリー航路利用促進協議会を通じまして、団体利用を喚起するなどの利用促進事業を図るものでございます。

説明欄6の新規事業「日豊本線高速化調査事業」につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明をいたします。

次に、(事項)地域交通ネットワーク推進費3億2,354万4,000円です。このうち説明欄1の地方バス路線等運行維持対策事業の2億9,488万2,000円ですが、これは国や市町村と連携しながら地域住民の生活に必要なバス路線の維持を図るため、運行費等の補助を行うものであります。

次に、説明欄2、離島航路運航維持対策事業の1,012万2,000円ですが、これは離島航路は本土と離島を結ぶ唯一の交通手段として、離島住民にとっては必要不可欠なものでございます。国と連携をして、離島航路を運航する航路事業者に補助を行うものでございます。

次に、説明欄3の地域公共交通ネットワーク活性化事業1,390万円です。これは、地域の生活を支えるバス路線の維持を図るため、市

町村等が行いますバスの乗り方教室などの利用促進活動や、コミュニティーバスなどへの転換等を支援するものでございます。

説明欄4の改善事業「地域鉄道維持・活性化支援事業」につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明をいたします。

30ページをお願いいたします。

次に、(事項)航空交通ネットワーク推進費9,092万8,000円です。

まず、説明欄1の「みやぎの空」航空ネットワーク活性化事業6,262万8,000円ですが、官民で構成いたします宮崎空港振興協議会を通じまして、国際線を運航する航空会社に、航空経費の一部を補助するとともに、国内線を運航する航空会社が実施する利用促進の取り組みを支援するものであります。

説明欄2の新規事業「国際線安定化利用促進事業」につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明をいたします。

なお、航空交通ネットワーク推進費全体につきまして、一番右の列の現計予算額と比べますと6,998万2,000円の減額となっておりますが、これはこの現計予算額には9月議会で議決をいただきました補正予算、国際定期路線維持に向けた緊急対策事業費3,570万円が含まれていること。また、今年度の当初予算と比べますと、香港線が就航3年目を迎え、運航に係る補助額が減少することや、台北線が減便となったことにより2,600万円の減額となることなどが主な要因でございます。

次に、(事項)高千穂線鉄道施設整理基金事業3億852万3,000円です。これは、旧高千穂線の不要施設の撤去に要する経費でありまして、県と沿線自治体とで基金積み立てを行いますとともに、施設の撤去に係る沿線自治体への



補助等を行うものであります。

なお、29年度は昨年度と比較しまして1億4,886万8,000円の増額となっておりますが、これは延岡市におきまして規模の大きい2つの橋梁の撤去が計画をされているためでございます。

最後に、(事項)運輸事業振興助成費1億8,503万5,000円であります。これは、県バス協会及び県トラック協会が行います交通安全対策、利用者の利便性を図るための事業、環境の保全に関する事業等を支援するものでございます。

続きまして、主な事業につきまして御説明いたします。お手元の総務政策常任委員会資料の12ページをお願いいたします。

まず、新規事業「日豊本線高速化調査事業」でございます。

1の事業の目的・背景でございますが、県内を初め隣県との地域間交流を促進し、諸産業の振興を図るためには、その基盤となる総合交通網の整備・充実が重要であります。

中でも鉄道は定時性に優れ、大量輸送が可能な交通基盤でありますことから、現在の日豊本線をどのように改良すればどの程度の高速化が図られ、都市間の移動時間が短縮できるかなど、将来に向けた検討を行うために必要な整備手法や整備費用について調査を行い、データを得たいと考えております。

2の事業概要についてであります。1の予算額は2,000万円を計上いたしております。

(4)の事業内容につきましてですが、調査の範囲は大分駅から鹿児島中央駅までの全長330キロメートルとしており、調査の手法につきましては、曲線の改良、枕木のコンクリート化、また、単線の行き違いをスムーズにする一部複線化など、現地の調査を行い、現場に応じた可

能な整備手法を調査するものでございます。調査結果を受けまして、JR九州に対し、具体的なデータや手法を踏まえた要望等にもつなげてまいりたいと考えております。

次に、13ページをお願いいたします。改善事業「地域鉄道維持・活性化支援事業」であります。

一番下の参考欄にも書いておりますけれども、地域鉄道、厳しい利用状況にございますが、通勤・通学や通院など、地域住民の生活交通手段として、また観光など地域産業を支える基盤として重要な役割を果たしております。

そこで、1の事業目的・背景にありますように、路線の維持や沿線の活性化を図るため、みずから地域の鉄道を守り育てていく意識の醸成や乗車人員の増加に向けた地元協議会等の取り組みを支援するものでございます。

2の事業概要でございます。予算額は464万円でございます。

(4)の事業内容であります。1つ目として、吉都線及び日南線の維持・活性化のため、地元が企画する手づくりのイベント列車の運行といった、これまでの取り組みに加えまして、例えば、地域の祭りやイベント等と連携した誘客、小中学校の遠足、課外授業としての活用など、新たな事業を実施する地元協議会等に対し、支援を行うものでございます。

また2つ目として、旅行会社等とタイアップをし、観光列車「海幸山幸」を活用した30名以上のツアー企画に3万円の助成等を行う、宮崎県鉄道整備促進期成同盟会に対し、引き続き支援を行うものでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。新規事業「国際線安定化利用促進事業」でございます。

資料の15ページをごらんをいただきたいと存じます。昨年4月に発生をいたしました熊本地震の影響により、宮崎空港発着の国際3路線はいずれも大幅に利用者が減少をし、特に台北につきましては、御案内のとおり昨年10月末から月曜便が減便となったところがございます。

そうした中、昨年9月に議決をいただきました補正予算等によりまして、利用促進に取り組んだ結果、各路線とも搭乗率が上向いてきているところではございますが、一番右の網かけの部分でございますけれども、まだ昨年度の平均搭乗率には達しておらず、依然として予断を許さない状況であるというふうに認識をしております。

14ページのほう、お戻りをいただきまして、1の事業の目的・背景の後段のほうになりますけれども、こうした状況を踏まえまして、ビジネスや教育などさまざまな分野での利用促進事業を展開することで搭乗率を向上させ、かつ安定的に維持することにより、航空路線の維持・充実を図ることを目的としております。

2の事業概要についてであります。(1)の予算額は2,830万円をお願いしております。

(4)の事業内容についてであります。当該事業は、宮崎空港振興協議会への補助を通して事業を実施してまいります。国際定期路線の利用促進のためには、本県と韓国・台湾・香港との間でさまざまな交流を拡大させ、双方向での定期的な交流活動へと発展させることが大変重要であると考えております。

そのため①の交流拡大支援による利用促進につきましては、本県産業を担う民間事業者がみずから企画をし実施する、現地での商談会などのビジネス交流を支援するものであります。

また、本県の未来を担う児童・生徒による文

化・スポーツ交流など、さまざまな分野における交流を支援するものでございます。

また、路線の安定化のためには、県民の渡航をさらに拡大させることが重要でありますことから、②の県民渡航拡大支援による利用促進につきましては、9月補正予算で実施をいたし、航空会社、あるいは旅行会社等から好評をいただいておりますけれども、グループでの旅行に対する支援、あるいはパスポート取得に対する支援など、これに引き続き取り組んでまいりまして、利用促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

このほか、県民の渡航機運醸成を図るためのPRなどに取り組ましまして、国際線の維持・充実を図ってまいりたいと考えております。

総合交通課の当初予算につきましては、以上でございます。よろしく願いをいたします。

**○奥中山間・地域政策課長** 中山間・地域政策課の当初予算について御説明をいたします。

お手元の平成29年度歳出予算説明資料の31ページをお願いいたします。

当該課の平成29年度当初予算額は5億8,913万3,000円であります。平成28年度当初予算と比較いたしますと、2,170万2,000円の減、率にして約3.6%の減となっております。

それでは、当初予算の主なものについて御説明をいたします。33ページをお願いいたします。

ページ中ほどの(事項)中山間地域活力再生支援費1億5,651万5,000円ありますが、これは、中山間地域に対する重点的・総合的な支援に要する経費であります。

主なものといたしまして、説明欄の6の新規事業「みやぎきジビエ」ブランド確立事業でございますが、鳥獣被害対策の機運の醸成と所得確保による中山間地域の活性化のため、「みや

ぎきジビエ」ブランドを確立し、普及拡大を図るものであります。

説明欄7の新規事業「はじめよう！「宮崎ひなた生活圏」づくり推進事業」であります。少子高齢化・人口減少が進行する中、中山間地域等に安心して住み続けられる仕組みを構築するため、所得の向上や生活支援サービスの維持など、地域の実情に応じた住民主体のモデル的な取り組みを支援し、推進するものであります。

説明欄8の新規事業「地域資源ブランド化推進事業」でございますが、地域資源の学術的な調査等を行い、将来的な世界ブランド、日本ブランド化の可能性を研究するとともに、地域資源ブランドに係る情報を全県的に共有し、活用する体制を構築するものであります。

また、説明欄9の新規事業「持続可能な地域づくり応援事業」につきましては、後ほど委員会資料で説明いたします。

次に、一番下の(事項)過疎対策等推進費360万9,000円でございますが、これは、過疎地域活性化対策等の推進に要する経費であります。

34ページをお願いいたします。(事項)ふるさとづくり推進事業費899万5,000円、これは、地域の特性を生かした魅力あるふるさとづくりの推進に要する経費であります。

次に、(事項)地域活性化促進費6,401万2,000円、これは地域活性化の推進に要する経費であり、このうち説明欄3の宮崎県市町村間連携支援基金事業につきましては、県内の市町村が連携して行う地域課題の解決の取り組みを支援し、各地域の広域的な活性化を促進するものでございます。

また、説明欄4の新規事業「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク活用促進事業」につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次に、(事項)移住・定住促進費5,431万7,000円、これは本県への移住等の促進に要する経費であり、このうち説明欄1の移住・UIJターン強化事業につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

それでは、35ページをお願いいたします。(事項)エネルギー対策推進費1億6,500万円、これは、水力発電施設等の所在する市町村に対し、地域活性化事業等への交付金を交付するものであります。

次に、(事項)土地利用対策費3,322万1,000円、これは、土地取引の規制等国土利用計画法の適正な運用に要する経費であり、このうち説明欄4の地価調査費であります。一般の土地取引の指標などに活用していただくため、県内全市町村において行う基準地295地点の標準価格の調査及び結果の公表に要する経費であります。

続きまして、当課の主な新規事業について御説明いたします。お手元の総務政策常任委員会資料の16ページをお願いいたします。

まず、持続可能な地域づくり応援事業であります。

1の事業の目的・背景といたしましては、県及び市町村が策定いたしました地方版総合戦略の的確な推進を図るため、県・市町村・地域が一体となった地域主体の取り組みを展開し、地方創生を促進することにより、持続可能な仕組みを構築し、全国に誇れる地域づくりに寄与するものであります。

2の事業の概要でございますが、予算額は4,890万9,000円、全額、宮崎県市町村21世紀基金とし、事業期間は29年度から33年度までの5カ年事業でございます。

事業内容でございますが、①の地域再生アドバイザー派遣事業につきましては、希望する市

町村に対し、地域が抱える課題の分析や今後の進むべき方向性等について、外部専門家の視点からのアドバイスを行い、地域づくりを支援するものであります。

また、②地域づくり応援補助金につきましては、地域が自立した持続可能な仕組みを構築するため、市町村の総合戦略に位置づけられ、市町村と地域が一体となった地域づくりの取り組みについて支援するもので、実施主体は市町村、補助率は3分の2以内としております。

3の事業の効果といたしましては、県・市町村・地域住民や地域団体が一体となって取り組むことにより、これまで以上に効果的かつ地域住民が自立した持続可能な地域づくりが推進されるとともに、地域創生のモデルとなる地域を宮崎から発信することができるものと考えております。

それでは、18ページをお願いいたします。

次に、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク活用促進事業でございます。

1の事業の目的・背景でございますが、ユネスコへ登録申請中の祖母・傾・大崩ユネスコエコパークを生かした情報発信のほか、関係機関や民間団体等の連携による自然環境保全、次世代育成及び地域活性化などの取り組みを推進するものです。

2の事業概要でございますが、予算額は847万円、全額、宮崎県市町村21世紀基金とし、事業期間は平成29年度から31年度までの3カ年事業でございます。

次に、事業内容でございますが、①の県及び関係市町村等で構成される協議会におきまして、生態系の保全、地域資源の継承人材の育成、PR・普及啓発などの取り組みを推進いたしますとともに、②にございますように、登録決定を

広く県民へPRするために、延岡市、日之影町、高千穂町と一体となった登録記念イベントを開催いたします。

3の事業効果でございますが、ユネスコエコパークを活用した取り組みを推進し、住民に地域の資源を宝として再認識していただくことにより、地域資源の次世代への確実な継承や地域住民の誇りの醸成を図り、人と自然が共生する宮崎を国内外にアピールすることにより、交流人口の増加が期待でき、一層の観光・地域の振興を図りたいと考えております。

それでは、20ページをお願いいたします。

次に、移住・UIJターン強化事業でございます。

1の事業の目的・背景といたしましては、人口減少に対応するため、本県の魅力発信や受け入れ態勢の強化など、本県への移住・UIJターンを促進することにより、都市部から本県への人の流れを創出するものでございます。

2の事業の概要でございますが、予算額は5,431万7,000円、事業期間は平成27年度から平成29年度までとなっております。

事業内容でございますが、①の市町村、各種関係団体と連携した総合的な移住・UIJターンの推進につきましては、アにございますとおり、官民で構成いたします全県的な協議会において、機運の醸成を図るとともに、本県への移住に関心のある方を対象とした会員登録制度を実施し、移住希望者の把握と効果的な情報発信に努めてまいります。

また、イにありますとおり、宮崎県出身者の方々へのアピールが特に大事でございますので、来年度は同窓会や本県出身の若者による集会イベント等を活用し、本県の魅力や就職情報等のPRを行うこととしております。

次に、移住・U I J ターン相談・案内体制でありますが、宮崎市と東京都に設置しております宮崎ひなた暮らしU I J ターンセンターにおきまして、情報発信や相談対応を行うこととしております。

次に、③の市町村における受け入れ態勢整備の支援でありますが、都市部でのP Rや移住後のフォローアップなど、今後とも市町村の取り組みをより一層支援してまいりたいと考えております。

次に、3の事業効果であります、社会人口の増加や地域経済の活性化が期待できるほか、中山間地域におきましては、地域の担い手の増加により地域の活力やコミュニティーの維持等が図られるということでございます。

当初予算につきましては以上でございます。

続きまして、決算特別委員会で御指摘をいただきました事項について御説明をいたします。別冊資料の決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況、これの3ページをお願いいたします。

個別的指摘要望事項につきまして、①地域政策共同研究事業により生まれたアイデアを生かし、中山間地域の課題解決に関係団体と連携して取り組むこととの御指摘をいただいております。

地域政策共同研究事業では、宮崎大学との連携のもと、県と高千穂町を初めとする5町村が共同で圏域の課題解決に向けた調査・分析や地域活性化の実証事業を実施したところであります。

この中では、大学などの外部人材からの助言を受けながら、住民の交流拠点の創出や地域資源を活用した遊具の開発など、地域が主体となった取り組みが行なわれたほか、地域における人

材の育成や大学と地域との連携強化が図られたところであります。

また、今年度からは宮崎大学と地域とが連携した共同研究事業が世界農業遺産の地域で開始されたほか、来年度からは地域が主体となった取り組みに対する支援や外部専門家を長期間地域に派遣する事業にも取り組むこととしております。

今後とも市町村や地域の住民団体と連携し、大学等の外部の知見を十分に活用しながら、持続可能な中山間地域づくりの推進に取り組んでまいりたいと考えております。

中山間・地域政策課については、以上でございます。

**○重黒木フードビジネス推進課長** フードビジネス推進課の当初予算案について御説明いたします。

お手元の平成29年度歳出予算説明資料の37ページをごらんください。フードビジネス推進課の平成29年度当初予算案は、11億1,140万7,000円をお願いしております。平成28年度予算と比較しますと2億7,461万2,000円の増、率にしまして32.8%の増となっております。

主な内容について御説明いたします。39ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)フードビジネス総合推進費1,678万2,000円であります。内訳でございますけれども、下の説明欄1、みやざきフードビジネス推進体制構築事業678万2,000円につきましては、フードビジネスを初めとする本県の成長産業の育成を図るため、産業界等と連携した推進体制の構築を図るものでございます。

また、説明欄2のフードビジネスブラッシュアップ支援体制構築事業1,000万円につきましては、フードビジネス相談ステーション等に寄せ

られる案件のうち、事業可能性の高いものを対象に、事業者が行う商品デザインですとか、テストマーケティングなどの取り組みを支援することとしております。

続きまして、(事項)みやざき成長産業育成・雇用創出プロジェクト推進費7億6,756万5,000円であります。この事業は、厚生労働省の補助金を活用いたしまして、フードビジネスを初めとする成長産業の活性化と雇用の創出等を図るものでございます。

説明欄の1、みやざき成長産業育成プラットフォーム構築事業2億4,792万9,000円につきましては、成長産業育成の基盤となります体制の整備を図るものでありまして、フードビジネス相談ステーションですとか、ひなたMBA、みやざきビジネスアカデミーでございますけれども、こういったものの運営を行うとともに、関係部局と連携しまして試験研究機関の機能強化ですとか、必要なマーケティング調査等を行うものでございます。

説明欄2のフードビジネス振興構想推進事業から5の木材・バイオマス関連産業拡大推進事業までの4事業、合計で1億1,263万6,000円の予算を計上しておりますけれども、これらは、成長産業各分野を支援するために、それぞれの分野に精通したアドバイザーですとか、コーディネーターを設置するなどして、新製品の開発や販路の開拓等を支援するものでございます。

説明欄6のみやざき成長産業雇用拡大・定着推進事業3億9,600万円につきましては、対象となる各成長分野の企業が行います技術力向上や新販路・新分野開拓のための外部専門家の活用、市場調査や分析、また、新たな雇用や人材育成を支援しまして、当該企業の事業の拡大を通じた雇用の創出や安定化を図るものでございます。

説明欄7のみやざき成長産業求職者支援委託費1,100万円につきましては、若年求職者等を対象に企業見学ですとか、マッチングのための支援等を行いまして、成長産業関連企業への就職を支援するものでございます。

次の40ページをお願いいたします。(事項)みやざき地方創生若者定着促進費1億3,969万5,000円でございます。

下の説明欄の1、宮崎で学び、宮崎で働き、世界へ挑戦するひとつづくり事業1,804万4,000円につきましては、本県産業の振興を図り良質な雇用の場を確保するために、宮崎大学を初めとする県内の大学・短大等や産業界等と連携を図りながら、インターンシップの実施ですとか、グローバル人材の育成等を行いまして、宮崎で学び、働くことの機運の醸成を図りながら、将来の宮崎を担う産業人材の育成・確保につながるものでございます。

その下の説明欄の2、みやざき産業人財確保支援基金事業及びその下の(事項)みやざき地域活性化雇用創造プロジェクト推進費につきましては、委員会資料のほうで御説明いたします。

委員会資料の22ページをお開きください。

まず、新規事業「みやざき産業人財確保支援基金事業」であります。この事業は、1にありますように、本県の将来を担う産業人財の県内企業への就職及び定着を図るために、新たにみやざき産業人財確保支援基金を設けまして、人材の確保のために、奨学金の返還支援に取り組む企業の支援を行うものでございます。

なお、基金設置のために条例を制定いたしますが、条例案につきましては後ほど御説明いたします。

次に、2の事業の概要であります。予算額は1億2,165万1,000円をお願いしておりまして、

事業期間につきましては、その下、米印にちょっと書いてございますけれども、返還支援の対象者を決定する期間でございますけれども、平成32年度までとしております。

(4)の事業内容でございます。まず、みやざき産業人財確保支援基金設置事業といたしまして、29年度に1億1,800万円余の基金を造成することとしております。内訳は、奨学金の返還支援の原資といたしまして1億円、制度の普及啓発分としまして1,800万円となっております。返還支援分につきましては、今後、必要額まで積み増しを行う予定としております。

②の奨学金返還支援事業につきましては、奨学金の返還支援制度の周知ですとか、県内企業の情報等の発信を行うものでございまして、361万8,000円を計上しております。

次の23ページをごらんください。奨学金返還支援制度の概要について簡単に御説明いたします。全体といたしましては、国が示しました奨学金返還支援制度を踏まえた制度としておりまして、支援内容は貸与を受けた額の2分の1を上限に、下の表にありますように、大学院でしたら150万円、大学でしたら100万円までを就業期間に応じて、1年経過、3年経過、5年経過、それぞれ3回に分けて給付するものでございます。

また、表の下の米印の2つ目にありますように、給付額の4分の1につきましては、実際に就職した企業が負担することとしておりまして、言いかえますと、企業が人材確保に当たりまして奨学金の返還支援を行う際に、県が4分の3の支援を行うという制度としております。

支援対象者につきましては、毎年80名程度、4年間で320名程度決定する予定としております。具体的には、下の表、ちょっと小さい字に

なつて恐縮でございますけれども、まず、国のほうで産業界と連携して奨学金の返還支援を行う県に対しまして、無利子の奨学金枠であります地方創生枠が用意されますので、この枠を活用する学生を40名程度支援することとしております。

この枠は、高校3年の時点で、将来、宮崎に帰ってくることを意思表示した学生に対して適用されます。したがって、平成29年度、高校3年の時点で支援対象の候補としました学生につきましては、4年制大学に進学した場合、点線で引っ張ってございますけれども、平成34年度からの支援開始ということになります。

ただし、この地方創生枠のみでは、実際に県内産業界が人材の確保ができるまで、これから5年かかるということになりますので、地方創生枠以外といたしまして、大学等に在学している学生ですとか、既に働いておりましてUターン等を希望する方を対象に、先行して30年度から支援を実施していくことを考えております。

次に、24ページをお開きください。改善事業でございますけれども、みやざき地域活性化雇用創造プロジェクト推進費でございます。先日の補正予算を御審議いただいた委員会で御説明しましたけれども、この事業につきましては、国から平成28年度補正予算で新たに創設されました補助事業の採択を受けましたことから、これまで当課で取り組んでまいりましたフードビジネスを初めとする成長産業4分野を対象とした取り組みに加えまして、1の事業の目的・背景にありますように、新たに情報通信産業と観光産業を対象に、産業の活性化を通じた雇用の創出等を図るために、企業等へ必要な支援を行うものでございます。

2の事業の概要でございますけれども、予算額は1億1,523万1,000円をお願いしております。事業期間につきましては、30年度までとしております。

事業内容につきましては、25ページの図をごらんください。情報通信・学術研究と観光分野を対象としまして、まず、産業振興のためのプラットフォーム整備として、チーフコーディネーターと分野別コーディネーターを配置いたしまして、対象企業の新技術開発ですとか、販路拡大等の支援などを行いたいと考えております。

次に、図の下のほうの左側になりますけれども、地域産業雇用拡大・定着推進でございます。この部分が補正予算に計上しました事業に新たに加えて実施する部分でございます。企業への補助金でありまして、外部専門家の活用や販路開拓のための調査・分析等を支援しまして、雇用の拡大を図ろうとするものでございます。

また、その右の地域産業求職者支援につきましては、早期離職防止のための定着支援窓口の設置ですとか、企業と求職者とのマッチングなどに取り組むこととしております。

当初予算案につきましては以上でございます。

続きまして、同じく委員会資料の30ページをお開きください。議案第25号「みやざき産業人財確保支援基金条例」について御説明いたします。

まず、第1条でございますけれども、基金の設置目的につきましては、先ほど予算の説明で申し上げましたとおり、産業界とともに県内に就職した大学生等の奨学金の返還を支援することにより、本県の地域や産業を担う人材の就職と定着を促進することにあります。

また、第2条でございますけれども、基金として積み立てる額は、予算で定める額としてお

りまして、来年度は先ほど御説明したとおり1億1,800万円余を措置しております。

第6条でございますけれども、この基金はいわゆる取り崩し型の基金としておりまして、基金設置の目的を達成するための事業、すなわち奨学金の返還支援に要する経費として充てる場合に、その全部または一部を取り崩すことができるとしております。

最後に、一番下の附則でございますけれども、施行期日は平成29年4月1日としております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○二見委員長 各課長の説明が終了しました。

議案についての質疑はございませんか。

○満行委員 1つだけ教えてください。35ページ、エネルギー対策推進費、今年度の実績をお願いします。

○奥中山間・地域政策課長 平成28年度実績につきましては、1億5,883万5,680円となっております。

○満行委員 周辺市町村への交付状況、できたら市町村名を教えてください。

○奥中山間・地域政策課長 県内16市町村ということでございまして、具体的に申し上げますと、西都市、延岡市、都城市、高原町、小林市、宮崎市、綾町、西米良村、木城町、都農町、日向市、美郷町、諸塚村、椎葉村、日之影町、五ヶ瀬町でございます。

○来住委員 総合交通、これは30ページ、高千穂鉄道の関係、2つの事業があるんですけど、それで、今後ですよ、これ今聞いた、不要になった施設の撤去となっていますから、そうすると、鉄橋だとかそういうものが不要になるんだろうと思うんですけど、これはまだ今からも、まだかなりの量があるんでしょうかね。今後の



見通しですけど。

**○野口総合交通課長** この事業によります不要施設撤去計画につきましては、平成20年にこの計画の条例、計画を定めるに当たりまして、平成22年度から平成32年度の10年間、その当時10年間の不要計画を出しております。ですから、トータルとしての計画するものは現在あるという状況でございます。

**○来住委員** この撤去については、国は全然関係しないんでしょうか。全部、県と関係市町村で行うことになるんでしょうか。

**○野口総合交通課長** はい。高千穂鉄道の災害による廃線に伴いまして、県と地元市町と協議した結果、こういう基金をつくって撤去計画を作成し、計画的に撤去をしていこうと、そういったものの趣旨でございます。

**○来住委員** 今の問題とまたちょっと違うんですが、日豊本線の高速化にかかわること、委員会資料、説明の12ページですけど、小倉一大分間が平均速度が102キロ、宮崎一大分間は69、宮崎一鹿児島間が62と、こうなっていますよね。そうすると、小倉一大分間はかなり改善が進んだんだろうと思うんですね。さっき言われた枕木だとか、それから、鉄道の弧線だとか、そういうものがカーブが緩くなるとか、それで、小倉一大分間が宮崎一大分間よりもかなりスピードが上がるんですけど、そのために、いわゆる小倉一大分間の高速化をするために大分県がどんなにかかわり合いをしてきたのかなというのが、これまで予算だとか、それから年度、経過だとか、そういうものは何かまとまったものがないんでしょうかね。

**○野口総合交通課長** 今御質問ございました小倉一大分間につきましては、平成5年度から6年度の事業年度で高速化事業が行われておりま

す。開業は平成7年度ということになっておりますけれども、大分県から総事業費26億円というふうに聞いております。

事業の内容でありますけれども、鉄道整備基金というのがございました。これは現在の鉄道建設・運輸施設整備支援機構に統合されるその前の組織であるというふうに理解をしておりますけれども、そこからJRへの無利子貸し付けが26億円の半分の13億円、それ以外につきましては、残り50%の半分をJR九州の負担、残り半分、ですからトータルで言いますと25%になりますけれども、これを大分県と福岡県、それから沿線の市町、その内訳はちょっと詳細把握しておりませんが、全体の25%、地元が負担をしたというふうになっておりまして、最高速度130キロを目途に整備をされたと聞いております。

**○来住委員** ちなみに平成5年から6年にかけて26億円かけてされているんですけど、それ以前は平均速度は幾らだったんでしょうかね。工事をして102キロになっているんですけど、それ以前のやつはつかんでいらっやらないんですか。

**○野口総合交通課長** 小倉一大分間につきましては、いわゆる国鉄時代までに、昭和60年に95キロであったものを一旦120キロに整備をして、その後、先ほど申しあげましたように、120から130キロに先ほどの事業で高速化したというふうに聞いております。

**○来住委員** はい、わかりました。ありがとうございました。

**○日高委員** 中山間地ですがね、課長ね。持続可能な地域づくり応援事業というの、すごくいいことだと思うんですね。こういうことで市町村に促していくというか、結局市町村がやる気出してもらわにゃいかんしですよ、そのマン

パワーというのが、このマンパワーというのを息を吹き込まないとだめなんです、これ基本的に。もう、ただやるだけではだめなんです。ここら辺をちょっと今度持続可能になって、持続的にやっていくことってすごく私はいいいことだと思いますので、これをもうちょっと深く、どういう形でやっていくのか、内容をもうちょっと聞きたいというのと、中山間地は重点施策とかなっているんですけどかね。予算を減額されておると、予算が全てかなということもあるかもしれませんが、この重点施策で何を重点としていくのか、総合的な。その辺をお伺いしたいと思います。

○奥中山間・地域政策課長 まず、予算の件から御説明をいたしますと、今回、平成28年度の予算につきましては、国の地方創生推進交付金を使いまして、ハード事業は1億ほどの補助事業を組んでおりまして、その分、28年度は前年比21%増という、ちょっと大きな予算になってしましまして、その反動と申しますか、29年度予算につきましては、国の地方創生推進の交付金が、今回ソフト事業中心だということもありまして、5,000万ぐらいの規模となっております。

ですから、単年度の国の地方創生推進交付金のその分を除きますと、実質5%増ということでございますので、極端に今年度が予算が減ったということではないというふうに考えております。

それから、持続可能な地域づくり応援事業につきましては、やはり我々が市町村とお話をする中では、マンパワーの部分が不足をしているというようなことをやっぱり感じております。先般の委員のほうからもお話がありましたけれども、ただ待っているだけではなくて、我々も地域に行って話を聞きながら、事業をつくり上

げていかないといけないというふうに考えておりますし、この事業の中でも、事業内容の①に地域再生アドバイザー派遣事業という事業を今回つくっておるんですが、これは実際地域がどんなことをしていいかわからない、課題はあるんだけど、どうやっていいかわからないというようなものにつきまして、専門家の方に来ていただいて、従来は1回3日間程度地域を見てもらってアドバイスということでもあったんですが、今度の新しい事業では、専門家の方に1回ではなく数回地域に来ていただいて、アドバイスをきちんとやっていただくと、そういうような仕掛けもしているところであります。

○日高委員 それを粘り強く、深く入っていく、行政は余り口を出さないというところがやっぱりポイントかなというふうに思う。基本的に市町村が元気を出すっていうのは、予算の獲得状況じゃなくて、そういった市民とか、町民とか、やっぱり立ち上がって自分たちも地域づくりに参加するんだっていうのが元気を取り戻すとかかなと思うので、そこら辺って、これ大きいことだと思いますので、ひとつよろしく、これはお願いしたいと思います。

それと、フードビジネスのほうなんですけど、産業人財確保支援基金事業ですね。これはいろいろ説明を聞いたんですが、年80名程度、平成29年から32年の4年間ということですが、これって結局宮崎市集中という段階の部分もあるのかなって、やってみてもですね。80名っていうと、ばらしたとしてもそんな大きい人数じゃない。この辺は逆にこういった事業について、やはり市町村に対してこれプラス上乘せ、自分たちで例えばこういった奨学金制度を創設して、県のこの事業プラス自分たちでもやると、二階建てのものっていうのを促していくことも、若

者の定着率を生む一つの手段かなと思うんですが、その辺の部分については全く考えてないのか、それとも推進していくのか、ちょっとお伺いいたします。

**○重黒木フードビジネス推進課長** この奨学金返還支援制度でございますけれども、まず最初に、宮崎市集中というお話でございましたけれども、基本的にはあらかじめ県内企業にこの制度に登録するかどうか、登録してもらうように広く募集をしまして、登録してもらおうと思っています。

県内の就職説明会とかに来られる企業さんもたくさんございますので、宮崎市が当然数は多いと思いますけれども、宮崎市以外の市町村に所在する企業さんにもたくさん登録してもらうように働きかけていきたいと思っております。

それから、市町村との関係でございますけれども、実は県内市町村で既に独自の奨学金を持っているところが幾つかございます。幾つかの市町村から、今回これを予算化したということで問い合わせもいただいたところでございますけれども、そういったところにつきましては、市町村独自で県のこの奨学金返還支援制度に、これ上限100万までですので、ある程度上乗せして実施したいというふうなこともできませんかというお話もちょっとさせていただいたところでございます。

それぞれの市町村で事情もありますので、ちょっとどうなるかわかりませんが、そういった機会も捉えて、各市町村と一体となって産業人材の確保に一緒になってやりましょうということは働きかけていきたいというふうに考えているところでございます。

**○日高委員** 特に、日向と延岡ですね、その県内高校生が卒業した就職率というのは、県は54.8

%か何か、県北になると愕然に20%ぐらい減るんですね。日向は25か4ですね。延岡も多分大したことないです。そういった状況があるわけですから、やっぱり若い人はそこに残らにゃいかんし、入郷地域ですね、西臼杵とか、そういったところも、やっぱり残す努力をしていかにゃいかんわけですよ、いろんな中で。残らんわけですよ。結局、ダムが決壊した状況なんですね。だから延岡に期待するけど延岡もだめ、日向はというももっとだめ、そうなってくると、もうしょうがないから、強引に帰ってもらうと、3年間、地元に戻ればどうにかなるんだっていうところを、県は、その市町村に促していくのが県の役目だからですよ、もっとそういった厳しいところを中心にやってほしいなっているんですね。その辺はどうですか。

**○重黒木フードビジネス推進課長** おっしゃるとおりでございますして、産業人材の確保については、奨学金返還支援制度以外でもさまざまな取り組みをこれからやっていくべきだと思っております。

特におっしゃるように、県北の工業高校の学生さんの就職状況が、県内就職状況が非常に低いとかいう実態は聞いておりますけれども、今現在で、特にどこどこ市町、特定の市町村に特化して事業ということはまだできておりませんが、そういった県北ですとか、そういったところの市町村の御意見もいろいろ聞きながら、一緒になって産業人材の育成を進めていきたいと思っております。

産業人材育成のプラットフォームとか、あるいはその上の会議とかもございまして、そういった会議の場でも市町村の意見も聞きながら、こういったことがより効果的になるのか、こういったことで地域に根差した産業人材が確保で

きるのかということをちょっと考えていきたいと思っております。

○二見委員長 では、時間になりましたので、午後は1時10分に再開いたしたいと思えます。

暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

---

午後1時8分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

議案等について、また質疑がありましたら、お願いします。

○来住委員 もう少し詳しく説明してほしい点がありまして、一般会計の34ページ、中山間の問題で、このちょうど真ん中にあります地域活性化促進費、4つ項目がありますけれど、その中の第3、宮崎県市町村間連携支援基金事業、これについてももう少しわかりやすく説明していただけませんか。

○奥中山間・地域政策課長 市町村間連携支援基金事業につきましては、国のほうのふるさと市町村圏構想が終わったときに、その後継という形で県のほうで市町村間連携支援基金という基金を創設いたしまして、この事業につきましては、県内8地域で市町村間連携の計画をつくって、その計画に基づいて市町村が連携した事業を毎年申請していただいて、補助の交付をするといった事業の内容になっております。

○来住委員 だから、もう少し、例えば具体的にどんな事業なのか、内容なんかがどんな。8地域となっていますから、例えば都城地域があるのかな、その地域ではこういう事業がされていますよとか、そういうのをもう少しわかりやすく出してください。

○奥中山間・地域政策課長 例えば西諸地域におきましては、農家民泊の取り組みをしており

まして、北きりしま田舎物語推進協議会という協議会をつくって、平成25年度はその民泊が400人程度でございましたけれども、26年度には1,000人、27年度には1,200人ということで、徐々に成果が出てきているということでございます。また、あるいは県北のほうではメディカル構想をやっておりますけれども、県北の延岡、日向を中心とした地域におきましては、宮崎大学と共同で医療関連の機器の開発ですとか、そういった取り組みも行われているところであります。

○来住委員 了解しました。

○二見委員長 ほかに。

○星原委員 この資料の20ページに、移住・U I Jターン強化事業ということで、27年度から始まって、ことしが最終年度かなというふうに思うんですが、これまでの2年間でこういった課題があって、最後の年に新たにこういうふうにしていかざるを得ないとか、何か新たなものが考えられたところなんかはないんですかね。何かありませんか。

○奥中山間・地域政策課長 移住・U I Jターンにつきましては、うちの県では後発のような形で出てきておりまして取り組みを進めているところなんです、一番は、やはりターゲットは、東京に事務所を置いてありますけれども、いろんな宮崎なり、ほかの県なり、漠然と移住を考えている方も一方でいらっしゃいまして、そこを取り合いになっている部分もあったのかなというふうなことは思っています。ただ、そういう人よりは、やはり本県の出身者の方にターゲットを絞った取り組みが必要ではないかと。というのは、移住を進めたら定着を図っていかないといけないと。そんな中でやはりIターンですとか、自分が見ず知らずのところやって

いける人も確かにいるんですが、なかなか、そこは難しい面がございます。何かやはり戸惑ったときには近くに親戚がいたりとか、仕事がなかなかうまくいなくても、よりどころがある。定着を図る上でも県の出身者、Uターンをターゲットに今後やっていきたいなど、中心にですね、思っております。

**○星原委員** 県外から宮崎に来るとなったときは、まず一つは仕事、収入が安定したものがあるかどうかだろうというのが想定されると思いますよね。あるいは、農業とか林業とか漁業とか、自分が好きなことがやれるというのもあるかもしれない。もう一つ問題なのには、やはり子供、家族がいた場合に、子供の学業、学校の問題とか、あるいは近くに子供がかかる病院とかね、そういった問題というのは出てきてないのかな、どうなのかなと思ったんですよね。そういうものがあるとすれば、そういったことに整備を進めていかないと、この事業は29年度でとりあえずは一つの区切りにはなるんでしょうけれど、今後のいろんなことに、そういった何か課題みたいなものが出てきてないのか、どうなのか。その辺のところはないのかというのと、もう一点は、だからこの2年間でどれぐらいの人たちが県内に移住してみえたのか、その辺わかれば、ちょっと教えてもらえば。

**○奥中山間・地域政策課長** 先般、移住者の方を交えた座談会、知事を交えた座談会がございまして、その中で出たのは、こちらの暮らしというのはやはり自然が豊かで、物価も安いし、暮らしやすいということはあったんですが、今言われたように、一番の不安は病気になったときに近くに病院がなくて、車でかなりの時間をかけて行かないといけないといった話は、やはりございました。学校の問題については、その

中では特に出ませんでした。例えば綾町とかでは、町のほうでお金を出して、宮崎市の塾の講師に来ていただいて足りない部分を補うと、そういったところも見られるところであります。ですから、確かに医療の問題あるいは学校の教育の問題、そういった問題については、やはり移住の際にも問題になっているというところではございます。

**○星原委員** 2年間でどれぐらいですか。

**○奥中山間・地域政策課長** 平成27年度は202世帯の方が移住してこられております。平成28年度につきましては、12月末の実績でございますが、268世帯の方が移住してこられております。もちろん、これは県なり市町村の移住施策を使って移住されてきた方の数ということでございます。

**○星原委員** 今、27年と28年の世帯数が出てきたんですが、その中で県内の出身者以外、県外のね、宮崎と関係ない人たちの世帯というのはこの中にどれぐらいいらっしゃるのかなというふうに思うんですが、その辺わかりませんか。わからなきゃ、後からでもいいですけど。

**○奥中山間・地域政策課長** 済みません。ちょっとその数字は後から。

**○星原委員** 了解です。

**○坂口委員** 総合交通課長のところの日豊線の高速化の調査事業ですよね、あれは2,000万が組まれているんですけど、いつぐらいですかね、日豊線の宮崎―延岡間の高速化をやったときがあったんですよね、もう随分前。あのとき、五十数億かけて二十数分かな、二十数億かけて五十何分かな、かなりな、1分当たり2億ぐらいついたような記憶があるんですけど。あの調査をやって、実際、工事までやったわけですよね、プラットホームを長くしたりとか。そのときの

基礎資料として、ある程度のもがあると思うんですけど、この路線の形状とか駅の状況等の把握とか、これはそのときのものからぽっと出てくると思うんですよ。それに、改良手法、どういう改良をやれば、どれくらい時短できるんだというの、これはある程度の一般的な知識の上に、ぽっとこういう工事をやればこうなりますよとか、半径、アールを何ぼにすればスピード何ぼで回れますとか、勾配を変えれば安定しますとかいう域で、これは恐らく机上の理論でできる範囲ぐらいのことやないかと思うんですよ。

これで2,000万で具体的に調査を委託されて、この前の新幹線調査みたいに、全く今後への参考、具体的なところへ進む参考にならないような調査に終わっちゃへんかと思って、極端に言ったら、コンサルタント会社がある程度決まっています、持っているのを何ぼか組み合わせると出せば成果品になりますよという域を出ない調査じゃないのかなと。本気でやれば桁がちょっと違うんじゃないかと思うんですけどね。この調査でどれぐらいのものが期待できますかね。

**○野口総合交通課長 委員**、今お話がございましたとおり、延岡―宮崎間、実際やりまして、当時は85キロから110キロということで高速化の工事がやられております。今回は小倉―大分間が130キロということでございますので、一つ、その130キロを念頭に置いた調査をやりたいと思っています。ただ、当然、全部が130キロになるということじゃなくて、それに向けてこういった部分的な可能性があるかということでございますけれども、そういった中で、例えばコンクリートの枕木に変更できないかですとか、曲線の傾きはどうかだとか、駅の行き違いをスム―

ズにすることによって部分的な複線化ができないかなどを中心に、全長にわたって測量や工法等の検討を行いたいというふうに考えております。

ですから、当然、延岡―宮崎間につきましては、基本的なデータ等ございますけれども、もちろん、それは当然それで生かさせていただきますが、若干時間もたっておりますことと、今110キロでございますので、それが130キロに可能になるとすれば、果たしてプラスの改良ができないかどうか、あるいは延岡以北はまだ手つかずでございますので、そういったところはまた新たな調査ということでございますので、そういったところをいろいろ踏まえまして、調査機関ともいろいろ御相談等、今させていただいているところでありまして、そういった実現可能などの調査にぜひ結びつけていきたいというふうに思っておりますのでございます。

**○坂口委員** 何か前回のデータがそのままそっくり生かされて、それに鉛筆を入れていくだけの調査なら、そんなにかからないと思うんですよ。ただ、それだったら、逆にそんな2,000万も投資しなくても、ある程度の絵が描けるんじゃないかというのと、それで心もとないよとなると、ちょっとこれ中途半端で、将来につなげるその成果品というのがこの予算で期待できるのかなということで、あの新幹線のときの調査というのがあんまりそれを参考にどうできるというようなものでは、判断できるものでは、工事費の正確な予測すらできないような調査だったんですよ、新幹線のこの前の調査。

だから、ああいう域を出ないんじゃないかなって。やるなら、やはり本当に高速化につなげるために、まずワンステップになる、そこで調査なり設計書なりが出てくるというのが必要じゃ

ないかなと思って。正確な投資額すら予測できないような調査になるんだったら、もう前の中から推測したほうがましだし、正確なものとか、実際130キロなりの平均速度を確保するためには、どれぐらいの工事費と、どういう法線で、どこを通るよというようなものまで出せば、それがまた次の用地の交渉なり、工事費の予測なりに——予測というんですかね、推計というんですかね、つながるけれど、2,000万という数字がどうもその中間あたりにあるような数字のような気がしてですね。

**○野口総合交通課長** 委員御指摘の部分もございますけれども、実際、全てにわたって調査をしよう、実地調査をしようということで、今、打ち合わせ等々やっております。ただ、先ほど申し上げましたのは、延岡以北は今までありませんから、その部分の実地調査はかなり力が入るだろうと。延岡一宮崎は実際やっていますので、そこは既存のデータ等もちろん活用しながら、実地調査もあわせてやるということでございますので、そういうことで、しっかりと実地調査を踏まえた上での調査としていきたいというふうに考えておるところでございます。

**○坂口委員** というのが、日豊線の高速化というのは、これはかなり力を入れて本気で取り組むべき作業じゃないかなという気がするのと、それと、その限界がどこにあるかですけど、前の金額は覚えておられないでしょう、前回やった工事のときの、かけた経費と短縮できた時間というのは。

**○野口総合交通課長** 延岡一宮崎間の工事で申し上げますと、これは平成3年度から5年度、3年間で工事しておりますけれども、事業費として24億5,000万円程度、時間として14分、これは平成4年と現在29年との差でございますけれ

ど、14分短縮されたというふうになっております。

**○二見委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○二見委員長** それでは、以上で第2班の審査を終了します。

次に、第3班として、生活・協働・男女参画課、文化文教課、人権同和对策課、情報政策課の審査を行いますので、順次、議案の説明をお願いいたします。

**○弓削生活・協働・男女参画課長** 生活・協働・男女参画課の当初予算について御説明いたします。

平成29年度歳出予算説明資料の41ページをごらんください。当課の平成29年度当初予算額は、総額で4億3,575万8,000円でありまして、平成28年度の当初予算と比べまして、1,193万3,000円の増、率にしまして2.8%の増となっております。

それでは、主な内容について御説明いたします。43ページをお開きください。中ほどの(事項)交通安全基本対策費632万6,000円であります。これは、交通事故の防止を図るため、交通安全実施計画の策定及び交通安全活動の推進に要する経費であります。

説明欄3の(2)の改善事業「みんなで交通安全!啓発推進事業」493万8,000円につきましては、脇見や安全不確認等の漫然運転による事故や高齢者の交通事故死者が多い状況で推移していることから、子供から高齢者まで県民一人一人に行き届くよう、きめ細かな広報・啓発を行うものです。

次に、(事項)交通事故被害者救済対策費296万1,000円であります。これは、県庁4号館1階の交通事故相談所において、無料相談を実施す

るための経費であります。

次に、一番下の(事項)安全で安心なまちづくり推進費588万6,000円であります。これは、安全で安心なまちづくり県民会議の運営や、安全教室、防犯訓練等のアドバイザーの派遣などを行うための経費であります。

44ページをお開きください。一番上の(事項)協働運営事業費2,167万4,000円であります。これは、宮崎駅前のキテンビルにあります特定非営利活動、いわゆるNPO活動や協働の推進拠点である支援センターを運営するための経費であります。

次に、中ほど下の(事項)ボランティア活動促進事業費874万1,000円であります。これは、市町村や関係機関と連携しながら、ボランティアやNPO活動、協働の啓発や支援に取り組むための経費であります。

次に、一番下の(事項)消費者支援対策費5,133万3,000円であります。次のページをごらんいただきまして、これは、消費者の自立を支援するとともに、消費者被害の防止と解決支援を図るための経費であります。このうち説明欄3の消費者被害防止・解決支援費3,565万8,000円につきましては、県消費生活センターに12名の消費生活相談員を配置するものであります。

次に、(事項)消費生活センター設置費2,439万4,000円であります。これは、消費生活センターの運営や、センターが入居する生活情報センターの管理に要する経費であります。

次に、(事項)消費者行政活性化基金事業費5,040万2,000円であります。これは、国からの交付金を活用し、県消費生活センターにおけるテレビCMや出前講座などの広報・啓発や、市町村における消費者相談や啓発に対する補助など、県及び市町村における消費者行政の充実

を図るための経費であります。

次に、(事項)男女共同参画総合調整費293万7,000円であります。これは、審議会や各種会議の開催、また第3次みやざき男女共同参画プランの概要版の作成に要する経費であります。

次に、(事項)男女共同参画推進費4,281万7,000円あります。46ページをお開きください。説明欄1の啓発・活動推進事業費1,575万1,000円につきましては、広報・啓発のためのパンフレット作成や、企業・団体・行政で構成する、みやざき女性の活躍推進会議に支援を行う経費であります。また、説明欄2、2,706万6,000円につきましては、県の男女共同参画の推進拠点である男女共同参画センターの管理運営委託を行うための経費であります。

当初予算の説明は以上でございます。

続きまして、委員会資料の31ページをお開きください。委員会資料31ページでございまして、議案第28号「宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

まず、1の改正の理由につきましては、特定非営利活動促進法、いわゆるNPO法の改正に伴い、法の施行に関し必要な事項を定めた条例について所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容ですが、(1)の条例第9条関係の海外送金等に関する事前提出書類に係る規定の削除については、認定NPO法人等による200万円を超える海外への送金または金銭の持ち出しについては、金額及び用途並びに予定日を記載した書類を、その都度、事前に所轄庁である県へ提出することが課せられていたところであります。今回の法改正において、法人の事務負担を軽減するため、事前の提出が不要となりまして、毎事業年度終了後に提出する書



類に記載すればよくなったことに伴いまして、関連する規定を削除するものです。

(2)の条例第10条関係の引用する条項の変更については、(1)で御説明した関連規定の削除に伴い変更を行うものであります。

3の施行期日につきましては、平成29年4月1日としております。

続きまして、委員会資料の33ページをお開きください。議案第44号「みやざき男女共同参画プランの変更について」御説明いたします。

1の策定の趣旨につきましては、現行プランが平成28年で終期を迎えることから、社会経済情勢の変化に対応し、引き続き男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進していくため、第3次男女共同参画プランを策定するものであります。

2のプランの概要としましては、まず(1)の計画期間は、平成29年度から33年度までの5年間としております。

次に、(2)の計画の性格と役割につきましては、男女共同参画社会基本法に基づく本県の男女共同参画計画として推進の基本的方向や具体的施策を示すとともに、県総合計画の部門別計画として位置づけられております。また、女性活躍推進法に基づく推進計画を盛り込み、一体として策定することとしております。

(3)の基本目標及び(4)の数値目標につきましては、後ほど御説明をいたします。

3の策定の経緯ですが、総務政策常任委員会への報告、審議会の開催、答申などを経て、今回、議案提出に至ったところでございます。

それでは、お手元に別冊でお配りしております第3次みやざき男女共同参画プラン(案)で内容を御説明いたします。この冊子でございます。

それでは、冊子の10ページをお開きください。就業者に占める女性の割合は年々増加傾向にありますが、上の図表9、男女の賃金(所定内給与額)の比較を見ますと、全国的に女性の給与水準は男性の7割という状況が続いておりまして、本県においても75.7%と、男女間の賃金格差が生じているところです。

13ページをお開きください。女性の活躍に関する状況で、一番下の左側、6つある表の左下でございます。図表12-5、雇用者のうち管理的職業従事者に占める女性の割合を見ますと、年々上昇傾向にあるものの本県は5.8%と、全国平均を下回っており、女性の参画が十分に進んでいない状況でございます。

20ページをごらんください。3の男女共同参画に関する県民意識の中で、一番下の図表23、男女の平等感(社会全体・男女別)について見ますと、全体として、男性のほうが非常に優遇されているが8.6%、どちらかといえば男性のほうが優遇されているが51.8%で、平等であるとしている割合は15.5%にとどまっている状況であります。

以上のような背景を踏まえまして、計画の基本的考え方について御説明をいたします。

28ページをお開きください。2の計画が目指す男女共同参画社会の姿については、基本理念として、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現とし、目指す姿としては、左側の枠、男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会など、3つを掲げております。

基本目標については、30ページをお開きください。基本目標Iのあらゆる分野における女性

の活躍の推進を3つの基本目標のトップに掲げ、女性活躍推進法の推進計画として位置づけております。次に、基本目標Ⅱの男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備を、右側の31ページには、基本目標Ⅲの男女の人権が尊重される安全・安心な暮らしの実現について、内容を記載しているところです。

32ページをお開きください。4の計画の体系につきましては、左側の男女共同参画社会の実現に向けて、3つの基本目標と10の重点分野、25の施策の基本的方向及び推進体制としております。

以下、計画の内容について御説明いたします。

34ページをお開きください。重点分野1の社会における政策・方針決定過程への女性の参画拡大については、特に経済分野において、多様な人材の能力活用等の観点から、女性が重要な担い手であるという認識のもと、女性活躍の機会を拡大させていく必要があります。

右の35ページをごらんください。中ほどの施策の基本的方向(2)経済分野における女性の活躍の一番上の黒丸の施策には、企業団体、行政で構成する、みやざき女性の活躍推進会議のより一層の活性化を図ることや、その下の施策ではありますが、今年度設置した体系的な人材育成メニューであります、ひなたMBAなどの研修講座を実施いたしまして、本県産業を支える重要な担い手である女性の活躍を人材の面でも推進してまいります。

めくっていただきまして、36ページの下の方をごらんください。下から3つ目の欄には、ただいま御説明しました、みやざき女性の活躍推進会議の会員企業数を数値目標としておりまして、137社から250社にすることを目標としているところでもあります。

それでは、41ページをお開きください。重点分野3の男性中心型の働き方の見直しと仕事と生活の調和については、長時間労働や転勤を前提とする男性中心の働き方は、女性が育児・介護等と両立して活躍することや、男性の家事等への参画などが進まない要因となっており、仕事と生活の調和の実現の観点から、その見直しが求められているところです。このため、下から3番目の施策ですが、積極的に子育てをするイクメンや、仕事と家庭の両立に理解のあるイクボスの普及を行い、働き方の見直しや多様な働き方について理解促進を図るとともに、ページをめくっていただきまして、42ページの一番上の施策には、長時間労働の抑制等の働き方改革などを企業・関係団体へ継続して働きかけることにしております。

続いて、44ページをお開きください。重点分野4の様々な分野における男女共同参画の推進であります。農山漁村においては、農林漁業者の約半分を女性が占めており、6次産業化の進展に伴い、女性の役割の重要性はますます高まっております。

右の45ページをごらんいただきまして、中ほどの施策の基本的方向(11)活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進の上から2番目の施策に、みやざき森林・林業女性の会「ひなたもりこ」の取り組みに対する支援や、一番下の施策には、若手女性農業者を中心に結成した「Hinata・あぐりんぬ」の活動などを支援していくこととしております。

続いて、57ページをお開きください。重点分野9の困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備については、男女共同参画の視点に立ち、さまざまな困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備を進めることとしており

ます。

58ページをお開きいただきまして、施策の基本的方向(24)高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備の上から2番目の施策においては、性的指向や性同一性障害など、性別にとらわれないあり方を持つ、いわゆるLGBTを理由とする差別や偏見を解消するための教育・啓発活動を推進することとしております。

続いて、60ページをごらんください。重点分野10の防災分野における男女共同参画の推進につきましては、東日本大震災や熊本地震において避難所の運営におけるプライバシーの確保や、男女それぞれのニーズの違いなどについて、配慮が必ずしも十分でなかったということもありまして、このような教訓等を踏まえまして、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図ることとしており、今回新たに重点分野にしたところでもあります。また、一番下の数値目標の欄には、女性消防団員のいる消防団の割合などを目標値としているところでもあります。

最後に、62ページをお開きください。今回のプランの推進につきましては、県や市町村、関係団体等との連携などにより、男女共同参画社会の実現に向けて、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

生活・協働・男女参画課からの説明は以上であります。よろしく願いいたします。

**○神菊文化文教課長** 文化文教課の当初予算について御説明いたします。恐れ入りますが、歳出予算説明資料にお戻りいただきまして、47ページをお開きください。当課の平成29年度の当初予算額は、左から2列目になりますが、67

億8,170万4,000円でございます。28年度当初予算と比べますと、2,727万8,000円の減でありまして、率にしますと0.4%の減となります。

主な事業について御説明いたします。49ページをお開きください。まず、一番下の段、(事項)県立芸術劇場費6億9,307万6,000円であります。これは、県立芸術劇場の指定管理等に要する経費であります。主な内容につきましては、次の50ページになります。

説明欄1の指定管理料4億7,021万8,000円については、指定管理者である公益財団法人宮崎県立芸術劇場への委託料であり、その内訳としては、(1)の宮崎国際音楽祭開催事業9,835万6,000円は、平成29年度の開催経費及び平成30年度の準備経費であり、(2)の県立芸術劇場管理運営委託費3億1,839万9,000円は、同財団の人員費等の管理運営に必要な経費であります。また、(3)の県民文化振興事業5,346万3,000円は、同財団の国際音楽祭以外のさまざまなジャンルの公演、自主企画制作公演、教育普及事業等の実施に必要な経費であります。

その下の説明欄2、県立芸術劇場大規模改修事業費2億1,737万円につきましては、県立芸術劇場の設備等について計画的に改修を行うものであり、平成29年度は屋根防水改修や舞台機構・音響・照明設備の改修などを行うものであります。

続いて、中ほどの(事項)文化活動促進費4,189万円についてであります。説明欄8の改善事業「文化力充実強化事業」1,786万2,000円につきましては、公益財団法人宮崎県芸術文化協会が実施する県民芸術祭の開催を支援するとともに、平成32年の東京オリンピック・パラリンピック文化プログラムの実施を図るものであります。県内文化団体等がその活動を高めるような創造

性やチャレンジ性のある文化プログラムの実施を支援するよう改善したものであります。

次に、その下の段、(事項)文化交流推進費1,013万円であります。説明欄1の新規事業「国民文化祭開催準備事業」であります。本事業につきましては、後ほど常任委員会資料で説明させていただきます。

次に、説明欄3の新規事業「音楽でつなぐ都市と地方の市民交流拡大事業」186万5,000円については、平成26年11月に、川崎市との連携・協力の取組に関する基本協定が締結されたところではありますが、持続性のある市民・民間レベルの交流を拡大するため、本県の県立芸術劇場と川崎市のミュージア川崎シンフォニーホールが連携して公演等を行うものであります。

次の51ページの中ごろ、(事項)私学振興費59億745万3,000円あります。説明欄1の(1)私立学校振興費補助金一般補助38億594万5,000円については、私立高等学校等に対し、経常的経費の一部を生徒数等に応じて補助することにより、経営の安定化、生徒・保護者の負担の軽減を図るもので、それぞれの学校種類別ごとの内訳は記載のとおりでございます。

次の(2)教育改革推進特別経費補助の1,200万円については、私立高等学校等において、英語教育の強化や伝統、文化等に関する教育の推進など、特色ある取り組みに要する経費の一部を補助するものであります。

次に、説明欄3の私立学校振興・共済事業団補助金4,016万3,000円については、日本私立学校振興・共済事業団の行う長期給付事業に対する補助、また、説明欄4の私立学校退職金基金事業補助金7,784万9,000円については、公益財団法人宮崎県私学振興会が行う退職手当資金給付事業に対する補助であります。

次に、説明欄5の私立高等学校授業料減免補助金2,540万2,000円については、私立高等学校が低所得者世帯等に対して行う授業料の減免措置に対して、補助することにより、授業料負担の軽減を図るものであります。

次に、説明欄10の私立専修学校教育充実支援事業4,091万4,000円については、私立専修学校高等課程の経常的経費や国家資格取得等に要する教育用備品等の購入に対して補助等を行うものであります。

次に、説明欄11の(1)のアの就学支援金高等学校等16億4,392万3,000円につきましては、私立高等学校等の生徒の授業料のうち、公立高等学校授業料相当額、もしくは低所得者世帯等に対しては、これを増額して支援することにより、授業料負担の軽減を図るものであります。

次のイの新規事業「就学支援金小・中学校」3,850万円につきましては、国の制度創設に係るものであり、児童・生徒・保護者の世帯年収が400万円未満の私立小・中学生に対して、1人当たり年額10万円を支援することにより、授業料負担の軽減を図るものであります。

次のページ、(2)の奨学のための給付金2億1,026万5,000円につきましては、低所得者世帯等を対象に、授業料以外の教育に係る経費の負担軽減を図るため、定額を給付するものでございます。

それでは、恐れ入りますが、お手元の常任委員会資料26ページをお開きいただきたいと思います。新規事業「国民文化祭開催準備事業」について御説明いたします。

まず、1の事業の目的・背景であります。本事業は、昨年11月に開催内定を受けました平成32年度国民文化祭の本県開催に向け、その準備を行うものであります。

右のページの上の基本的な考え方の中ほどにございますが、平成32年は、オリンピック・パラリンピック東京大会が開催、また記紀編さん1300年記念事業の集大成の年に当たることから、開催を通じて、県民の芸術文化に親しむ機会の拡大、主体的な文化活動の活発化、神話や神楽を初めとする本県のさまざまな文化や地域資源を積極的に国内外に発信してまいりたいと考えております。

その下の図に開催までのスケジュール案を記載しております。来年度は基本構想を策定しまして、その後の30年度及び31年度には、これを具体化した実施計画大綱、事業別実施計画の策定を行うとともに、これらと並行して、開会式・オープニングフェスティバル及び閉会式の検討、広報活動等を行うとともに、イベント等をあわせて実施してまいりたいと考えております。

恐れ入りますが、左に戻りまして、2の事業の概要であります。予算額は701万6,000円、全額一般財源でございます。開催前年に当たる平成31年度までを事業期間としております。

29年度の事業内容としては、実行委員会の設置、基本構想の策定、ロゴマークの公募・決定、実施計画の検討などを行うことにしており、これにより、開催に向けた具体的な事業検討を行うための体制を組織することができるとともに、国民文化祭の認知度を高め、開催機運の醸成を図ることができると考えております。

それでは、続きまして、同じ資料の34ページをお開きください。議案第45号「みやざき文化振興ビジョンの変更について」御説明いたします。

まず、1の改定の趣旨であります。本県の文化振興につきましては、平成23年3月に策定

した現行ビジョンにより取り組んできたところでもあります。その後、記紀編さん1300年記念事業の実施や平成32年のオリンピック・パラリンピック東京大会の文化プログラムに向けた動き、さらには国民文化祭の開催地内定など、本県の文化振興を取り巻く諸情勢が大きく変化していることから、本ビジョンを改定するものであります。

次に、2の改定ビジョンの概要であります。計画期間は平成29年度からの5年間としており、今後の県の文化振興に関する基本的な方向性を定めるとともに、それらの実現に向けて県が行う具体的な施策を明らかにした文化に関する県政運営並びに県民全体で共有する指針となるものでございます。

(3) 基本目標及び(4) 数値目標につきましては、後ほど、別冊により御説明させていただきます。

3の改定の経緯であります。県民意識調査、文化を考える懇談会の開催等を経て改定するものであり、昨年12月に本委員会で素案を報告させていただきましたところでございます。

それでは、別冊により、みやざき文化振興ビジョン(案)の内容を御説明いたします。

別冊の10ページをお開きください。現行ビジョンでは、上段の4つの基本的な方向性を定め、施策を推進してきたところであります。これらの施策による主な課題であります。まず、その下の県民が文化に親しむ機会の充実につきましては、11ページになりますけれども、今後とも地域間格差の解消や理解の促進、学校における文化芸術に親しむ機会の不足、次に12ページをお開きいただきまして、県民の文化活動を支える環境の整備については、13ページになりますが、文化団体においては会員の減少、高齢化、

資金不足、文化施設においては運営を担う専門的人材の不足や事業予算の減少、行政機関や学校、地域においては文化活動を支える人材が不足しているというところでございます。

14ページをお開きください。次に、文化財の保護・継承と活用では、少子高齢化による民俗芸能の伝承や後継者確保の課題、15ページになりますが、特色ある文化資源の活用では、地域づくりの核となる人材等の育成やネットワークづくりが必要であり、記紀編さん1300年記念事業においては、県外におけるブランドイメージの向上やターゲットを絞った戦略的な情報発信を行う必要があるとしておるところでございます。

恐れ入ります、16ページをお開きください。現在の本県文化を取り巻く社会情勢や現状、現行ビジョンにおける課題等を踏まえまして、文化で築くみやぎの新しい豊かさの実現のもと、記載のとおり3つの基本目標を定めるとともに、17ページのほうに四角で囲んでおりますが、その実現に向け、県民誰もが文化に親しむ機会の充実など、5つの方向性を定めております。

18ページをお開きください。ただいま御説明いたしました施策の体系をまとめたものであります。基本目標、基本的な方向性のもと、14の施策の展開を定めております。説明につきましては、重点となる施策の1、4、10、12、13について順次説明させていただきます。

まず、右のページ、19ページの施策1でございます。鑑賞学習機会の充実であります。県民がさまざまな形で文化芸術を鑑賞する機会を提供するとともに、中でも子供たちの豊かな感性や創造力を育むため、学校教育とも連携し、芸術文化に親しむ機会のさらなる充実を図っているところでございます。

恐れ入ります、23ページをお開きください。施策4、文化活動を担い・支える人材の育成では、新進芸術家の育成や、芸術教育に携わる教員の指導力向上、文化芸術を核として地域を活性化できる総合マネジメント能力を備えた人材の育成、県立文化施設においては、各施設の特性を踏まえた専門職員の育成・確保に努めるとしております。

35ページをお開きください。施策の10、文化資源の掘り起こし・情報発信では、本県の歴史や長年受け継がれてきた固有の文化は、貴重な地域資源であり、県民にとっては誇りや郷土への愛着の源となるものでありますので、これらを積極的に掘り起こすとともに、新たな価値を創出し、県内外に発信していくこととしております。

39ページをお開きください。施策の12、文化発信力の強化では、平成32年は日本書紀編さん1300年、オリンピック・パラリンピック東京大会や文化プログラムの展開など、文化への注目が集まる絶好の機会に本県で国民文化祭が開催されることから、県民の文化芸術活動や魅力ある文化資源を広く発信するとともに、今後の個性を生かした魅力ある地域づくりにつなげ、本県文化活動の持続的な発展を図ることとしております。

41ページをお開きください。施策13、県民総参加による取り組みと連携体制の構築では、全国的文化イベントを一過性のものに終わらせることのないよう、多くの県民や、特に若い世代の参加を促すことで、将来の地域の文化活動を担う人材を育成するとともに、関係機関によるネットワークを構築し、連携して取り組むことにしております。

続きまして、恐れ入ります、43ページをお開

きください。施策の推進に際して、県は、文化の振興の将来の姿を明らかにし、目指すべき方向性を示しながら、実現に向け、文化団体等と連携し、計画的に実施するとともに、産業振興や地域振興など、関連する政策分野との連携を図ることとしております。特に、国民文化祭の開催に向けては、市町村等と連携を密にし、具体的な事業の実施に取り組むとしております。

また、44ページになりますが、県民には一人一人が地域文化の担い手であることを認識し、積極的に文化に触れたり活動したりすることを通じて、県民それぞれが持つ力を発揮しながら本県の文化の振興をしていく役割が期待されるとしております。

最後に、46ページをお開きください。33年度までの成果目標・指標を掲げております。主なものについて御説明いたします。

まず、成果目標、県民だれもが文化に親しむ機会の充実では、1年間に文化施設で文化・芸術を鑑賞する機会のあった人の割合を、今年度52.2%を65%へ上昇するなどとしております。その下の成果目標、文化活動を支え育む環境の整備では、文化施設等の職員を対象とした講座・研修の参加者数を700人とするとしております。また、その下の成果目標、全国的文化イベントの開催を契機とした文化力の向上では、国民文化祭等の参加者100万人、文化プログラムの実施350件としているところであります。

説明は以上であります。

**○工藤人権同和対策課長** 人権同和対策課の当初予算について御説明いたします。お手元の平成29年度歳出予算説明資料の53ページをお開きください。人権同和対策課の平成29年度の一般会計当初予算額は、総額で1億3,798万1,000円でありまして、平成28年度当初予算と比較し

て164万6,000円、率にしまして約1.2%の減となっております。

それでは、当初予算の主な内容について御説明いたします。55ページをお開きください。3番目の(事項)人権同和問題啓発活動費2,819万9,000円であります。これは、県民のさまざまな人権問題に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動に要する経費であります。

説明欄1の一人ひとりが尊重されるみやざきづくり人権啓発推進事業につきましては、人権啓発強調月間や人権週間における集中的な啓発、人権に関する作品の募集、テレビCMの放送、新聞広告の掲載など、さまざまな手法による啓発活動に取り組むこととしております。

2の新規事業「みんなでつくる「一人ひとりが尊重し合うみやざき」人権啓発事業」につきましては、後ほど、別冊の常任委員会資料で御説明いたします。

次に、一番下の(事項)宮崎県人権教育・啓発推進方針推進事業費1,938万8,000円でございます。これは、本県の人権教育・啓発の基本方針であります宮崎県人権教育・啓発推進方針に基づく施策の推進に要する経費であります。

説明欄1の宮崎県人権啓発センター事業につきましては、人権同和対策課内に設置しております宮崎県人権啓発センターを拠点として、視聴覚教材・図書整備・貸し出し、研修手法に関する調査研究、人権相談、ホームページによる情報提供、各企業や団体が人権啓発に主体的に取り組むためのリーダーの養成研修、人権啓発情報誌「じんけんの風」の発行等の事業を実施するものであります。

ページをおめくりいただきまして、56ページでございますが、3の地域人権啓発活動活性化事業につきましては、市町村が実施する講演会

等の啓発活動や地域の小中学校で実施される人権の花運動に関する経費を助成するものであります。

続きまして、新規事業、みんなでつくる「一人ひとりが尊重し合うみやざき」人権啓発事業について御説明いたします。お手元の常任委員会資料の28ページをお開きください。

本事業は、1の事業の目的・背景にありますとおり、大学やNPO、企業などと連携して、それぞれの特性を生かした多彩な啓発活動を展開するとともに、各団体の積極的な活動を促して、県内の人権啓発活動を活性化することで県民の人権意識の高揚を図ることを目的としております。

2の事業概要であります。予算額は515万7,000円、財源は国庫委託金と一般財源で、平成31年度までを事業期間としております。事業の内容といたしましては、大学との連携による公開講座等の実施、民間団体等と連携した人権啓発事業の実施、保育園や幼稚園や地域で実施する行事等への人権啓発キャラクター「ジンケンジャー」の派遣、障がい者や高齢者等の雇用、ワークライフバランスへの配慮などに積極的に取り組まれています県内企業を紹介する人権啓発ラジオ番組の放送、といった事業に取り組むこととしております。

3の事業効果ですが、大学と連携することで、その専門性を活用するとともに、若者を啓発対象の階層に加えて啓発の幅を広げ、また、民間団体等と連携することで、県民に人権について考える多様な機会を提供することができるものと考えております。さらに、県内企業の人権に関するすぐれた取り組みを紹介することで、企業の人権意識の高まりも期待できるものと考えております。

人権同和対策課の説明は以上であります。

○蕪情報政策課長 情報政策課の当初予算について説明いたします。歳出予算説明資料の57ページをお開きください。情報政策課の平成29年度一般会計当初予算額は13億4,790万5,000円をお願いしております。これは、平成28年度当初予算と比較しまして415万8,000円、率にして約0.3%の増となっております。

それでは、主な内容について御説明いたします。59ページをお開きください。中ほどの若干下のほうにあります上から3番目の(事項)行政情報処理基盤整備費9,762万9,000円ですが、これは、当課で一括導入している各所属の職員用パソコンの賃借料で、当課負担分の経費であります。

次に、一番下の(事項)行政情報システム整備運営費の3億4,912万1,000円ですが、これは次ページにかけて説明欄に列挙してあります県庁LAN、全国の自治体間を結ぶ総合行政ネットワーク等の維持管理等に係る経費であり、ちょっとページをめくっていただきまして、60ページの一番上から3行目の新規事業「共有ファイルデータ災害時復旧対策事業」の902万5,000円は、職員が共有して使用している県庁舎内にあるファイルサーバを、地震などの災害時には情報共有手段として機能させることが極めて大事なため、被災等で破損したときも業務が継続できるよう、宮崎市以外の総合庁舎内にも予備サーバを新たに設置するものであります。この事業は、さきの熊本地震の教訓で対策を強化するもので、宮崎県大規模災害対策基金を財源としております。

続きまして、(事項)電子県庁プロジェクト事業費の5億3,856万9,000円についてですが、説明欄1の宮崎県市町村IT推進連絡協議会運営



事業の1億5,162万3,000円は、電子行政を進めるための県と市町村の連携組織である協議会に対する負担金で、職員の研修や宮崎情報ハイウェイ21の共同運営に係る経費であります。

次に、3のサーバ管理委託事業7,259万6,000円は、情報システムの安定稼働や安全性を高めるため、県のサーバを外部の堅牢なデータセンターに置いており、その管理に係る経費であります。

5の行政情報システム全体最適化推進事業の2億3,303万4,000円は、庁内の各システムについて、サーバや情報システムの集約・統合を進め、県庁全体で経費の削減や事務の効率化等を図っていくもので、その統合基盤の管理等に係る経費であります。

11の新規事業「データを活用した地域活性化推進事業」の559万8,000円は、国提供の地域経済分析システム、いわゆるRESASを活用した人材育成や、ビッグデータやオープンデータを手軽に見える化するツールの構築などを通して、県を挙げてデータ利活用を推進して、庁内業務の効率化はもちろん、県民サービスの向上なども目指して取り組むものであります。

次に、2番目の(事項)地域情報化対策費の2億3,147万6,000円ですが、説明欄の2番目、電気通信格差是正対策費、(1)携帯電話等エリア整備事業2億416万9,000円です。これは県内の情報通信格差是正のため、携帯電話等の施設を整備する市町村に、その費用の一部を助成するもので、詳細は委員会資料で説明いたします。

別冊の常任委員会資料の29ページをお開きください。1の事業の目的・背景のところがございますように、これまで国県補助で携帯電話の不感エリア解消に尽力してまいりましたが、民間では採算ベースに乗らずに、自治体みずから

整備せざるを得ない状況が中山間地域では多ございまして、こういった地域では依然として不感エリアが点在して多く残されており、地形的にも事業費が高くなるため、従来の支援メニューのままでは解消までに10年以上かかる状況にございました。また、この間、国や通信事業者の方針変更も懸念されることから、今回、地元自治体と話し合いを重ねて、県の支援方法を見直すことといたしました。みずから整備に取り組む自治体の不感エリア解消に前倒しで取り組むことといたしました。

具体的には、2の(3)の事業内容にありますように、みずから基地局等を整備する市町村に対し、国の補助は従来どおりであります。県分は補助を後年度負担への交付金に切りかえるもので、整備自治体の負担分に対し、地財措置を最大限活用しながら、補助のときには申請時の概算で予算化するために、交付決定時に減額されていたものを、整備完了時に自治体の実質負担分は変えずに同水準で精算して助成することとして、整備可能な箇所を前倒しで確保しようというものでございます。これにより、整備を加速化し、みずから整備を希望している市町村分については、おおむね4カ年で整備が完了できるものと考えています。来年度は串間市上大矢取地区ほか3カ所を予定しておりまして、予算額及び財源は(1)及び(2)のとおりであります。

なお、現時点で自治体みずから整備を希望している箇所は、20地区ほどございます。今回の見直しで重点化して、3に掲げておりますように計画的に事業を進める予定としております。

当初予算の説明は以上であります。

引き続き、特別議案について御説明いたします。同じく常任委員会資料の32ページをお開き

ください。議案第29号「宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例」であります。

1の改正の理由ですが、いわゆる番号法の第9条第2項の規定に基づき、県において独自に個人番号の利用等ができる事務、これを独自利用事務と言いますが、当該条例により、下のほうの〔参考〕の表にございますように、7つの事務を限定列挙しているところであります。今回の改正は、庁内や他の機関との情報連携で申請手続の添付書類が省略され、県民の利便性向上や事務手続の効率化が図られることが期待されますので、この独自利用事務の追加等を行うものであります。

2の改正の内容ですが、(1)の独自利用事務というのは、国の機関である個人情報保護委員会が、番号法の規定に基づき、規則で要件を定め、その要件を満たす事務の事例を公表しております。この事例に先般、肝炎治療費の助成に関する事務が追加されたことから、所管課である健康増進課において検討され、今回追加することとあります。なお、この改正部分については、関係する常任委員会に分割付託されておりまして、健康増進課から厚生常任委員会へ説明されますので、事務内容等の説明は省略させていただきます。

(2)の番号法の一部改正に伴う改正は、番号法の一部改正に伴い、条例で引用している条文にずれが生じたことから、これに対応するための改正であります。

最後に、3の施行期日ですが、今回の改正内容は、番号法の施行期日に合わせ、平成29年5月30日としております。

情報政策課からの説明は以上であります。

○二見委員長 各課長の説明が終了しました。

議案について質疑はございませんか。

○満行委員 29ページの携帯電話等エリア整備事業についてお尋ねします。今まで事業者がなかなか採算性に合わないということで、希望しても設置が難しい状況にあったんですけども、その実施主体を市町村にすることですよね。その費用負担というのは事業者じゃなくて、国県の補助を使って市町村がみずから中継局をつくるということによろしいのでしょうか。

○蕪情報政策課長 この携帯電話等エリア整備事業というのは、市町村の自治体側がみずから民間事業者にかわって整備をしております、それに対する補助を従来から行っておりました。平成6年ぐらいからずっとやっていたんですけど、その補助の仕方というか、助成の仕方を今回見直して、少しでも早くやろうというふうに切りかえたものであります。民間事業者が、採算がとれるところについてはこれまでもずっと整備されているんですが、そういう整備が進まないところについては、国のほうからも補助をもらって、県も継ぎ足し補助をしながら、市町村の整備部分について補助をしていたということでございます。

○満行委員 これは希望している市町村ということなんですけれど、この20地区以外にもたくさんまだ不感エリアというのはあると思うんですけども、それ以外の対応、対策はどうされるのでしょうか。

○蕪情報政策課長 この補助スキームについては、整備する自治体に対してということですので、今のところ、ここについては希望しておりますがこの20地区ということになるわけなんですけど、県が昨年度、全市町村について調査を

させていただいたところ、おおむね40地区ぐらい、まだございます。ただ、そういったところについては、都市部に近い部分もございまして、どちらかという、民間事業者に頑張っていたきたいなという部分もありますし、市町村にとっては、山間部の市町村について残っているところについては、他の代替措置がある程度整備されていることと、高齢者のために、携帯電話の整備を余り地元のほうが希望されてないといったような事情から、今浮かび上がっているのがこの20地区ということでございます。

**○満行委員** 自治体で設置をするということですが、これはキャリアは全てカバーというのか、3キャリアなら全てそれはちゃんと対応してもらえるわけなんですか。

**○蕪情報政策課長** ここにも書いておりますが、ここ数年なんですけれども、キャリア側についても一定の、進んで整備をしたいということで、補助を出していただければとか、こういった形で支援していただければ乗っかきたいよというようなところが最近見えてまいりました。それより昔の、ちょっと10年ぐらい前あたりについては、キャリアはもう採算がとれないから、どちらかという、放置されている状態で、お願いしていたところではあるんですが、この数年ちょっと進んできておるものですから、この機を逃さないで一気に希望するところについては解決したいなという事情で、今回見直したものでございます。

**○満行委員** ということは、キャリアはずっと自治体が整備するのを待っていたというふうに考えてもいいわけですかね。自分ところであると金がかかるから、採算性が合わないの、自治体がしてくれたら、そしたら回線はちゃんとつけてあげるよみたいな話でしょうか。

**○蕪情報政策課長** そういった一面がなくはないのかもしれないんですが、基本的には携帯のサービス自体というのがユニバーサルサービスという形で位置づけられてないものですから、結局、キャリア側については、ある程度の採算性とか、そういったところを考えざるを得なかったというところがございました。そういったところもありましたが、現時点では技術も進みまし、いろんな形で金額面も下げながら整備が可能になってきたということもあって、それとオリンピックとか、そういったところに合わせて国を挙げて整備をしていきたいという機運も盛り上がってきているので、この機会にということで事業者の協力も得られているという状況でございます。

**○満行委員** わかりました。

**○二見委員長** ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○二見委員長** では、以上で第3班の審査を終了します。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

**○壹岐交通・地域安全対策監** お手元の常任委員会資料の35ページをお開きください。防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインの策定について御説明申し上げます。

まず、1の策定の目的でございます。現在、県内では防犯対策の一環として、金融機関、商業施設等に防犯カメラが自主的に設置され、犯罪の防止に効果を上げており、宮崎県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例に基づく指針でも防犯カメラの設置を促しているところでございます。一方、防犯カメラは、知らないうちに人々を撮影、記録するものであるため、プライ

バシー保護と適正な管理運用が求められています。このため、防犯カメラの有用性とプライバシー保護との調和を図り、設置者が防犯カメラを適切かつ効果的に活用できるようガイドラインを策定したものでございます。

次に、2のガイドラインの概要でございます。策定に当たり県民の防犯カメラに対する意識調査の結果、防犯カメラで撮影された個人情報を含む画像の取り扱いに不安を感じている人が一部いることや、インターネットの普及に伴い、インターネットに接続した防犯カメラが増加していること、東京オリンピック・パラリンピックなどで外国人観光客の増加も見込まれるなどの現状を踏まえまして、防犯カメラの設置及び運用に当たって配慮すべき事項について明記しております。

ガイドラインの骨子としましては、中段に記載したとおりでございますが、主な内容を御説明いたします。お手元の35ページ裏面に添付されております資料、防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインの1ページをごらんください。第1は、ガイドライン策定の目的及び対象の項目です。

次に、2ページをおめくりいただきまして、2、ガイドラインの対象となる防犯カメラは、(1)ア、主として犯罪の防止を目的に設置され、(2)のアにありますように、不特定多数の者が利用する施設や場所で、主に公共空間を撮影するもの。(3)撮影した画像の録画機能を有するものとしております。設置例では、通学路、公園、広場、商店街、繁華街、空港ターミナル、鉄道、大型商業施設など、日常、人々が行き交うような場所に設置される防犯カメラを対象としております。

3ページをごらんください。第2では、プラ

イバシーの保護の観点から、防犯カメラの設置及び運用に当たって配慮すべき事項をまとめております。1として、防犯カメラの設定と利用について、犯罪の防止の目的を逸脱した利用を行わないこと。2として、防犯カメラの設置場所や撮影範囲については、防犯効果が発揮され、かつプライバシーを殊更に侵害するような画像が撮影されない方法で設定すること。3として、防犯カメラを設置するときは、犯罪抑止効果を高めるため、設置している旨の表示をすること。その際、外国語表記も行うこと。

引き続き、4ページに移りまして、4として、防犯カメラを適正に管理運用するため、管理責任者を指定すること、また、管理責任者がみずから防犯カメラの操作をすることができない場合は、操作取扱者を指名して、機器の操作を行わせることを明記しております。さらに、5として、設置者等の責務として、(1)撮影された画像の適正な保存及び管理、インターネット利用カメラについてはパスワード設定等の措置、5ページの(2)撮影された画像の利用及び提供の制限、6ページに移りまして、(4)苦情や問い合わせに対する適切な対応、(6)個人情報保護法の遵守や、(7)秘密の保持に努めることなどを定めております。詳細については、後ほど、ごらんください。

常任委員会資料の35ページにお戻りください。次に、3の策定の経緯でございます。昨年9月に総務政策常任委員会で策定についての御報告をさせていただきました。その後、10月にガイドラインの素案を作成いたしまして、11月に素案について学識経験者等に対する意見照会、ことし1月に宮崎県犯罪のない安全で安心なまちづくり県民会議の部会で協議を行いまして、本ガイドラインを策定しております。今後、県民

会議構成団体などを通じて本ガイドラインについて県民に広く周知を行い、防犯カメラの適正な設置と運用を推進し、犯罪のない安全で安心な宮崎づくりに努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

**○二見委員長** 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○二見委員長** それでは、以上でその他報告事項について終了いたします。

各課ごとの説明及び質疑が全て終了しましたので、これから総括質疑を行います。総合政策部全般についての質疑はございませんか。

**○日高委員** 総合政策部の中でも県民生活に資する部分については、役割というのが非常に大きいというふうに思います。県民との協働の推進とか、もう本当に基本中の基本だと思っておりますので、松岡次長は、このことについて、これまでどういう思いで取り組んできたのか、その辺をお伺いしたいと思います。

**○松岡総合政策部次長（県民生活担当）** 思わぬ振りでありありがとうございます。この1年間、発言の機会がなかったんですけど、最後の最後に御指名をいただいて、感謝というか、ありがたく思っております。

私は、この次長を担当する前、ちょうど西臼杵支庁に2年間勤務することができました。そこで、もう本当に地域にどっぷり入らせていただいて、いろいろ活動もさせていただいたんですが、そのときに地元県議がですね、見て本当にびっくりしたんですけど、県議さんというのはここまでいろいろ、もう隅から隅まで地域に入られて、朝から晩まで、行事も含めて活動

されて、いろんな県民の声をすくい上げて県議会、常任委員会等に臨んでいらっしゃるんだなということを強く認識したところでもあります。それで、こちらに戻りまして、常任委員会でもやっていると色々な議論を聞かせていただく中で、本当に今、日高委員が言われたように、協働の推進、行政も県民も一緒になって進めていくということを本当に強く実感して、やっていかなかちゃいけないと思ったところでもあります。

そういったところで、今のお答えには直接的にはならないんですけど、間もなく私は退職してしまうんですけども、残った現役の職員の皆さんには、ぜひ今委員が言われた県民との協働ということを念頭に置いて、しかも、委員の声というのは、地元、いろんな人たちの、県民の声を踏まえての御意見です。ということで、そういった観点で強く委員の思いも受けてもらって、県政の施策をより効果的ないいものにしていくように取り組んでいただければいいかと思っております。ということで、お答えにはならないんですけども、一応、職員の皆さんには本当にそういうつもりで取り組んでいただけたらと思っております。

**○日高委員** 退職されてからも、私ども議員に対しましても、またアドバイスないしいろいろな御提言をいただければと思っておりますので、これまで本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

**○奥中山間・地域政策課長** 先ほどの星原委員の質問にお答えいたします。平成27年に移住された202世帯のうちのUターン者の数ということで、50世帯ということでございます。ただ、28年度については、まだ集計中ということで、現在のところ把握できておりません。よろしくお願いたします。

○中野委員 国民文化祭のことでお尋ねしますが、これは説明にもありましたが、もともと、古事記、そして日本書紀の編さん1300年事業の集大成として、これの申し込みをされて、そして30年に開催するわけですよ。るる説明がありました、もともとの発端であった古事記とか日本書紀、いわゆる日向神話ですよ、それにまつわるようなことが少し薄いなという気がしたんですけれども。せっかく宮崎で、日向神話の宮崎ですから、準備が今からこの3年間であるわけですよ、その辺をもっと織り込んだ、もっと入れたものをぜひ盛り立ててというか、そういうことでやってほしいなと、こう思うんですよ。

○神菊文化文教課長 ただいま議員がおっしゃいましたとおり、記紀1300年の集大成の年に国民文化祭を開催するというところに大きな意味があるということは、私も同感でございます。来年度に実行委員会をつくりまして、基本構想であるとか全体の予算も含めて、いろいろ検討していくわけですが、できる限り、記紀編さん事業を通じて磨いてきた本県の宝というものを生かしていきたいと思っております。

その意味で、本日の資料のほうにございましたけれども、来年4月から記紀編さんの準備室のほうに私も文化文教課のほうにまいりまして、国民文化祭担当がまた新設されますので、その2つが一体となって事業を推進するという、議員の御期待にもお応えしてまいりたいというふうに考えております。

○二見委員長 それでは、その他、何かありませんか。

○日高委員 今回、総合政策全般に関する形で、私も初めて委員会に入って、私は県北ですから、医療とか経済、また人手不足、福祉とかで県北

の衰退というのが目立つなと思います。特にこれは延岡の活力がやはり失われている関係で、この県北が衰退の状況にあるというふうに、私は日向に住んでいて、よくそれが見えるなということで、客観的な目で見えております。特に、きょうもちよつとありましたが、高校生の卒業後の就職率が本当に延岡・日向は低い。本当はダム機能を果たさなくてはならないところなんですよ。それが果たせてない状況であります。

県職員の皆さんが仮に逆の立場に立って考えた場合、県に対してどのような提言をして、県のあるべき姿を描いていくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○永山総合政策部長 宮崎県全体が活性化をし、エネルギーを持つためには、宮崎市という核があるのと、加えてやはり県北に一つ、延岡・日向という地域があり、そして都城という地域がある、これが宮崎の大きな特徴だろうというふうに思っています。ですから、宮崎市がしっかり伸びるとともに、それぞれの地域、県北、県西、それぞれがしっかり、ダム機能と言われましてけれども、その個性を生かして伸びていくということが宮崎県全体のためになるというふうに思っています。

そういう目を見た場合に、県北地域が持っているポテンシャルをまだ十分に生かし切っていないということについては、私もそういうものは感じているところがございます。あれだけの企業群があつて活力があるわけですから、それをどう生かしていくかというのは大変重要な観点だと思っております。

立場を変えて県に対してどのような要望をするのかということについては、そういう立場になっておりませんので、余り考えたことはありませんけれども、やはり県北地域でいえば、市

民力が極めて高いということ、自主的な活動が相当程度行われている、それは産業面でも、文化面でも、あるいはスポーツ面でもと、その辺が特徴ではないかなというふうに思いますから、そういう自主的、自立的な活動に対して少しでも県が関心を持ち、多少なりともサポートする、そのことによって、より一層活動が活発になるんだということは、しっかり伝えるべきではないかなというふうに思っております。

**○日高委員** 筆頭部長である永山部長なんですが、今後、県庁はもっとこうあるべきじゃないか、もしそういうものが、提言というか、ありましたらお伺いしたい。そのことについては、私も重く受けとめて、今後の議員活動に生かしていきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

**○永山総合政策部長** 私、36年間県庁で仕事をさせていただきました。その中で、この企画、総合政策部門というのを長くやらせていただいたところです。私自身、宮崎県というのは、この温暖な気候であったり豊かな時間の流れという大きなポテンシャルは持っていると思うんですけども、こと経済面について各県との競争あるいは海外との競争となると、やはり基盤の弱さ等があって、どうしても競争力としては弱いと、これは認めざるを得ないというふうに思っていました。そういう意味では、宮崎県において、立ちどまっている、とまっているというのはおくれをとることだというふうに私自身は肝に銘じて仕事をしてきたところでございます。常に前に向かって歩いていく、これが特に産業政策等においては必要なことであると考えてやってきました。

その際に基本に置いていたのは、さまざまな課題に対応し対処方法を考えていくわけですけ

れども、単に対症療法に終わることではなくて、やはり県庁職員というのはできるだけ広くあるいは遠くから物を見ることが必要であるというふうに思っていました。つまり長期的な視点で、広域的な視点で、あるいは場合によっては構造的な改善、そういうことも頭に置きながらやっていくんだというふうなことを、自分自身としてはミッションとしてやってきたつもりでございます。これについては、総合計画の策定であるとか、今の地方創生の取り組みあるいは企業成長・人材育成のプラットフォーム等については、一定程度、自分の意向として、考え方としては反映できたのではないかなと思っております。

総合政策だけをとっても、人口減少対策であるとか、きょうも委員会で出ましたけれども、集落対策を含めた中山間地域対策であるとか、あるいは産業政策課になりますので、より一層産業振興を進める立場になるということで、部だけを見ても非常に大きな課題に取り組むことになっていきますけれども、ぜひ総合政策部の職員というのは、長期的あるいは広域的な視点を持ちながら、なおかつ十分に個性を持って、全庁を引っ張っていく、あるいはまとめていくという気概を持って仕事をしてほしいなというふうに思っているところでございます。

**○日高委員** 御提言ありがとうございます。そういった意味で、聞かれていた県庁の職員、総合政策部の皆さんも、また次に生かせる部分というヒントがかなりあったんじゃないかなと思います。個人的に頑張ってください。

**○星原委員** ことしの重点施策に3点あげている中に、人口減少対策と中山間地域対策の強化、あるいは世界ブランドのみやざきづくりの推進、そして成長産業の育成加速化と新たな産業づく

りということで、この3点あげてこられているんですが。その中の第1番目に人口減少対策と中山間地域対策、さっきいろんな説明をいただいているんですけど、29年度のこの政策の中で、それが29年度どういう形で動いていくかにもよると思うんですけど、私はやはり、宮崎県全体がバランスのとれた地域にと考えたときには、先ほどから出ていますように、県北、県央、県南、その地域がバランスよく、若い人たちの雇用の場もあるし、あるいは女性のそういう活躍の場もあるとか、いろんなことがあると思うんですけど、もう少し掘り下げて、それぞれ地域ブロックごとにどういうふうにしていったらいいのかという、もう少し細かい視点で取り組むべきじゃないかなというようなことを思っているんです。その辺についての基本的な考えというんですか、取り組みというのはあるんですかね。

**○松浦総合政策課長** 今年度、私、各市町村ブロックごとに2回、企画担当の課長さんなり、そういった方々と意見交換をして、最初的时候には夜まで含めて腹を割って話をしてきたところでございます。そういう中で感じましたことは、各市町村によって、それぞれこれからの将来人口の推計でありますとか、社会のあり方といったところが、かなり具体的なイメージとして課題も含めて見えているなというところ、それから、なかなかそういったところまでは行っていないなど、推計人口なんかについても委託でやっているものですから、実際に自分たちで手がけてないというふうなことがあったりもするものから、そういったところの度合いというのがそれぞれだなというふうに感じているところでございます。

どちらかという、なかなか見えてないとい

うところが多いのかなというふうに思っておりますし、それから、ブロックごとの市町村同士の話し合いというものもそんなに十分にできているわけではないのではないかなというふうに少し感じたところがございます。そういう意味で、もう少し踏み込んだ形で議論をし合っていく必要があるのではないかなというふうなことを思っております。これは予算にはまだ載っているわけではないんですけど、実際の行動として、そういったところを市町村としっかり話し合えるような形をつくってまいりたいというふうに思っております。

その中で、それぞれの市町村ごとに必要な施策が何なのかということ、課題をしっかりと定めていく。まず、そこを定めた上で実行に移せるような形まで持っていく。そのために、県とそこの単体の市町村あるいはそのブロックでというふうな取り組みが何ができるんだろうかというのを一緒に考えるような形をぜひつくっていききたいというふうに思っております。その取り組みを、来年度からといいますか、この議会が終わりましたら市町村に1回御説明をした上で、強制的にというわけにはいきませんので、希望して手を挙げていただける市町村とはまず始めたい、その成果を出していくことによって、ほかの市町村にもしっかりと取り組んでいただけるような形をつくっていききたいというふうに思っております。

今ごろそんなことをするのかというふうなことがあるかもわかりませんが、そういったところをしっかりとやっていくことが最終的には解決を——解決というか、そういうふうな施策を見出していく一番いい方法ではないかなと私は思っております。そういうふうなことをやっていききたいと思っております。



○星原委員　そういう中で、地方創生ということがずっと言われてきたわけですね。というのは、やはり地方が元気になっていくことが、宮崎県でいえば宮崎県が元気になり、あるいは宮崎県が元気になることが日本全体が元気になるという、そういう視点でいけば、逆に市町村がどういった政策を持っていくかという、そこが一番重要なポイントだと思うんですね。宮崎県でいけば26市町村がそれぞれいろんなことで取り組んで、その地域が抱えている課題を解決しながら元気になっていく政策を打ち出していくことが一番大事。

その場合に、そういう地域の中でそういうものが出たときに、じゃあ県が何を、その方向性を示しながら国とのパイプ役となつてね、そこにどういうふうな形で、いろんな形で協力というか、一緒になって取り組むというか、そういったことがなされていくことが宮崎全体の底上げになるんじゃないかなというふうに思うんですが、この地方創生の中でそういった形で市町村と県、国、その中間にいる県の役割というのは、その辺のところは十分認識されて、今、動かれているとは思いますが、何か感じたことがあるんじゃないかなというふうに思うんですよ。

我々地域において、なかなか、まだ地方創生が功を奏したとか、アベノミクスが功を奏しているとかと言えないところもあるんですね。ただ、全体として県民所得も上がってきている、いろんなことを見ると、バランスよく、多少違ってはきているのかなと思うんですけれど。やはり雇用の場をふやす、人口減少をどうやって歯どめをかけていくかとかということになると、やはりそれぞれの抱えている地域の課題をどうやって取り組んでいくかというのが非常に重要

じゃないかなと思うんです。そういう意味で、県の総合政策部の役割というのは大きいというふうに思っていますので、その辺の取り組みについての今抱えている課題とか考えていることはありますか。

○永山総合政策部長　委員がおっしゃったとおり、地方創生については市町村同士の連携あるいは市町村と県の連携、かなり広域的な取り組み、それが必要になってきているというふうに思っています。以前、20年ぐらい前までであれば、それぞれの地域についてこういうふうな地域にしましょうよというのを県が絵を描いて、それで、ところどころ市町村と連携してというようにもありませんでしたが、やはり今はもう人口減少の地方創生の時代です。それぞれの市町村が総合戦略も練っていますので、それをしっかり推進していく必要があると思っています。

一方、県は、県全体のさまざまなデータ、地域ごとの特色、違い、そのあたりについてもある程度のものが把握できておりますし、例えば雇用であったりということになれば、労働局との連携とか国との連携、相当程度のことができるようになってきていますので、今、御指摘がありましたように、それぞれの地域が抱えている課題について県としてアドバイスをしながら、より一層効果的・効率的な施策が展開できるように、そして、その展開についてはそれぞれの役割分担なり、あるいはサポートなりという関係を構築する、していく必要があるだろうというふうに思っています。

先ほど松浦課長が言いましたように、これから一緒に研究をしていくようなシステムをつくりたいということで考えていただいていますので、市町村の行政レベルが一層上がって、県とのサ

ポート関係のもとにもっともっといい施策が展開できるように、それが人口減少のよりよい対策になるように、その熟度を増していく、そういうふうな取り組みが必要になりますし、それをやっていく部であると思っております。

○星原委員 了解いたしました。

次に、この第2番目にある世界ブランドのみやぎづくりの推進ということで、ここに掲げであるやつで果たして世界ブランドのみやぎづくりになるのかなと、この3ページのことはね。もう少し宮崎の持っている資産といいですか、財産をどういう形で、人なのか、物なのか、いろんなものがあると思うんですが、産業が持っているいろんな能力とかというのがあると思うんですけど、そういったものの磨き上げというものを考えたときに、ここに出てきているような形で本当に宮崎の自信を持って県民が誇りというか、そういうのを持ちながら世界にいろんな情報発信できるための部分に少し弱いような感じがするんですが、そういうふうに私が捉えているのがおかしいですかね、どうなんですかね。

○永山総合政策部長 ここに掲げましたのは、来年度の総合政策部の事業ということになりますので、例えば世界農業遺産をいかに活用するか、あるいはジオパークをいかに活用するかということもありますし、うちの事業でいうと、この②で掲げております新たな地域資源の掘り起こし再評価、ブランド化を目指していくということで、新しいエコパークあるいはジオパークの場所はどこがあるのか、あるいは別の仕切りで、狙いで展開していけるような場所はどこがあるのかということとを専門家等も活用しながら、しっかり組み立てていきたいというふうに思っています。

あるいは③の文化・スポーツ、これは宮崎県にとって非常に大きな材料になると思っております。スポーツについては一定程度のところまで来ていると思いますが、きょう御説明申し上げました文化振興ビジョンをつくりましたので、国民文化祭を契機として一層宮崎の文化、先ほどあった神楽等も含めてですけれども、文化がもっと花開くように、それが自信の醸成あるいは外から見たときの魅力につながるように、ここはしっかり頑張っていきたいというふうに思っています。予算的にはまだまだこれからたくさんものを組んでいかなければならないと思いますが、全庁的にこういうふうな考え方のもとで進めていきたいと考えています。

○星原委員 そこで、結局県がいろいろそういう形で取り組む中で、あとは今度、市町村との連携のとり方をどういうふうにそれぞれの中で組み込んでいくかというのが非常に重要なポイントじゃないかな。さっき言ったように、宮崎県が元気になるにはやはり26市町村を元気にすることだというふうに思いますので、そういういろんな取り組みの宮崎県が考えている方向性を示しながら、市町村とどのような形で連携をとるのか、各市町村ととるのか、広域の地域連携の中での県との形でどういった磨き上げをしていくのか、その辺、非常に重要だと思うんですが、その辺についてもう少し説明いただくと、ありがたいんですけど。

○永山総合政策部長 市町村と県の連携あるいは広域的な連携という意味では、今回、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの取り組みというのは新しいタイプとしてやれたのではないかなというふうに思っています。県北の市町村と県が一体となって働きかけを行う。そして、大分県あるいは佐伯市等とも連携して広域的に進め

ていくということができました。あるいは世界農業遺産についても、県の発案に西臼杵の町長がまとまっていたいただいて動いてきたということでございます。これらをどんどん成果を上げるためにも、より一層連携関係を進めていく必要があると思います。

国民文化祭あるいはそれを通じた文化力の発揮ということについても、それぞれの市町村あるいはそれぞれの地域といかにつながるかということが非常に大事ですので、これから我々の仕事としては、先ほどとも恐らく連動するんでしようけれども、市町村の考え方をいかに聞けるか、そして、それをいかに引き出せるか、そして、それをいいものに育てていけるか、これが県職員の力量が試されることになるんではないかなというふうに思います。

○星原委員 ありがとうございます。

○二見委員長 ほかはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上をもって総合政策部を終了いたします。執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 47 分 休憩

---

午後 2 時 55 分 再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明を求めます。なお、委員の質疑は、説明が全て終了した後をお願いいたします。

○高原会計管理者 会計管理局の平成29年度当初予算について御説明いたします。お手元の歳出予算説明資料、この分厚い資料の419ページをお開きください。表の一番上、左から2列目の当初予算額の欄でございますが、会計管理局は、

会計課と物品管理調達課を合わせまして総額5億6,549万5,000円をお願いしております。

それでは、次に各課別の内訳について御説明いたします。421ページをお開きください。まず、会計課でございますが、一番上の当初予算額の欄でございますとおり、総額4億3,458万9,000円をお願いしております。

その主なものについて御説明いたします。423ページをお開きください。上から4段目の(目)一般管理費2億6,286万8,000円でございますが、これは会計課職員39名分の人件費でございます。

次に、中ほどの(目)会計管理費につきましては、まず下の段、(事項)出納事務費7,886万8,000円でございます。これは会計事務を行うために全ての職員が利用しております財務会計システムの運用管理などに要する経費でございます。

次に、下の段の(事項)証紙収入事務費9,285万3,000円でございます。これは証紙売りさばきに要する経費でございます。売りさばき人に対して支払う手数料などが主なものになっております。平成28年度と比べまして約960万円の減額となっておりますが、この主な要因は、証紙の印刷を2年に一度行っております関係で、平成29年度は印刷を行わない年となっていることによるものでございます。

会計課については以上でございます。

続きまして、物品管理調達課について御説明いたします。425ページをお開きください。一番上の当初予算額の欄でございますとおり、総額1億3,090万6,000円をお願いしております。

その主なものにつきまして御説明いたします。427ページをお開きください。上から4段目の(目)一般管理費8,471万6,000円でございますが、これは物品管理調達課職員12名分の人件

費でございます。

次に、中ほどの(目)財産管理費については、まず下の段、(事項)物品管理及び調達事務費3,412万円でございます。これは物品の適正な管理と調達を行うための経費でございます。平成28年度と比べまして約2,500万円の増額となっておりますが、この主な要因は、更新時期を迎えております物品調達システムについて、更新にあわせて業務の効率化を図るためのシステム改修を行うことによるものでございます。

次に、下の段の(事項)車両管理事務費1,207万円でございます。これは県有車両の維持管理や任意保険への加入などに要する経費でございます。

物品管理調達課については以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○二見委員長 説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

○二見委員長 今の物品管理及び調達事務費で二千数百万ちょっと今回上がるということでの御説明いただいたわけですが、このシステム効率化とかのそういった作業というか、バージョンアップ、そういった作業というのは結構頻繁に起こるものなんですかね。

○福嶋物品管理調達課長 システム改修の年限等のお尋ねだと思います。これにつきましては、この物品調達システムは平成24年10月から物品調達システムを一部業種に対して運用を開始したところですが、平成26年度から全業種に対して本格運用を開始してまいりましたが、平成29年度末にサーバの保証期間が切れるということでシステムの更新時期を迎えるものであります。

○中野委員 証紙のこの経費が9,285万3,000円ありますが、これは手数料、それと運搬経費。会計課そのもので支出する、内部で支出すると

いう経費は何もないんですかね。手数料と運搬費だけ。

○青山会計課長 手数料自体は所管している各課に入ります。証紙を売りさばく方に対する手数料、これをまとめて会計課のほうで計上しております。あわせて売りさばき人は各県税事務所で購入されるんですが、各県税事務所までの運搬費、これを予算計上させていただいております。

○中野委員 この9,200万の手数は、売りさばき人というのは、今どこか言われたけれど、振興局の総務係、あそこかなんかと言われたが、普通の民間とか、そういうのもあるんですか。

○青山会計課長 まず、証紙を売りさばく方は市町村とか農協とか漁協、交通安全協会とか、いろんなところがあるんですが、そういうところが証紙を売りさばかれます。そういう売りさばき人が購入していただくのが各県税事務所、それと西臼杵支庁ということになります。会計課からは、その証紙を各県税事務所、西臼杵支庁に送る運搬費を計上しているということでございます。

○中野委員 その証紙の売上料というんですかね、証紙の販売高というんですかね、それと手数料率を教えてください。

○青山会計課長 大体ここ5年間ほどは27億円ほど証紙を売り上げておまして、その3.24%が手数料となっております。

○二見委員長 よろしいですか。

では、その他で何かありませんか。

○日高委員 高原会計管理者は退職されるというふうにお聞きしています。これまで高原会計管理者、また、その前の舟田さんがこれまでいろいろと女性の立場で県政運営に携わってきた。特に、女性の社会進出だとか、女性の活躍とか、

一億総活躍とか、男女共同参画も含めて、そういったことのフロンティアランナー、言ってみればパイオニアでやってこられたということは、すごく県政に貢献されたものと私は信じております。そのことについても、坂口委員ともいろいろと話したところであります。そのことが、県政のほうにも女性が活躍するということがどんどん芽生えつつあるなという成果だというふうに思っております。これまで県庁にもう長年おられて退職されますが、これまでの思いと、今後、我々、また職員に対するメッセージがあればお伺いしたいというふうに思います。

**○高原会計管理者** ありがとうございます。私が入ったのが昭和54年でございますけれども、その当時は担当で県民の方からお問い合わせがあったときに出て、いろいろ御説明しても、「女じゃつまらん、男出せ」という時代でした。本当にそのときは悔しくて涙が出るぐらいの気持ちでした。でも、今、それからすると随分変わってきました。女性が担当でも、「上司にかわれ」と言っていて、女性が上司であっても県民の方はずっと上司なんだということで受け取ってもらえます。やはり世の中随分変わってきたなというふうに思います。

私自身のことで言うと、私が頑張ったというよりも、やはり周りの職員の方々に支えられる、あるいは先輩に引っ張られる、あるいは、こうやって議会の場でいろいろ教えていただくこともあったと。女性だけが頑張っても絶対だめだと思います。女性自身が頑張るのはもちろんなんですけど、皆様方がやはり支えながら、引っ張りながら、将来きちっとした男女共同参画、まだまだ途中にあると思うんですけども、本当にそれが実現できるように、みんなで力を合わせなきゃいけないんだろうなというふうに思い

ます。今後とも女性の活躍のために、先生方もぜひ御協力をお願いしたいと思います。本当にありがとうございました。

**○二見委員長** ほかほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○二見委員長** では、以上をもって会計管理局を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時6分休憩

---

午後3時8分再開

**○二見委員長** 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明を求めます。なお、委員の質疑は、説明が全て終了した後をお願いいたします。

**○金子人事委員会事務局長** 人事委員会事務局でございます。平成29年度の当初予算につきまして御説明をいたします。お手元の歳出予算説明資料505ページをお開きください。表の左から2列目、当初予算額の欄でありますけれども、人事委員会事務局の当初予算総額は1億4,283万8,000円をお願いいたしておりまして、前年度当初予算総額と比べますと、48万4,000円、0.3%の増となっております。

それでは、主な内容について御説明いたします。509ページをお開きください。まず、上から4段目の(目)委員会費702万3,000円でありまして、その内訳といたしましては、(事項)委員報酬635万6,000円が人事委員3名に対する報酬であります。また、(事項)委員会運営費66万7,000円は、人事委員会の会議開催等に要する経費であります。

次に、中ほどの(目)事務局費の1億3,581万5,000円でありまして、その内訳は、(事項)職員費1億1,277万8,000円が事務局職員15名の

人件費であります。

次の(事項)事務局運営費540万3,000円は、人事委員会事務局の運営に要する事務的経費であります。

一番下の(事項)県職員採用試験及び任用研修調査費1,176万9,000円ですが、次のページをお願いいたします。内容としましては、1の県職員採用試験実施費は、試験案内や試験問題の作成、会場借り上げなどの試験の実施等に要する事務的経費であります。また、2の任用制度等に関する調査研究費は、人事行政に関する調査研究等に要する経費であります。

次の(事項)警察官採用共同試験実施費251万9,000円は、本県が警視庁ほか3つの府県と共同で警察官採用試験を実施するための経費でありまして、試験案内や試験問題の作成等に要する事務的経費であります。

次の(事項)給与その他の勤務条件の調査研究費179万1,000円ですが、その内容は、1の給与報告及び勧告に必要な調査研究費は、民間の給与実態調査を初め、人事委員会が行う職員の給与等に関する報告及び勧告に関する経費であります。また、2、給与その他の勤務条件の調査研究費は、勤務条件に関する調査や、職員に対する給与支払い状況の監理等に関する事務的経費であります。

最後に、その下の(事項)審査監督費155万5,000円は、不利益処分に関する審査請求等審査に要する経費及び人事委員会が権限を有する労働基準監督関係業務に関する経費であります。

当初予算についての説明は以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○二見委員長 説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

○星原委員 510ページのこの警察官採用共同試

験ということで警視庁なんかと一緒にやられているという話だったんですが、この割合というのは、これは受験者数で割るものなんですか、それとも均等でやるものなんですか、金額の。

○田畑総務課長 その負担金の割合なんですけれども、均等割と、それと採用予定者数割で、それで計算してから応分の負担を求めているところでございます。

○星原委員 結局いろんな書類とか、いろいろありますよね、印刷代とか、そういう部分だと思うんですよね。そうすると、均等割というのは、書類のあれが一緒なんだということと、今度は逆に数で印刷物が違ってくる、受ける県ごとにね、警視庁なんかはかなり受けるのかどうかわかりませんが、どこが一番、採用が多いところほど数がふえるのかなというふうに思うんですが、その辺は関係なく、もう統一で、かかった経費を案分して分けているというふうにとればいいということですかね。

○田畑総務課長 共同試験につきましては、男性警察官だけなんですけれども、その男性警察官の採用に係る試験問題作成費でありますとか、そういった需用費関係ですね、それを一応積算いたしまして、それを、先ほど言いましたけれども、採用予定数——宮崎県のほうで採用したいという予定数ですね。例えば今年度、警視庁の場合、試験区分AとBとあるんですけれども、予定数が5名ですね。それ以外の県では滋賀県、大阪府、兵庫県がそれぞれ同じように5名で上がってきておりまして、本県のほうがその5名に対して、それに相当するのが66名ということで、そういった本県の割合が結構多いんですけれども、ほかの都府県からいただくのは5名をベースにした負担金をいただいております。

○星原委員 わかりました。

○中野委員 ちょっとわかりませんでした、どこも5名ずつでしたよね。ということは、ここで試験を受けたうちの警視庁なら警視庁に5名は通るといことですかね。

○田畑総務課長 あくまでもこれは採用予定数でありまして、共同試験を実施するときに第1希望、第2希望というのをとるんですね。そして……

○中野委員 その次また質問したかったんだから、言うだけ答えりゃいいから。

○二見委員長 どうぞお答えください。

○田畑総務課長 よろしいですか。例えば本県を第1希望にして、第2希望を警視庁といった場合に、残念ながら本県のほうが一次試験で不合格になったといった方について、その情報を警視庁のほうに提供して、警視庁のほうをその方を二次試験に移すかどうかはまたそこで判断なんですけれども、移行して、もし向こうの基準に合致すれば合格と。不合格になる方も中にはいらっしやいますけれども。それで、必ず5名全部、過去、実績として採れるかどうかはあれなんですけれども、当初の予定数で一応この負担金のほうはいただいているところがございます。

○中野委員 もう言われたから入りにくいんですが、警視庁5名ですよ。そうすると、いろいろあって警視庁にということで一次合格がありますよね。本年度の例でいいんですが、何名合格ということで通知をされたんですかね、そしてまた実際は警視庁に何人合格したもんか。

○田畑総務課長 28年度の試験なんですけれども、最終合格者としましては、警視庁は警察官Aで2名、警察官Bで3名、そして合計5名となっております。ちなみに滋賀県が警察官A区

分で1名、警察官B区分で1名、合計2名。大阪府については、警察官Aがゼロ、警察官Bが5、合計5名と。ちなみに兵庫県が警察官Aがゼロ、警察官Bが1、合計1名ということで、本県を除く4都府県の合計でいきますと、警察官Aで3名の合格、警察官Bで10名の合格、合計13名が最終合格、他県のほうで最終合格されているというような状況でございます。

○中野委員 前段のほうの回答がなかったんですが、一次で何名合格通知を出したの。

○田畑総務課長 少しお時間をいただきたいと思います。

○中野委員 警視庁だけでええが。

○田畑総務課長 申しわけありませんが、ちょっと調べさせてください。

○中野委員 やっぱり重要なことやから。どのくらい合格して、どんな割合で合格するものかなと思ったもんだから。宮崎県警はハードルが高いって言いますよね。これは全国から募集しとるわけやからな。

○二見委員長 暫時休憩します。

午後3時21分休憩

---

午後3時27分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

ほかに質疑はないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 ありませんか。

そしたら、また後ほど御回答いただくということで。(「はい」と呼ぶ者あり)

では、以上をもって人事委員会事務局を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

午後3時27分休憩

---

午後 3 時29分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明を求めます。なお、委員の質疑は、説明が全て終了した後をお願いいたします。

○柳田監査事務局長 それでは、監査事務局の平成29年度一般会計当初予算について御説明をいたします。お手元の歳出予算説明資料の監査事務局のインデックスのある499ページをお開きください。監査事務局の当初予算額は、表の一番上にありますように、2億1,712万2,000円をお願いしております。

次に、その内容について御説明いたします。503ページをお開きください。まず、上から4段目、

(目) 一般管理費の1,505万円についてであります。これはその下にあります(事項)外部監査費でありまして、包括外部監査人による外部監査の実施に要する経費であります。

次に、中ほどの(目)委員費3,022万6,000円についてであります。この内訳につきましては、

(事項)委員報酬が2,865万2,000円で、これは監査委員4名の給与・報酬や職員手当等であります。

また、その下の(事項)運営費が157万4,000円で、これは監査委員の監査の実施に要する経費であります。

次に、下から3段目の(目)事務局費1億7,184万6,000円についてであります。この内訳につきましては、(事項)職員費が1億6,009万9,000円で、これは事務局職員19名分の人件費であります。

資料をめくっていただきまして504ページであります。(事項)運営費が1,174万7,000円で、これは事務局職員の監査活動や事務局の運営に要する経費であります。

予算については以上であります。

続きまして、議案第40号の包括外部監査契約の締結について、御説明いたします。議案書では209ページであります。お手元の常任委員会資料で御説明させていただきます。常任委員会資料の1ページをお開きください。

この議案は、1の提案の理由に記載しておりますとおり、平成29年度の包括外部監査契約の締結に当たりまして、地方自治法第252条の36第1項の規定によりまして、議会の議決に付するものであります。

まず、この監査契約の締結の流れを御説明いたします。右側2ページのイメージ図をごらんください。この包括外部監査契約は、知事と外部監査人との契約であります。地方自治法の規定によりまして、監査事務局長が知事の契約事務を補助執行いたしております。

具体的な契約の手續につきましては、図の下の①にありますように、知事が監査委員に契約締結の意見を求め、これを受けまして②のとおり、監査委員が合議による意見を知事に提出いたします。知事は、③にありますように、契約締結の議案を議会に提出し、御審議いただくということになっております。

1ページにお戻りいただきたいと思っております。この契約の目的は、2にありますように、包括外部監査人による監査の実施及びその結果の報告を求めるものであります。契約の金額は、3にありますように、1,442万8,000円を上限とする額としております。

次に、4の契約の相手方であります。地方自治法では、外部監査人として契約できるものは、弁護士、公認会計士等とされておりますが、包括外部監査が財務監査であることに鑑みまして、日本公認会計士協会南九州会宮崎部会から推薦



いただきました公認会計士の大塚孝一氏と契約いたしたいと考えております。大塚氏は、公認会計士として18年の監査実務の経験があり、また、これまで本県の包括外部監査の補助者としても6年間従事されるなど、経験豊富でありますので、包括外部監査人として適任であると考えております。

なお、昨年度の当委員会におきまして、包括外部監査人の選任のあり方について御意見をいただきましたので、その御意見を踏まえまして他県の状況等を調査し、慎重に検討した上で、知事部局とも協議を行った結果、引き続き、財務監査に精通している公認会計士との契約締結を提案することとしたところであります。

契約の期間は、5にありますように、平成29年4月1日から平成30年3月31日まででございます。

議案の説明は以上であります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

**○二見委員長** 説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

**○星原委員** そしたら、503ページのここに監査委員4名の報酬等と書いてあるんですが、この内訳をちょっと教えてもらいたいんですけれど。

**○村上監査第一課長** 報酬、委員報酬の内訳ですけれども、まず議員選出の監査委員につきまして報酬という形で月額6万7,000円の12カ月分、あと日額、監査をしていただいた日に応じて1万5,600円のお二人ということで、348万円が報酬になっております。(「2人で」と呼ぶ者あり)お二人で。(「1人」と呼ぶ者あり)お一人は174万円になります。ただ、日数に応じてですので、これは予算上とっているということで、実際とはまた違った数字になります。減ります。

あと、識見委員、常勤の識見委員の給料として月額65万7,000円の12カ月のお二人ということで、1,576万8,000円、それに期末手当と新たに通勤手当がつきますので、それが517万8,000円、あと共済費ということで、保険関係なんですけれども、422万6,000円ということで、こちらのほうがお二人で2,517万2,000円となっております。

**○中野委員** 包括外部監査制度のことでお尋ねしますが、これの契約をするに当たって、知事が監査委員に意見聴取をするというふうになっていきますよね。それに対する意見があるわけですが、何か今回について監査委員から意見がありましたか。

**○村上監査第一課長** 局長が先ほど説明いたしましたように、この外部監査人の候補者の方は長年の公認会計士としての経験と、あと平成11年度から6年間、県の包括外部監査の補助者をしていただいているということと、また、19年からは本県の入札契約監視委員会委員も務めていらっしゃるというような経験を有しておられるということで、本県の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に精通されているということで、異議なしという監査委員からの意見を知事のほうに送っております。

**○中野委員** そういうことを聞いているんじゃないけど、わかりました。

**○坂口委員** 今後、監査テーマとか監査範囲が決まっていくわけですよね。その流れというのは、形式だけでいいんですけれど、こういった流れで、最終的にこの部分についてこういった監査をやりますというのは決定していくんですか。

**○村上監査第一課長** この議会で監査委員として議決いただきましたら、今後、監査人のほう

が補助者を選定されまして、その補助者とチームを組まれて監査テーマを決めていかれます。それに関しましては、いろいろ意見を監査事務局のほうにも聞かれるということはされると伺っております。そのテーマが決まりましたら、監査を開始しますという通知を監査委員のほうにいただきまして、そして監査を開始されていくという手順になってまいります。

ただ、補助者に関しましては、監査委員のほうに報告いただくことになっておりますので、補助人が決まった段階で監査委員のほうには御報告いただくようになっております。

**○坂口委員** そうすると、監査対象を決めるのはあくまでも外部監査人として認められた方がやっていく、そこに関与はできないわけですよ。そうすると、補助員に対しては、問題ないかというようなところの確認ができれば、そこもやはり100%、選任された監査人が自分の意思で決めるということによかったんですかね。

**○村上監査第一課長** 報告ということですので、監査人のほうで決められるということです。

**○二見委員長** では、その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○二見委員長** では、以上をもって監査事務局を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

午後 3 時41分休憩

---

午後 3 時44分再開

**○二見委員長** 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明を求めます。なお、委員の質疑は、説明が全て終了した後をお願いします。

**○甲斐議会事務局長** 議会事務局の平成29年度

当初予算につきまして御説明いたします。お手元の歳出予算説明資料の1ページをお開きください。議会事務局の平成29年度当初予算は11億1,766万1,000円を計上しておりまして、平成28年度当初予算と比べまして2,466万5,000円、率にして2.1%の減となっておりますが、平成28年度当初予算では、委員会室放送設備の大規模改修費用等を計上しており、その費用を除きますと、実質的には若干の増となっております。

それでは、当初予算の主な内容について御説明いたします。5ページをお開きください。まず、上から4段目の(目)議会費でございますが、7億5,144万3,000円を計上しております。以下、事項ごとに御説明いたします。

まず、その下の(事項)議員報酬でございますが、議員の報酬、期末手当として4億8,862万2,000円を計上しております。

次に、(事項)本会議運営費でございますが、本会議及び議会運営委員会の開催などに要する経費として2,686万9,000円を計上しております。

次に、(事項)常任委員会運営費でございますが、常任委員会の開催、県内外調査活動などに要する経費として1,157万2,000円を計上しております。

次に、(事項)議会一般運営費でございますが、正副議長の各種大会・協議会等への出席や、議員年金負担金、政務活動費などに要する経費として2億1,637万5,000円を計上しております。このうち、説明欄の3、各種協議会負担金等2億839万4,000円には、政務活動交付金約1億4,040万円や議員年金の給付に係る地方負担金約6,151万4,000円などを計上しております。

6ページをお開きください。一番上の段の(事項)特別委員会運営費でございますが、特別委員会の開催、県内外調査活動などに要する経費

として800万5,000円を計上しております。

次に、(目)事務局費でございますが、3億6,621万8,000円を計上しております。以下、事項ごとに御説明いたします。

まず、(事項)職員費でございます。事務局の職員31名の給与等として2億4,838万6,000円を計上しております。

次に、(事項)本会議運営費でございますが、本会議の記録、印刷などに要する経費として1,229万8,000円を計上しております。

次に、(事項)常任委員会運営費でございますが、常任委員会調査活動の随行などに要する経費として260万4,000円を計上しております。

次に、(事項)図書室運営費でございますが、議員の調査活動に供するための図書購入など、議会図書室の運営に要する経費として766万円を計上しております。

7ページをごらんください。(事項)議員寮運営費でございますが、議員寮運営に必要な管理人等の経費として880万2,000円を計上しております。

次に、(事項)議会一般運営費でございますが、議会広報などの一般運営に要する経費として8,020万9,000円を計上しております。

次に、(事項)議会史編さん費でございますが、議会史の編さんに要する経費として548万3,000円を計上しております。今回の議会史につきましては、平成15年度から18年度までを「第23集」としまして編さんすることとしております。

最後に、(事項)特別委員会運営費でございますが、特別委員会調査活動の随行に要する経費として77万6,000円を計上しております。

予算の内訳は以上ですが、これら予算に基づきまして円滑な議会運営に努めてまいりたいと思います。説明は以上でございます。

○二見委員長 説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

○日高委員 議会一般運営費に要する経費で議長が各種大会・協議会出席、これ年間、回数つてどれぐらい。

○外山総務課長 概算ですけれども、正副議長合わせた実績200件、200回ほど公務で出張しています。

○甲斐議会事務局長 ただいまの答えの補足といたしますか、全国規模、九州規模のものに立場として出られる大会もございますし、それから執行部の県内行事も、多くの行事がございますので、それに出ているところでは。

○二見委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 では、その他で何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 以上をもって議会事務局を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

午後3時51分休憩

---

午後3時53分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

ここで皆様にお伺いしますが、本日の審査内容を踏まえ、御意見があればお願いいたします。特にないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 では、次に採決についてですが、委員会日程の最終日に行うこととなっておりますので、16日木曜日に行いたいと思います。開会時刻は15時としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのように決定いた

平成29年 3月14日(火)

します。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 ないようでしたら、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午後 3時55分散会

平成29年3月16日(木曜日)

---

午後3時2分再開

---

出席委員(8人)

委員	長	二見康之
副委員	長	重松幸次郎
委員		坂口博美
委員		星原透
委員		中野一則
委員		日高博之
委員		満行潤一
委員		来住一人

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

---

事務局職員出席者

議事課主査	長	谷恵美子
総務課主任主事		日高真吾

---

○二見委員長 委員会を再開いたします。

それでは、まず議案の採決を行います。採決の前に各議案につきまして、賛否も含め御意見がありましたら、お願いいたします。

○来住委員 ただいまから採決される議案の中の議案第29号と議案第31号については同意できませんので、他のものについては同意いたしません、前もって。「理由は」と呼ぶ者あり)理由は本会議場で。

○二見委員長 ほかにほございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 では、ほかにないようですので、これより議案の採決を行います。

では、一部を個別採決、残りを一括採決するといったいたしたいんですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、まず議案第29号、第31号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○二見委員長 賛成多数。よって、議案第29号、第31号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第1号、第2号、第3号、第23号、第24号、第25号、第28号、第30号、第32号、第40号、第44号、第45号の各号議案について、一括して採決いたします。

各号議案につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 御異議なしと認めます。よって、各号議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目及び内容について御意見をお願いいたします。

暫時休憩します。

午後3時4分休憩

---

午後3時17分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、ただいまの御意見等を参考にさせていただきながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。総合政策及び行財政対策に関する調査

平成29年 3月16日(木)

については継続調査といたしたいと思いますが、  
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 御異議ありませんので、その旨、  
議長に申し出ることといたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 以上で委員会を終了いたします。  
委員の皆様お疲れさまでした。

午後 3時17分閉会